

# 野々市市第一次総合計画 後期基本計画 （原案）

平成28年9月

## 目次

第1章	基本構想	
第1節	後期基本計画策定の趣旨	2
第2節	野々市市を取り巻く社会動向	3
第3節	現状分析	4
1	人口の変動	4
2	意識調査結果	6
3	前期基本計画期間の進捗	7
第4節	野々市市の課題	9
第5節	目標人口	11
第6節	後期基本計画における基本構想の考え方	13
第7節	後期基本計画におけるまちづくりの方向性	15
第2章	基本計画	
第1節	基本計画の実施にあたって	34
第2節	基本計画体系	35
第3節	重点プロジェクト	36
1	重点プロジェクトの考え方	36
2	重点プロジェクト	38
第4節	基本計画	42
1	基本計画の見方	42
政策1	一人ひとりが担い手のまち	44
政策2	生涯健康 心のかよう福祉のまち	61
政策3	安心とぬくもりを感じるまち	75
政策4	環境について考える人が住むまち	85
政策5	みんながキャンパスライフを楽しむまち	95
政策6	野々市産の活気あふれるまち	109
政策7	くらし充実 快適がゆきとどくまち	122
政策8	住み続けたい！をみんなの声でつくるまち	134

# 第1章

# 基本構想

# 第1章 基本構想

## 第1節 後期基本計画策定の趣旨

平成24年度から平成33年度の10年間の展望し、めざすべき将来像を定め、これを達成するための方針と基本的な施策を明らかにした野々市市第一次総合計画は、策定から5年を経過しました。

この間、PDCAサイクルにより、毎年、野々市市第一次総合計画に掲げたすべての施策を評価し、その進捗を確認しながらまちづくりを推進してきました。

本市を取り巻く状況、社会全体の動向は変化し続けています。

計画期間の中間年を迎えるにあたり、これまでの5年間で実施してきた施策の達成状況を総括し、また、本市を取り巻く新たな状況を整理しなおし、野々市市第一次総合計画の後期期間のまちづくりを確実に推進し、将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」の達成をめざすため、前期基本計画を見直し、ここに後期基本計画を策定します。

平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

### 基本構想 10年

前期基本計画 5年

後期基本計画 5年



## 第1章 基本構想

### 第2節 野々市市を取り巻く社会動向

我が国では、ライフスタイルの多様化などを背景として出生率が低下し、子どもの数が減ることで、高齢者の人口割合が増加を続けています。

平成27年国勢調査の結果では、日本の総人口は1億2,711万人となり、大正9年に国勢調査を開始して以来、初めて人口が減少に転じました。

平成22年から平成27年の5年間で、94万7千人が減少し、本格的な人口減少時代を迎えています。

大都市に人口が集中し、地方の人口が減少する状況に歯止めをかけ、地域経済のにぎわいや活力を維持するため、国では「地方創生」の取り組みを進めています。

地方自治体でも「地方版総合戦略」を策定し、地域の特性を生かしながら、人口減少に対応し、地域の活力を維持するために取り組んでいます。

地方分権時代において、特色ある自立型地域づくりの重要性が、ますます高まっています。

現代の私たちの社会や生活は、時間や距離による制約がとりはられ、めまぐるしいスピードで変化を続けています。

平成27年3月には、県民の念願であった北陸新幹線が金沢まで開業しました。このことにより、全国から北陸に注目が集まり、観光客が増加し、交流人口が拡大しています。

交通網の発達により移動時間が短縮され、人的交流や物流のあり方が変わってきました。

また、情報化社会の進展により、どこでも、誰とでも瞬時につながることができるようになり、情報発信のあり方も様変わりしています。

このような本市を取り巻く社会動向をふまえ、本市の強みを最大限に生かした魅力あるまちづくりを進めていきます。

#### 本市を取り巻く状況

##### 【国レベル】

- ◆日本全体の人口の減少に伴う地方創生の推進
- ◆一億総活躍社会の実現
- ◆女性の活躍推進
- ◆働き方改革 など

##### 【広域レベル】

- ◆北陸新幹線金沢開業
- ◆連携中枢都市圏の形成など

##### 【県レベル】

- ◆北陸新幹線金沢開業
- ◆石川県長期構想の策定

##### 【野々市市レベル】

- ◆まちづくり基本条例の制定
- ◆野々市中央地区整備事業による新図書館、新中央公民館の整備着手
- ◆新たな土地区画整理事業の推進 など

# 第1章 基本構想

## 第3節 現状分析

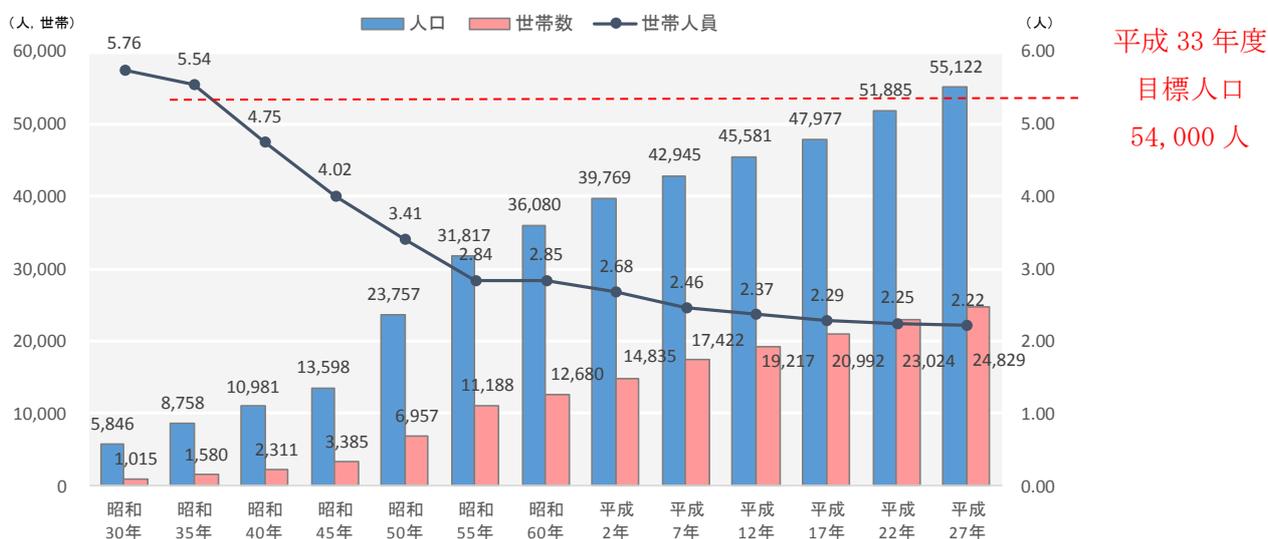
### 1 人口の変動

#### (1) 平成27年国勢調査の結果

平成27年国勢調査（速報値）の結果、本市の人口は55,122人となり、平成22年から平成27年の5年間で、3,237人増加しました。

世帯数は24,829世帯となり、平成22年から平成27年の5年間で、1,805世帯増加しました。

総合計画の目標年次である平成33年度の目標人口を54,000人としていましたが、これを上回る結果となったため、目標人口の再設定が必要となります。



平成33年度  
目標人口  
54,000人

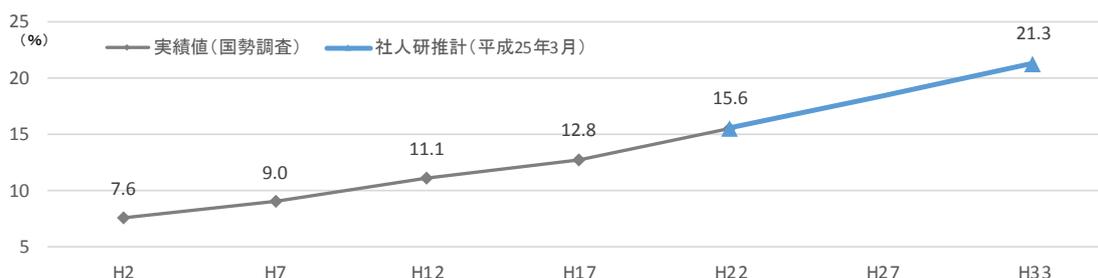
#### (2) 高齢化率の推移

(速報値)

本市の高齢化率は、平成2年から上昇を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月）によると、平成33年には高齢化率が21%以上となり、超高齢社会へ突入するとされています。

このことから、高齢化率の上昇に充分に対応していくことが重要となります。

本市の高齢化率の推移



## 第1章 基本構想

### 第3節 現状分析

#### (3) 石川中央都市圏の人口

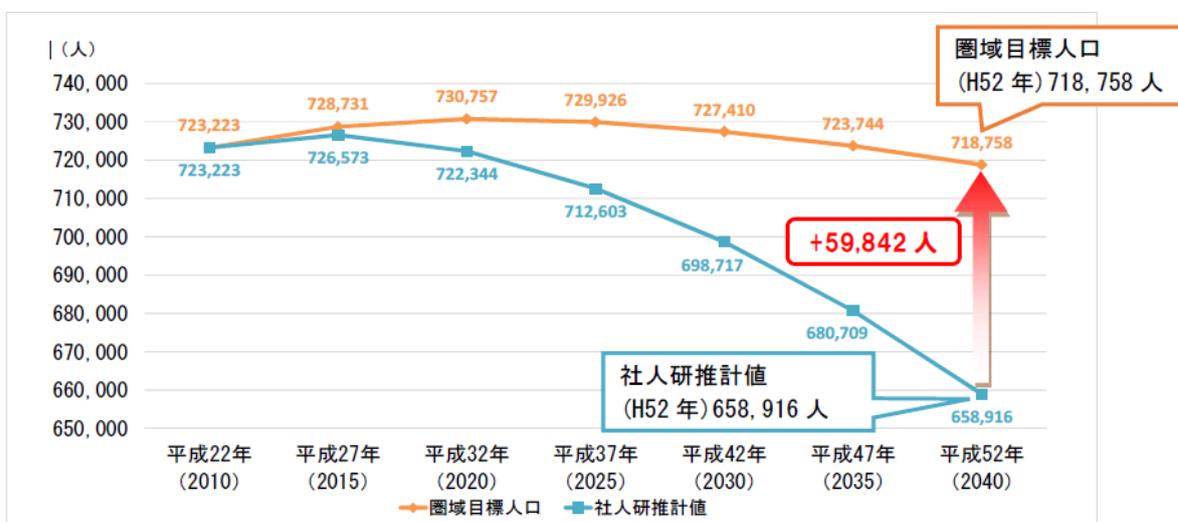
平成28年3月に金沢市が策定した石川中央都市圏ビジョン（※）によれば、石川中央都市圏（金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市）の圏域の人口は、平成27年をピークに、減少に転じるとされています。

本市の人口増加は、社会移動による人口流入、特に、隣接する金沢市、白山市からの人口流入が多いという特徴があります。

したがって、石川中央都市圏の圏域の人口減少は、本市の人口増加の鈍化につながります。

このことから、人口流入の水準を、可能な限り維持していくことが重要となります。

石川中央都市圏の総人口と将来推計人口



## 第1章 基本構想

### 第3節 現状分析

#### 2 意識調査結果

本市での暮らしや協働のまちづくりに対する市民及び転出者の意識を把握するため、平成27年度に意識調査を実施しました。

	市民意識調査	転出者意識調査
調査対象者	野々市市民(20歳以上) 1,000名(無作為抽出)	2012(平成24)年7月～2015(平成27)年6月 末までに野々市から転出した者(各年6月末 時点で18歳以上)1,000名(無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	平成27年7月10日～8月14日	平成27年7月10日～8月14日
有効回答数	399件(40.4%)	220件(24.3%)

調査結果の概要は、次のとおりです。

#### ◆市民協働のまちづくりは、道半ばであるといえます

「まちづくりに主体的に関わりたい」と考えている市民は39.7%にとどまっていますが、「地域の活動に参加している」と回答した市民は、52.8%にのぼります。市民協働の理念が広がり始め、積極的に協働事業に取り組む市民が、徐々に増加しています。

#### ◆本市の魅力の発信力、ブランド力に磨きをかける必要があります

「地域の資源を生かした産業が根付いている」(24.6%)、「本市の魅力が他の地域に発信されている」(41.6%)と感じている市民は、少ないということがわかりました。

#### ◆本市のおすすめには、野々市じょんからまつりとおしゃれなお店があります

「本市のおすすめ場所や紹介するイベント」では、「野々市じょんからまつり」(33名)、「野々市市役所とその周辺」(23名)、「おしゃれなカフェや飲食店が多数ある」(22名)、「大小いろいろなお店があり買い物しやすい」(22名)といった回答が続きました。

#### ◆本市の強みは、暮らしやすい住環境といえます

「本市の印象」として、「住みやすい」(91.3%)、「魅力ある住環境が整備されている」(75.8%)と感じている市民が多くいることがわかりました。平成21年に実施した「住民アンケート調査」と比較しても、いずれの調査でも半数以上の市民が「住みやすい」と感じており、「住みやすさ」が維持されていることがわかります。

## 第1章 基本構想

### 第3節 現状分析

#### 3 前期基本計画期間の進捗

施策ごとの前期基本計画期間の政策の進捗を確認したところ、以下の3つに大別されました。

- 1) 順調に目標を達成しているもの
- 2) おおむね順調に進展しているが、引き続き着実に取り組んでいく必要があるもの
- 3) 進展に遅れがみられたり拡充が必要であったりと、重点的に取り組んでいく必要があるもの

#### 政策1 【市民生活】一人ひとりが担い手のまち

4つの施策を掲げ、一人ひとりがまちづくりの担い手として、市民主体の特色あるまちづくりを進めてきました。

「1-1 市民協働のまちづくり」は、おおむね順調に進んでいます。「1-2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上」、「1-3 多文化共生と国際・国内交流の充実」、「1-4 思いやりのまちづくり」は、重点的に取り組んでいく必要があります。

#### 政策2 【福祉・健康・医療】生涯健康 心のかよう福祉のまち

4つの施策を掲げ、市民の健康づくりを進めてきました。その結果、「2-1 地域福祉社会の創造」、「2-2 健康づくりの推進」は、おおむね順調に進んでいます。「2-3 高齢者と障害のある方の福祉の推進」、「2-4 子育て支援の推進」は、重点的に着実に取り組んでいく必要があります。

#### 政策3 【安全安心】安心とぬくもりを感じるまち

「防災対策の充実」「消防と救急体制の充実」「交通安全対策の強化」「防犯対策の強化」「消費者の利益の保護」の5つの施策を掲げ、まちの安全性を高め、安全安心を感じられるまちづくりを進めてきました。その結果、すべての施策が、おおむね順調に目標を達成しています。

#### 政策4 【環境】環境について考える人が住むまち

3つの施策を掲げ、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めてきました。その結果、「4-2 生活環境の保全」、「4-3 環境保全のために行動するひとづくり」は、おおむね順調に進んでいます。「4-1 環境負荷の少ない社会の構築」は、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。

## 第1章 基本構想

### 第3節 現状分析

#### 政策5 【生涯学習・教育】みんながキャンパスライフを楽しむまち

5つの施策を掲げ、生涯にわたって楽しみながら学ぶことができるまちづくりを進めてきました。その結果、「5-4 文化・スポーツ活動の充実」、「5-5 文化の継承と創造と担い手の育成」はおおむね順調に進んでいます。「5-1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実」、「5-2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり」、「5-3 生涯学習社会の充実」では、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。

#### 政策6 【産業振興】野々市産の活気あふれるまち

4つの施策を掲げ、地域の特性を生かした産業の育成に取り組んできました。その結果、「6-2 農業の活性化」、「6-3 勤労者福祉の充実」、「6-4 観光資源の発掘」は、おおむね順調に進んでいます。「6-1 商工業の活性化」は、重点的に取り組んでいく必要があります。

#### 政策7 【都市基盤】くらし充実快適がゆきとどくまち

「魅力ある街並み形成と住環境整備」「交通の円滑化と公共交通網の充実」「雨水排水対策の充実」「循環する水資源の適正利用」の4つの施策を掲げ、安全で快適な都市基盤づくりを実施してきました。その結果、すべての施策が、おおむね順調に目標を達成しています。

#### 政策8 【行財政運営】住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

3つの施策を掲げ、職務遂行能力が高く、開かれた、信頼される行政をめざしてきました。その結果、「8-2 人材育成の推進」はおおむね順調に目標達成しているものの、「8-1 開かれた市政の推進」、「8-3 安定した行財政運営の推進」では、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。

## 第1章 基本構想

### 第4節 野々市市の課題

第3節で、人口の変動、意識調査、前期基本計画期間の進捗から本市の現状を分析しました。分析の結果、本市が直面している主な課題として、次の課題が挙げられます。

#### まちづくり

本市の人口は増加が続いていますが、全国的な人口減少は、本市にとっても深刻な問題です。

本市の人口増加は、隣接する金沢市、白山市からの人口流入によるものが多いことから、本市を含む石川中央都市圏の人口は、平成27年をピークに減少に転じるとされており、石川中央都市圏の人口の減少に伴い、本市の人口増加が鈍化していくことが心配されます。

市民協働のまちづくりについては、現在、半数程度の市民が、協働のまちづくりに携わっている傾向が見られます。

本市には、町内会やボランティア団体、大学も含め、さまざまな魅力や強みをもつ主体が、それぞれの分野でまちづくりに携わっています。

市民協働のまちづくりの理念を広め、市民協働のまちづくりを実践するための具体的な活動へと拡充させ、市全体で市民協働への取り組みを活性化させていくことが必要です。

#### 生活環境

平穏な日々の生活の中では、災害や事故などへの危機意識が薄らぎやすくなります。

前触れなく発生する災害時に、市民一人ひとりが適切に対応できるよう、日頃の備えと危機意識をもつことの重要性を伝えていくことが必要です。

通信サービスに関連した消費トラブルが増加しており、若年者から高齢者まで、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性がある中、学生や社会人といった若年者への啓発・教育の機会が少ないという課題があります。

町内会のごみ集積所へ違反ごみが排出されたり、町内会や子ども会、市のエコステーションでのリサイクル資源の収集量が低下したりしています。また、事業系ごみも増加しています。市民の環境保全意識が、実際のごみの減量化や適性処理につながっていないという課題があります。

市営中林住宅の住宅内や市道歩道のバリアフリー化により、市街地環境と住環境のきめ細かい整備が必要です。

公園を対象としたアダプトプログラムの締結団体数や、道路への愛称の設置数が伸び悩んでいます。

## 第1章 基本構想

### 第4節 野々市市の課題

#### 産業

商工業の活性化のために、中小企業と大学との共同研究への補助や、若手経営者、管理者の養成のための措置といった各種制度がありますが、利用件数が伸び悩んでいます。

野々市ブランドの認定体制が整備されていないため、特産品を野々市ブランドとして戦略的にPRできていないことが課題となっています。

地域の資源を生かした産業が根付かせ、本市の魅力を他の地域に発信していく仕組みの構築が必要です。

#### 医療・福祉・保健

本市の高齢化は進んでおり、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりが求められています。そのためには、保健や医療といった環境を整備すること、包括的にサービスを提供できる体制を整えることに加え、こころとからだの健康を維持していくための、市民一人ひとりの意識の醸成、地域で支え合っていくという周囲の市民の理解が必要です。

これまでに、個別のニーズに応じたサービスを提供していますが、市民の利便性を向上させるため、包括的にサービスを提供できる体制の構築が求められます。

特に、結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行う野々市版ネウボラや、高齢者が安心して地域で暮らしていくための野々市版地域包括ケアシステムの構築が必要です。

#### 生涯学習

家庭、地域、学校の連携のもと、地域全体で学び続けることができる、キャンパスシティを実現するための取り組みが必要です。

野々市中央地区に整備する「文化交流拠点施設（新図書館）」と「地域中心交流拠点施設（新中央公民館）」を、活動の場、活動を深めるための学習の場、活動を広めるための交流と発信の場として活用することで、市民の自発的な活動、市民主体の活動を促進し、本市独自の生涯学習や教育を推進する必要があります。

#### 行財政運営

マイナンバーカードの普及に伴い、窓口での手続き方法が大きく変わる可能性が大きいことから、今後の窓口サービスのあり方を検討する必要があります。

安定した行財政運営の推進には、安定した財源の確保が欠かせません。これまでも市税徴収率の向上に取り組んできましたが、自主財源の確保に向けた検討に取り組む必要があります。

## 第1章 基本構想

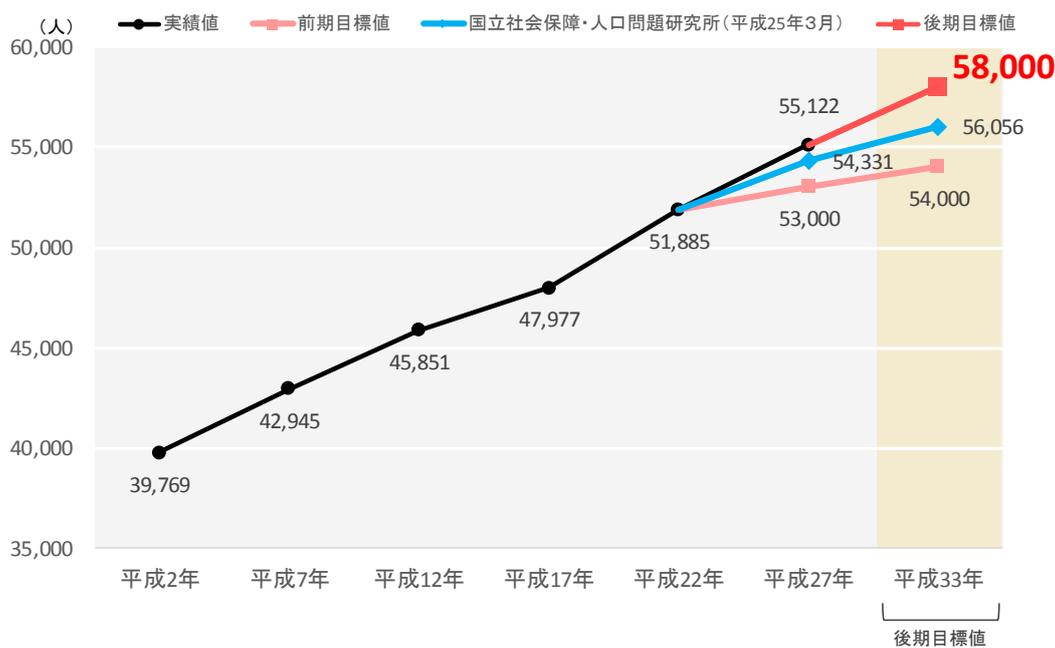
### 第5節 目標人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

本市の人口は、全国的に少子高齢化が進展するなか、国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計（平成25年3月）では、増加傾向が続くものと予測されています。

また、平成27年国勢調査（※速報値）の結果、本市の人口は55,122人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を超える人口増加となりました。

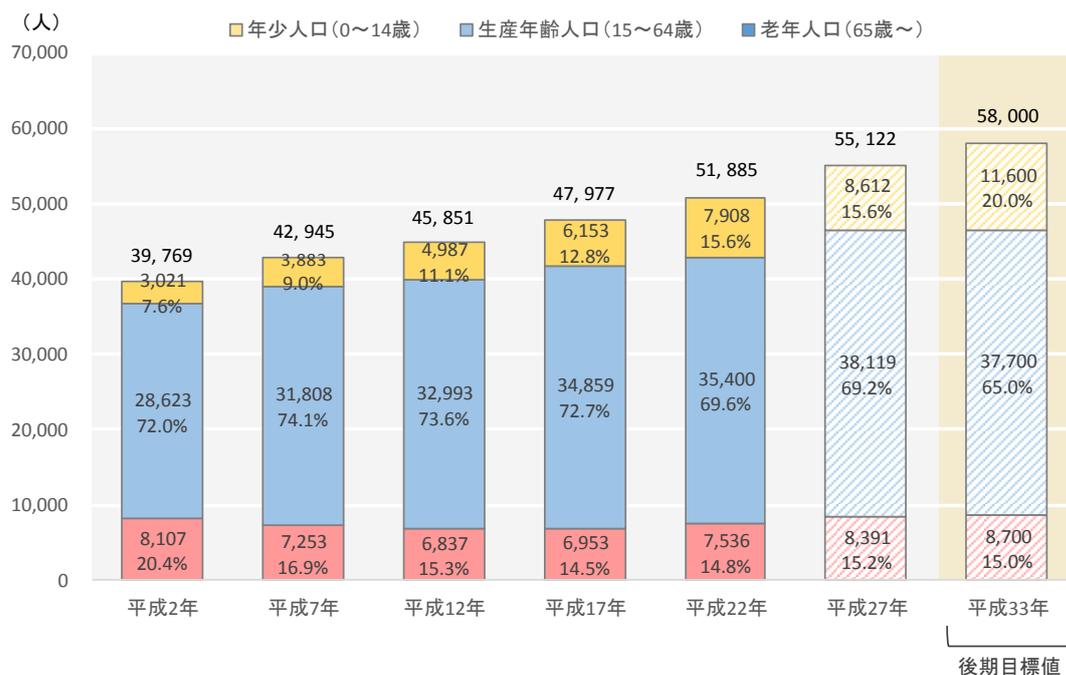
後期基本計画では、人口の変動と人口動態の状況から、人口増加以上に、年齢3区分別人口の構成を意識し、市民が豊かに暮らしていけるように施策を展開していきます。また、目標年次である平成33年度の人口を、**58,000人**とします。



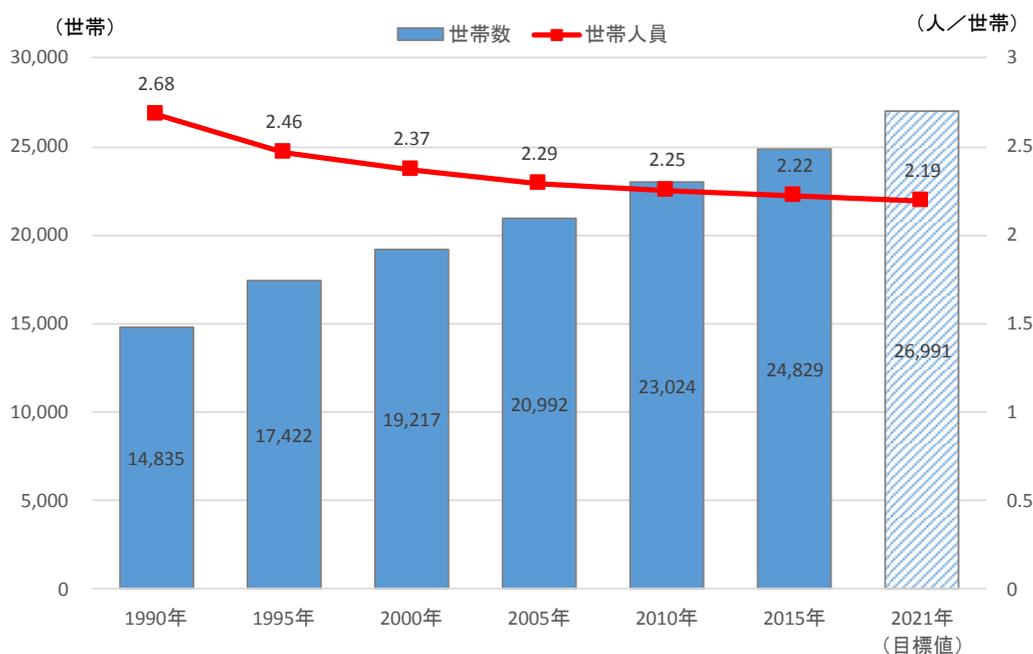
## 第1章 基本構想

### 第5節 目標人口

年齢別人口を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が横ばいで移行し、老年人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化が進行することが予想されます。



世帯数は人口とともに増加傾向にあり、戸建て住宅比率の増加や子育て支援などの施策推進により、一世帯あたりの人員の減少傾向は緩やかになると予想されます。



## 第1章 基本構想

### 第6節 後期基本計画における基本構想の考え方

前期基本計画期間について、人口の変動と人口動態、意識調査結果、前期基本計画の進捗により現状を把握し、課題をまとめた結果、これらの課題を解決し、目標人口を達成するため、後期基本計画期間における基本構想については、次のとおりとします。

将来都市像と、将来都市像を実現するための8つのまちづくりの基本方針（政策）を継承し、まちづくりの基本目標（施策）の充実を行うことで、改めて将来都市像の達成をめざします。

#### 将来都市像

### 人の和で 椿十徳 生きるまち

- 椿の十徳
- ① 不老の徳  
年月を経ても老衰の様子を見せない
  - ② 公徳を守る徳  
落葉しないから木の下は汚れない
  - ③ 相互一致の徳  
接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る
  - ④ 謙遜の徳  
藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う
  - ⑤ 清浄の徳  
水清き土地によく生育する
  - ⑥ 矜持の徳  
プライドを失なわぬ徳
  - ⑦ 常緑不変の徳  
葉は常に濃緑で緑色に輝いている
  - ⑧ 操節を守る徳  
霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない
  - ⑨ 奉仕の徳  
毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を發揮する
  - ⑩ 厚生の徳  
椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している

#### 将来都市像を実現するためのまちづくりの基本方針

- 政策1 【市民生活】一人ひとりが担い手のまち
- 政策2 【福祉・健康・医療】生涯健康 心のかよう福祉のまち
- 政策3 【安全安心】安心とぬくもりを感じるまち
- 政策4 【環境】環境について考える人が住むまち
- 政策5 【生涯学習・教育】みんながキャンパスライフを楽しむまち
- 政策6 【産業振興】野々市産の活気あふれるまち
- 政策7 【都市基盤】くらし充実快適がゆきとどくまち
- 政策8 【行財政運営】住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

## 第1章 基本構想

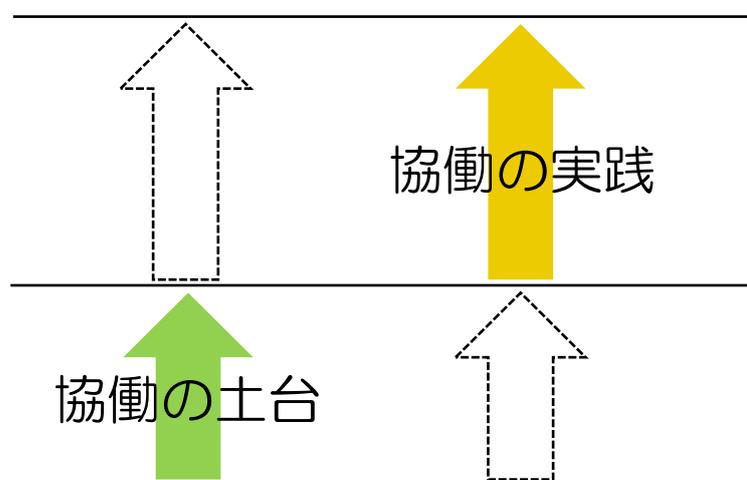
### 第6節 後期基本計画における基本構想の考え方

野々市市第一次総合計画では、将来都市像の実現のため、ともに創り、ともに育む市民協働のまちづくりの実現をめざしています。

前期基本計画期間では、まちづくり基本条例の制定と市民協働によるまちづくり推進指針の策定により、市民協働のまちづくりの土台を築きました。

後期基本計画期間には、市民協働の理念を多くの市民と広く共有することをめざし、前期基本計画期間に築いた市民協働のまちづくりの土台の上に、具体的な実践を積み重ね、市民協働のまちづくりを推進し、将来都市像を実現します。

#### 前期基本計画 後期基本計画



## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

後期基本計画におけるまちづくりの方向性は、次のとおりとします。

#### 1 人口の変動と人口動態からみたまちづくりの方向性

第一次総合計画に掲げた各施策を着実に実行してきた結果、これまでの5年間は、ゆるやかな人口増加を維持することができました。

ゆるやかな人口増加と年齢3区分別人口の構成を意識した施策として、次の3点により、4つの政策を充実させます。

- 1) 市民協働の施策 【政策1】
- 2) 仕事と子育てに関する施策 【政策2・政策6】
- 3) 健康寿命を延ばす施策 【政策1・政策2・政策5】

#### 2 意識調査の結果からみたまちづくりの方向性

意識調査の結果から導き出される今後の方向性として、次の3点により、4つの政策を充実させます。

- 1) 市民協働のまちづくりの理念を共有し、具体的な活動を展開する 【政策1】
- 2) 産業を創出し、ブランド力を高める 【政策6】
- 3) 暮らしやすい住環境を維持する 【政策2】【政策5】

#### 3 各政策の進捗状況からみたまちづくりの方向性

第一次総合計画第五次実施計画の進捗状況から、各政策の達成状況と今後の取り組みを確認したところ、次の政策を重点的に取り組むとする傾向が見られました。

ここから導き出される今後の方向性として、次の4点により、3つの政策を充実させます。

- 1) 市民連携の拠点を活用し、各団体の活動や連携事業を促進する 【政策1】
- 2) 結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を充実させる 【政策2】
- 3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域での支え合い体制を強化する 【政策2】
- 4) 地域の特性を生かした産業を育成する 【政策6】

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

第3節、第4節で、本市の現状と課題をまとめてきました。

第7節では、前期基本計画期間での取り組みの状況と本市の現状、課題について、第3節と第4節をもとに、政策ごとにまとめて整理します。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策1【市民生活】一人ひとりが担い手のまち

本市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色あるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくりまします。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり

#### これまでの5年間の取り組み

「市民協働のまちづくり」「ふるさと意識の醸成と愛着心の向上」「多文化共生と国際・国内交流の充実」「思いやりのまちづくり」の4つの施策を掲げ、一人ひとりがまちづくりの担い手として、市民が主役のまちづくりを進めてきました。

平成26年にまちづくり基本条例を制定し、市民協働のまちづくりの土台を築きました。

より具体的に市民協働のまちづくりを推進する提案型協働事業では、本市の課題の解決や魅力の発信の方策について、市民から積極的に提案がなされています。

これまでの行政主導のまちづくりから一歩前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政がお互いの役割を果たす、市民協働のまちづくりが動き始めました。

また、思いやりのある地域社会の実現をめざし、男女共同参画や人権、平和への意識について、市民一人一人の意識の向上を促進するための取り組みを実施しました。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

市民協働の提案型協働事業に参加している団体以外にも、本市には、町内会やボランティア団体、大学も含め、さまざまな強みをもつ主体が、それぞれの分野でまちづくりに携わっています。

それぞれの活動への支援や協力を行うとともに、市民協働のまちづくりの理念を広め、市民協働のまちづくりを実践するための具体的な活動へと拡充させ、市全体で市民協働への取り組みを活性化させていくことが必要です。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

平成31年度に開館予定の「地域中心交流拠点施設（新中央公民館）」には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーを設けます。

この「地域中心交流拠点施設（新中央公民館）」の活用により、市民、企業、NPO、大学などの交流、情報共有、連携を進め、市民協働の活動の拠点とすることで、市民協働のまちづくりの理念を共有し、市民協働のまちづくりを実践していきます。

一人ひとりがまちづくりの担い手として市民協働のまちづくりに主体的に携わることで、市民の本市への誇りや愛着を高め、市内外へ、本市の魅力をアピールしていきます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策2 【福祉・健康・医療】生涯健康 心のかよう福祉のまち

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 地域福祉社会の創造
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
- 施策4 思いやりのまちづくり

#### これまでの5年間の取り組み

「地域福祉社会の創造」「健康づくりの推進」「高齢者と障害のある方の福祉の推進」「子育て支援の推進」の4つの施策を掲げ、高齢者、障害のある方、子育てをする方など、それぞれのニーズに応じた健康づくりを進めてきました。

町内会の地域支え合いマップの作成が進み、地域ボランティアの人数も増加するなど、共に支え合う地域福祉社会づくりが進んでいます。

また、地域で暮らしていくための健康づくりの推進として、予防接種や健康診査、筋力アップトレーニングなどの介護予防を実施しました。

地域で暮らしていくためには、気軽に相談できる場が必要です。地域包括支援センターや子育て支援センター、福祉事務所など、各部署の窓口で相談に応じています。相談件数は増加しており、相談支援体制が定着し、浸透してきています。

子育て支援の推進では、妊産婦の健康診断、乳児の全戸訪問、保育施設の整備、放課後子ども教室の実施など、子どもの成長段階に応じた取り組みを実施しています。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らしていくためには、保健や医療といった環境を整備すること、包括的にサービスを提供できる体制を整えることに加え、こころとからだの健康を維持していくための市民一人ひとりの意識の醸成、地域での支え合いの重要性に対する周囲の市民の理解が必要です。

なお、これまでも、個別のニーズに応じてサービスを提供していますが、市民の利便性を向上させるため、包括的にサービスを提供できる体制の構築が課題となっています。

特に、結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援体制の構築が求められます。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

少子高齢化や核家族化といった家族構成の変化、ライフスタイルの変化などによる、市民のニーズやサービス量の変化を予測し、適切に対応できる体制を整えていく必要があります。

少子化に立ち向かうために、野々市版ネウボラの構築を図ります。

高齢者にいきいきと活躍していただくため、支え合い体制の強化を促進する包括ケアシステムを構築します。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策3 【安全安心】安心とぬくもりを感じるまち

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができ、ぬくもりを感じることでできるまちをつくりまします。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

#### これまでの5年間の取り組み

「防災対策の充実」「消防と救急体制の充実」「交通安全対策の強化」「防犯対策の強化」「消費者の利益の保護」の5つの施策を掲げ、まちの安全性を高め、安全安心を感じられるまちづくりを進めてきました。

前触れなく発生する災害には、日頃の備えが重要です。自主防災組織や地域防災リーダーは増加し、住宅や避難所となる公共施設の耐震化も進み、地域防災力は確実に向上していると考えられます。

交通事故や街頭犯罪は、誰にも身近に起こりうる問題です。事故や犯罪にあわない、巻き込まれないためには、危機意識をもつことが重要です。危機意識向上のため、交通安全や街頭犯罪抑止のための取り組みを促進しています。

消費トラブルは、近年、社会情勢の変化に応じて複雑、巧妙化しています。消費トラブルに巻き込まれないためには、情報の発信や相談体制の充実が必要であり、消費生活相談会を開催し、消費者の安全の確保を図っています。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

平穏な日々の生活の中では、危機意識が薄らぎやすくなります。

前触れなく発生する災害時に、市民一人ひとりが適切に対応できるよう、日頃の備えと危機意識をもつことの重要性を伝えていくことが必要です。

通信サービスに関連した消費トラブルが増加しており、若年者から高齢者まで、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。学生や社会人といった若年者への啓発・教育の機会が少ない現状にあります。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

安心とぬくもりを感じるまちづくりのためには、行政による環境や体制といった一定の整備も必要ですが、一番大切なことは、市民一人ひとりの意識です。

「自分の手で、自分や家族、財産を守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、意識の高揚のための取り組みを促進します。

また、通信サービスに関連した消費トラブルが増加しているといった傾向がある中、学生や社会人といった若年者への啓発・教育を充実させていきます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策4 【環境】環境について考える人が住むまち

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりを進めます。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 環境負荷の少ない社会の構築
- 施策2 生活環境の保全
- 施策3 環境保全のために行動するひとづくり

#### これまでの5年間の取り組み

「環境負荷の少ない社会の構築」「生活環境の保全」「環境保全のために行動するひとづくり」の3つの施策を掲げ、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めてきました。

環境ボランティアや環境教育に参加する市民は増加しており、環境保全意識が高まっています。

また、良質な住環境で“ふるさと野々市”として安心して住み続けられるよう、公営墓地公園の整備のための計画を策定しました。

#### 残された課題

町内会のごみ集積所へ違反ごみが排出されたり、町内会や子ども会、市のエコステーションでのリサイクル資源の収集量が低下したりしています。

また、事業系ごみも増加しています。

市民の環境保全意識の高まりが、ごみの減量化や適性処理につながっていないという課題があります。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

これから制定する環境基本条例や、策定する環境基本計画をもとに、市民一人ひとりが環境の保全のためにできることを広め、ごみの減量化や適性処理をめざします。

また、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民への理解を十分得ながら、公営墓地公園の整備に向けて、計画を推進していきます。

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けては、市民一人ひとりの意識と行動が欠かせません。

市民一人ひとりの意識と行動のもと、循環型社会の構築をめざし、市民が住み続けたいと思える環境を守っていきます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策5 【生涯学習・教育】みんながキャンパスライフを楽しむまち

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内（キャンパス）だけではなく、まち全体をキャンパスシティに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置付け、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組めます。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

#### これまでの5年間の取り組み

「知・徳・体のバランスが取れた教育の充実」「家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり」「生涯学習社会の充実」「文化・スポーツ活動の充実」「文化の継承と創造と担い手の育成」の5つ施策を掲げ、生涯にわたって楽しみながら学ぶことができるまちづくりを進めてきました。

学校教育では、英語教育や情報教育の推進による教育環境の充実を進め、また、地域に根ざした学校づくり、ふるさと教育を進めています。

施設整備の面では、平成26年9月に小学校給食センターの供用を開始しました。食育推進のための見学通路や食育ホールも設置され、給食の提供の場としてだけでなく、食育の拠点としても活用されます。

文化・スポーツの分野では、美術展の出品数やニュースポーツ大会の参加人数が増加するなど、市民が積極的に生涯学習活動に参加しています。

一方、青少年ボランティアは減少し、家庭教育サポーターや地区公民館の自主サークル数、施設利用者数が伸び悩んでいます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

家庭、地域、学校の連携のもと、地域全体で学び続けることができる、キャンパスシティを実現するための取り組みを促進します。

青少年ボランティアが減少し、家庭教育サポーターや地区公民館の自主サークル数、施設利用者数が伸び悩んでいる現状から、市民の自発的な活動、市民主体の活動を活性化させていくための取り組みが必要です。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

平成29年11月に開館予定の「文化交流拠点施設（新図書館）」には、図書館機能に加え、生涯学習機能を備えます。

また、平成31年4月に開館予定の「地域中心交流拠点施設（新中央公民館）」には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーといった、市民連携機能を備えます。

これらを、活動の場、活動を深めるための学習の場、活動を広めるための交流の場として活用していくことで、本市独自の生涯学習や教育を推進していきます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策6 【産業振興】野々市産の活気あふれるまち

地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、就業の確保と経済活動を活発化することによって、キラリと光る人とにぎわいがあふれるまちをめざします。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
- 施策3 勤労者福祉の充実
- 施策4 観光資源の発掘

#### これまでの5年間の取り組み

「商工業の活性化」「農業の活性化」「勤労者福祉の充実」「観光資源の発掘」の4つの施策を掲げ、地域の特性を生かした産業の育成に取り組んできました。

平成26年に、野々市市内外の観光・物産機関などと連携し、本市の観光事業の振興と地域物産の販売促進を目的に、観光物産協会が設立されました。

市役所庁舎に展示ブースを設け、野々市市の観光物産に関する「モノ」や「ヒト」、「コト」(※)について広く情報発信をしています。

市の魅力と情報発信には、知名度の高い市公式キャラクター「のっティ」を多角的に活用しています。

地域特産加工品の普及促進については、補助事業を活用し、ヤーコン焼酎をはじめ新たな加工品が開発された。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

商工業の活性化のためには、中小企業と大学との共同研究への補助や、若手経営者、管理者の養成のための措置といった各種制度がありますが、利用件数が伸び悩んでいます。

野々市ブランドの認定体制が整備されていないため、魅力ある商品の掘り起こしや、野々市ブランドの確立が遅れています。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

野々市らしい産業の創出をめざし、企業などへの支援体制を整備します。

商工業活性化のための各種制度を活用してもらうために、利用しやすい制度の検討や周知方法の検討を進めます。

市観光物産協会や大学、企業との連携により、特産品の開発や販売促進、産業の創出を強化することで、野々市ブランドの確立を促進します。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

##### 政策7 【都市基盤】くらし充実快適がゆきとどくまち

今後の増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざします。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用

#### これまでの5年間の取り組み

「魅力ある街並み形成と住環境整備」「交通の円滑化と公共交通網の充実」「雨水排水対策の充実」「循環する水資源の適正利用」の4つの施策を掲げ、安全で快適な都市基盤づくりを実施してきました。

平成26年3月に野々市中央地区土地利用構想を策定し、石川県立養護学校跡地及び本町の旧役場周辺の土地利用についての方針を定めました。

北西部土地区画整理事業も進み、子育て世代の居住環境の充実などを目的とした「つばきの郷住宅」も建設し、市北西部の平成27年国勢調査の人口増加は顕著なものとなりました。

コミュニティバス「のっティ」は、平成28年1月に利用者が200万人を超えました。運行を開始してから10年以上が経過し、市民の利便性を高めるためにルートや時刻の改正を重ね、地域の足として親しまれています。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

市営中林住宅の住宅内や市道歩道のバリアフリー化により、市街地環境と住環境のきめ細かな整備が必要です。

公園を対象としたアダプトプログラムの締結団体数や、道路への愛称の設置数が伸び悩んでいます。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

本市における将来の人口予測を踏まえ、居住機能や医療、福祉、商業などの都市機能の立地、公共交通などの充実に関する包括的な計画である立地適正化計画により、野々市版コンパクトシティの実現をめざします。

さらに、野々市中央地区土地利用構想に基づき、石川県立養護学校跡地には新市立図書館を中心とした文化交流拠点施設を、本町の旧役場周辺には新中央公民館を中心とした地域中心交流拠点施設を整備します。

中林地区及び西部中央地区については、土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路や都市公園の整備を推進していきます。

道路や水道などの都市基盤、市営住宅などについては、計画的に管理していくことで、長寿命化を図っていきます。アダプトプログラムや道路への愛称の設置を進め、都市基盤を通じた本市への市民の愛着を高めます。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### まちづくりの基本方針

#### 政策8 【行財政運営】住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づき、開かれた信頼される行政経営を推進します。

#### まちづくりの基本目標

- 施策1 開かれた市政の推進
- 施策2 人材育成の推進
- 施策3 安定した行財政運営の推進

#### これまでの5年間の取り組み

「開かれた市政の推進」「人材育成の推進」「安定した行財政運営の推進」の3つの施策を掲げ、職務遂行能力が高く、開かれた、信頼される行政をめざしてきました。

平成28年1月からは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。マイナンバー制度は、市役所など行政の窓口での手続きを簡素化し、市民サービスの一層の向上を目指す制度です。

平成28年3月には、石川中央都市圏の4市2町（金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市）による連携中枢都市が形成され、広域での行政サービスの拡充の体制が整いました。

## 第1章 基本構想

### 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性

#### 残された課題

マイナンバーカードの普及に伴い、窓口での手続きが大きく変わる可能性が大きいいため、今後の窓口サービスのあり方を検討していく必要があります。

安定した行財政運営の推進には、安定した財源の確保が欠かせません。これまでも市税徴収率の向上に取り組んできましたが、自主財源の確保に向けた検討に取り組む必要があります。

#### 課題解決のための方策・今後の方向性

第6次行政改革大綱（第6次）と連動させながら、限られた資源を活用した、効率的な行財政運営を進めます。

マイナンバーカードの普及に伴う窓口での手続きの変化に対応していくため、今後の窓口サービスのあり方を検討します。

石川中央都市圏において、防災、交通、医療、子育て、文化など、様々な分野での具体的な連携事業を促進します。

自主財源の拡充のため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングを推進します。

## 第2章

# 基本計画

## 第2章 基本計画

### 第1節 基本計画の実施にあたって

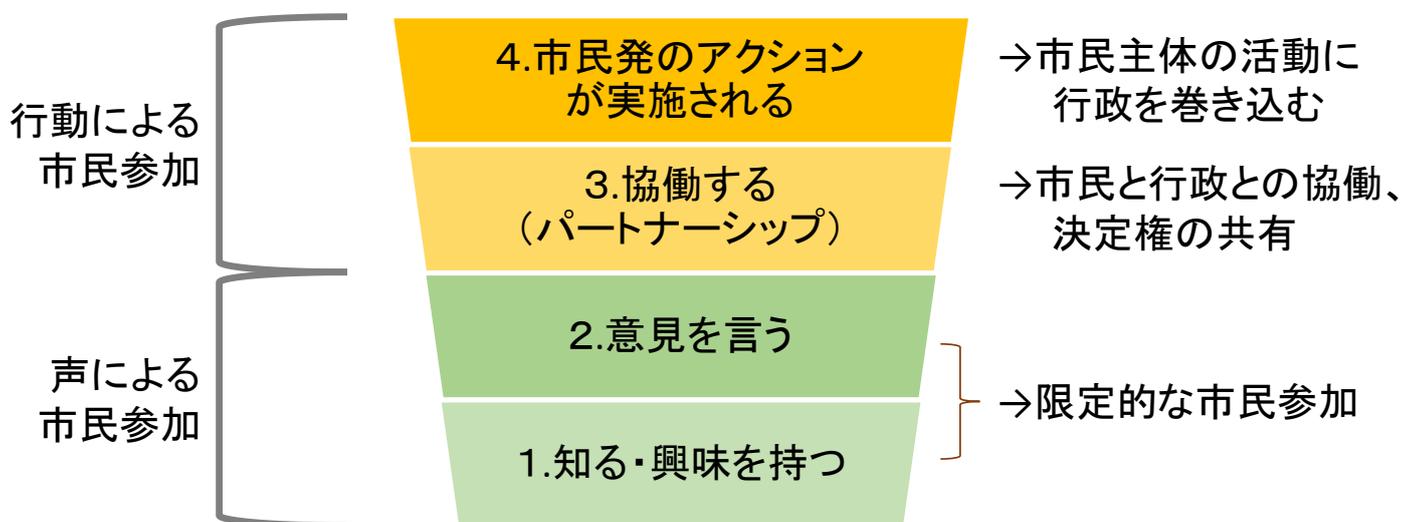
基本計画を実施するにあたっては、「公共の経営」「市民協働のまちづくり」「野々市ブランドの確立」という3つの考え方を継承し、取り組むものとします。

特に、市民協働の力を活用して各施策を実施していくために、協働に向けたプロセス及びめざすべき協働の基準を、「市民協働のステップ」により明確にしました。

「1. 知る・興味を持つ」を協働の入口とし、「4. 市民発のアクションが実施される」を、最も実践的な協働と位置づけました。

後期基本計画では、重点プロジェクトを中心にすべての具体的施策ごとにめざすべき協働の基準を設定し、全庁的に「市民協働のまちづくり」を大きく成長させていきます。

### 市民協働のステップ



基本計画体系

No.	政策	No.	施策	No.	具体的施策	重点プロジェクトⅠ やっています！市民協働 プロジェクト	重点プロジェクトⅡ 応援します！産業づくり プロジェクト	重点プロジェクトⅢ つくります！活躍の場所 プロジェクト		
1	【市民生活】 一人ひとりが 担い手のまち	1	市民協働のまちづくり	1	市民協働意識の醸成					
				2	市民参加の仕組みづくり					
				3	まちづくり活動の支援					
				4	コミュニティ活動の活性化	①市民協働のまちづくり				
				5	大学連携の推進と地域参加	①市民協働のまちづくり				
				6	ユビキタスネットワーク社会の実現	①市民協働のまちづくり				
				7	市民協働の拠点作り	①市民協働のまちづくり				
		2	ふるさと意識の醸成と 愛着心の向上	1	伝統行事の後継者育成	⑤誇りと愛着を持つひとづくり				
				2	「ふるさと野々市」に対する愛着や誇りを高めた定住促進					
				3	「ふるさと野々市」に対する愛着や誇りを高めた移住促進					
		3	多文化共生と 国際・国内交流の充実	1	多文化共生の推進					
				2	児童生徒の異文化体験					
4	思いやりのまちづくり	3	国際交流と国内交流の充実	②地域ネットワークの強化						
		1	男女共同参画の意識づくり							
		2	人権意識の高揚							
				3	平和意識の向上					
2	【福祉・保健・医療】 心のかよう 生涯健康 のまち	1	地域福祉社会の創造	1	共に支え合う地域福祉社会づくり	②地域ネットワークの強化				
				2	みんなで支え合う社会保障制度の推進					
		3	高齢者と障害のある方の福祉の推進	1	こころからの健康づくり					
				2	良質な地域医療の提供					
				1	高齢者への生活支援	②地域ネットワークの強化				
				2	安心して暮らせる高齢社会					
		4	子育て支援の推進	3	いきいきとした高齢期の実現			①多様な働き方の確立		
				4	障害のある方の生活支援					
				1	子どもを産み育てやすい環境づくり					
				2	子育て支援体制づくり					
				3	子どもの人権の尊重					
						4	子育てを楽しむ喜べる社会づくり			
5	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援							②野々市らしい暮らしの実現		
3	【安全安心】 ぬくもりを 感じるまち	1	防災対策の充実	1	地域防災力の強化	②地域ネットワークの強化				
				2	避難所や住宅の耐震化促進					
				3	ライフライン等の強化					
		2	消防と救急体制の充実	1	地域消防の強化					
				2	避難場所、防災用備蓄の充実					
				1	交通安全対策の強化					
				1	防犯対策の強化					
				1	消費者の安全安心の確保					
				2	消費者教育の充実					
4	【環境】 住むまち 環境について 考える人が	1	環境負荷の少ない社会の構築	1	環境の保全の推進					
				2	地球温暖化対策の推進					
				3	自然環境の保全					
				4	ごみ減量、資源リサイクルの推進					
				5	廃棄物の適正処理					
		2	生活環境の保全	1	快適な生活環境の確保					
2	持続的な地下水の保全と利用の調和									
				3	墓地の確保					
				1	環境教育の充実					
5	【生涯学習・教育】 みんがが 楽しく 学べるまち	1	知・徳・体の バランスが取れた教育の充実	1	確かな学力をはぐくむ教育の推進					
				2	豊かな人間性をはぐくむ教育の推進					
				3	健やかな体をはぐくむ教育の推進					
		2	家庭、地域、学校の連携強化と 開かれた学校づくり	1	地域に根ざした学校づくり	③誇りと愛着を持つひとづくり				
				2	時代の変化に適合した学校環境づくり					
		3	生涯学習社会の充実	3	青少年の健全育成					
				4	学び合う、支え合う地域社会づくり					
				1	社会教育の充実			①多様な働き方の確立		
		4	文化・スポーツ活動の充実	2	生涯スポーツの普及と振興					
				1	市民文化・市民芸術の活性化					
				2	スポーツ団体の育成					
				1	文化財と文化資産の活用					
				2	ののちの歴史再発見					
6	【産業振興】 活気あふれる 野々市産の まち	1	商工業の活性化	1	地域資源を活かした産業の活性化		①次世代産業の創出			
				2	経営体質や基盤の強化		①次世代産業の創出			
				3	交流人口の拡大に伴う商工業の活性化		②地域産業の再生と強化			
				4	次世代産業の育成		①次世代産業の創出			
				5	起業や創業希望者への支援と産学連携の支援		①次世代産業の創出			
		2	農業の活性化	1	魅力ある農産物の生産と地産地消の推進		②地域産業の再生と強化			
				2	各種関係団体との連携による農業振興					
				1	就労環境の推進と余暇活動の支援			①多様な働き方の確立		
		3	勤労者福祉の充実	2	新たな働き方と女性の活躍の支援			①多様な働き方の確立		
				3	広域連携の視点を踏まえた大学生等の雇用確保			②野々市らしい暮らしの実現		
						1	ののちの魅力創造と発信	②地域産業の再生と強化		
						2	にぎわいの創出と交流人口の拡大	②地域産業の再生と強化		
7	【都市基盤】 ゆきとどろく 快適なまち が実現	1	魅力ある街並み形成と住環境整備	1	良好な市街地環境の創出			②野々市らしい暮らしの実現		
				2	居住水準の向上と定住都市の実現					
				3	魅力ある街並みづくりの推進					
				4	憩いと安心に満ちた緑の空間づくり					
		2	交通の円滑化と公共交通網の充実	1	便利で快適な道路網の整備					
				2	雪対策の充実					
		3	雨水排水対策の充実	3	地域公共交通の利便性向上					
				1	雨水排水対策の充実					
						1	安全で安定した水の供給			
						2	衛生的で快適な下水道の整備			
				3	水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化					
8	【行財政運営】 住み続けたい！ みんなの 声で つくるまち	1	開かれた市政の推進	1	広域行政サービスの拡充					
				2	窓口サービスの向上					
				3	親しみのある広報広聴活動					
				4	積極的な情報提供					
				5	コンプライアンスの徹底					
				6	時代に応じた行政機構づくり					
		2	人材育成の推進	1	人材育成を目的とした人事システム					
				2	優秀な人材の確保と育成					
				1	財源の確保					
		3	安定した行財政運営の推進	2	安定した財政運営の推進					
				3	行政情報化の充実					
				4	教育委員会施策の推進と評価					
				5	行政改革の推進					
				6	総合計画の進行管理					

## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト

#### 1 重点プロジェクトの考え方

前期基本計画に掲げる施策群（まちづくりの基本目標）の着実な実行を先導するとともに、基本構想に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として、前期基本計画に掲げた3つの重点プロジェクトを更新し、主体となるべき各分野、各部門が横断的に連携し、改めて本市のまちづくりに取り組みます。

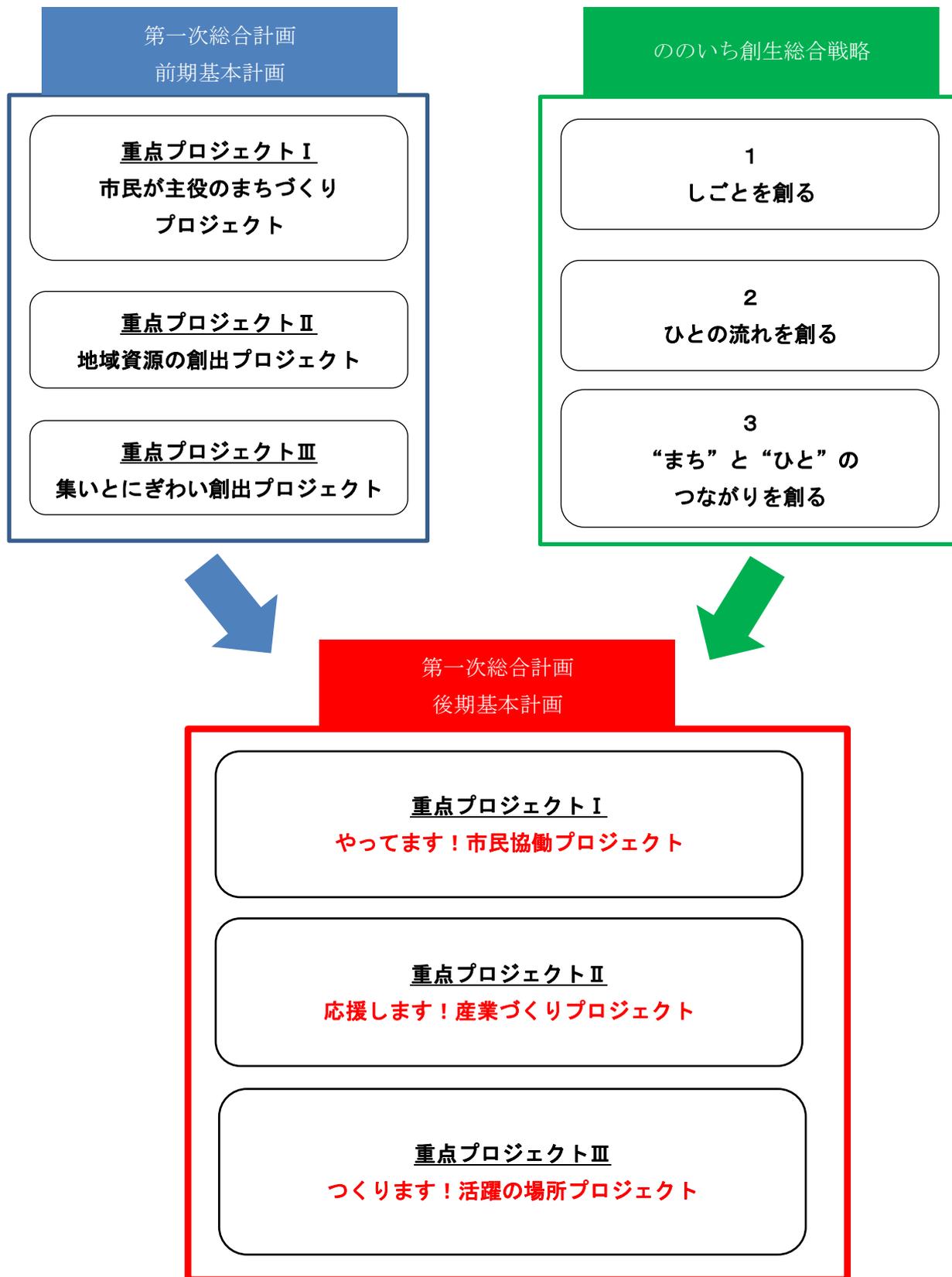
前期基本計画の3つの重点プロジェクト、「市民が主役のまちづくりプロジェクト」「地域資源の創出プロジェクト」「集いとにぎわい創出プロジェクト」を構成する施策（まちづくりの基本目標）は、いずれも「順調」または「おおむね順調に進捗していると評価しています。

また、本市は、平成27年度に「ののいち創生総合戦略」を策定し、第一次総合計画とともにまちづくりの最も大切な計画として位置付けて施策を推進しています。

第一次総合計画とののいち創生総合戦略は、「まちづくり」という視点から同じ方向に向かって推進していることから、ののいち創生総合戦略に掲げた新たな施策を取り込み、また、現状の分析結果を踏まえた施策を加え、新たな重点プロジェクトとして設定します。

## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト



## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト

#### 2 重点プロジェクト

重点プロジェクトの趣旨に沿った施策（まちづくりの基本目標）を集約した施策群を「重点プロジェクト」として設定し、32の施策群（まちづくりの基本目標）と、前期基本計画に掲げた88の施策方針のうち62の施策を充実し、9施策を加えた、97の施策方針を牽引し、計画全体の着実な実行を先導します。

後期基本計画の重点プロジェクトでは、これまでの市民協働のまちづくりを継続、発展させ、すべての世代がまちづくりの担い手と成り得るまちづくりに取り組みます。

また、バランスがとれた人口構造をつくり、本市のにぎわいを維持していくため、働き盛りの市民に向けて、仕事と子育てに関する施策に重点的に取り組みます。

さらに、新たな働き方や生涯学習の施策、健康寿命を延ばす施策を強化し、経験豊かな高齢者の知恵や経験を生かす場を増やしていきます。

## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト

#### 重点プロジェクトⅠ やってます！市民協働プロジェクト

##### ■市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政等が、それぞれの立場から本市のまちづくりを行う市民協働の実現をめざします。「まちづくり基本条例」の土台の上に、様々な主体から発案されるまちづくりの具体的な活動を積み重ねていきます。

関連施策	ページ	ページ
1-1-3 まちづくり活動の支援	47 頁	1-1-5 大学連携の推進と地域参加
1-1-4 コミュニティ活動の活性化	48 頁	1-1-7 市民協働の拠点作り
		49 頁
		51 頁

##### ■地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、お互いにそれぞれの生き方を尊重し、支え合い、助け合う心豊かな地域を創造するため、市民が持つ豊富な知識と経験を生かすことのできる環境を提供するとともに、緊急時や災害時、また、地域福祉社会の到来を見据えた地域ネットワークの強化を推進します。

関連施策	ページ	ページ
1-3-3 国際交流と国内交流の充実	57 頁	2-3-2 安心して暮らせる高齢社会
2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	62 頁	3-1-1 地域防災力の強化
		67 頁
		76 頁

##### ■誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには、本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を充実し、全国から集まる大学生や新たな市民には、本市の持つ魅力を伝え、本市を良く知る市民は、その魅力を多くの方に伝えることにより、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。

関連施策	ページ	ページ
1-2-1 伝統行事の後継者育成	52 頁	5-2-1 地域に根ざした学校づくり
		99 頁

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
市民協働のまちづくり	1-1-3 まちづくり活動の支援		
	1-1-4 コミュニティ活動の活性化		
		1-1-5 大学連携の推進と地域参加	
	1-1-7 市民協働の拠点づくり		
地域ネットワークの強化	1-3-3 国際交流と国内交流の充実		
		2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	
		2-3-2 安心して暮らせる高齢社会	
	3-1-1 地域防災力の強化		
誇りと愛着を持つひとづくり	1-2-1 伝統行事の後継者育成		
		5-2-1 地域に根ざした学校づくり	

## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト

#### 重点プロジェクトⅡ 応援します！産業づくりプロジェクト

##### ■次代を担う産業の創出

本市は3つの大学を有し、高付加価値知的産業を育成する土壌があります。

このような知的基盤の強みを生かし、今後の当市をけん引する新しい産業の創出と、その産業の担い手の育成に取り組みます。

関連施策	ページ		ページ
6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	110 頁	6-1-4 次世代産業の育成	113 頁
6-1-2 経営体質や基盤の強化	111 頁	6-1-5 起業や創業希望者への支援と産学連携の支援	114 頁

##### ■地域産業の再生と強化

本市の発展をこれまで支えてきた地域産業の維持や新しい展開を支援することは、雇用の維持や地域産業を活性化していく上で欠かせません。本市に根付いている産業がこれまでのように地域を支えていくための仕組みづくりに取り組みます。

関連施策	ページ		ページ
6-1-3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化	112 頁	6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	120 頁
6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	115 頁	6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	121 頁

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
次代を担う産業の創出		6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	
		6-1-2 経営体質や基盤の強化	
		6-1-4 次世代産業の育成	
		6-1-5 起業や創業希望者への支援と産学連携の支援	
地域産業の再生と強化		6-1-3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化	
		6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	
		6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	
		6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	

## 第2章 基本計画

### 第3節 重点プロジェクト

#### 重点プロジェクトⅢ つくります！活躍の場所プロジェクト

##### ■多様な働き方の確立

女性や高齢者の社会進出、ICTの進歩などが進むことにより、“働き方の選択肢”はますます多様になると考えられます。また、働くことは生活の基盤を形成する重要な社会との接点であり、生きがいでもあります。当市が多くの人を引きつける魅力を持ち、暮らしやすい地域として存続するために、個々人が、自分のライフステージや生き方にあわせて働き方を選ぶことができる地域をめざします。

関連施策	ページ		ページ
2-3-3 いきいきとした高齢期の実現	68 頁	6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	117 頁
5-3-1 社会教育の充実	103 頁	6-3-2 新たな働き方と女性の活躍の支援	118 頁

##### ■野々市らしい暮らしの実現

着実に高齢化が進むことが予想される本市が安定的に持続していくためには、バランスのとれた人口構造であることが欠かせません。現在の暮らしやすい環境を維持しながら、結婚と出産、子育てに対して支援するとともに、若年層の就業を支援することで、バランスのとれた人口構造をめざします。

関連施策	ページ		ページ
2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	74 頁	6-3-3 広域連携の視点を踏まえた大学生等の雇用確保	119 頁
7-1-1 良好な市街地環境の創出	123 頁		

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
多様な働き方の 確立			2-3-3 いきいきとした高齢期の実現
		5-3-1 社会教育の充実	
		6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	
		6-3-2 新たな働き方と女性の活躍の支援	
野々市らしい暮 らしの実現		2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	
		6-3-3 広域連携の視点を踏まえた大学生等の雇用確保	
		7-1-1 良好な市街地環境の創出	

## 第2章 基本計画

### 第4節 基本計画

#### 1 基本計画の見方

政策の名称です

施策の名称です

施策のより具体的な名称です

1-1-1

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
施策1：市民協働のまちづくり

## 市民協働意識の醸成

重点プロジェクトI 関連施策

[市民生活]

**基本方針**

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりを進めます。

また、地元の力を活用し、この施策がめざす10年後の野々市市の姿です。市民協働意識をもち、協力をもちまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実に努めます。

**施策を取り巻く環境**

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。この施策を実施するために解決すべき課題や現状を示しています。

市民、事業者、行政の協働が担い手が、ともに手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつけられます。

**成果指標**

この施策の達成状況を計る指標（モノサシ）です。基本計画策定時は平成22年度の実績値、目標値は平成33年度です。

**施策を実現する手段**

▼主な事業名	年度?	28	29	30	31	32	33	34
まちづくり意見交換会などの市民協働推進セミナーなど								
市の施策・事業などの紹介								

この施策を達成するために行う主要な事業と、その事業を行う期間、また、この施策や事業をより具体的に説明している分野別計画などの名称です。

**市民協働への取り組み**

目標レベル1  
知る・興味を持つ

→

目標レベル4  
市民発のアクションが実施される

市民協働推進セミナーや市民同士または市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通して、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちで作り上げるという意識を育みます。

この施策を展開にするにあたって、どのように市民協働に取り組んでいくのかを示しています

現状の協働のレベルから、めざすべき協働のレベルを示しています

## 第2章 基本計画

### 第4節 基本計画

◆ この第4節 基本計画のうち「基本方針」の語尾の表現は、次の考え方に基づいて表記しています。

○ ～推進します。 ～進めます。 ～図ります。

行政が主体となって積極的に実施、または取り組んでいくもの

○ ～促進します。 ～促します。 ～支援します。

市民や事業者、各種団体と行政が共に力を合わせて施策を行うため、行政が支援し、呼びかけ、または働きかけを行っていくもの

○ ～努めます。 ～めざします。

施策の実現には相応の時間が必要ですが、施策の達成に向けて継続的に取り組んでいくもの

○ ～検討します。

施策の実現に向けて、実施主体や具体策の協議・調整・検討を要するもの

政策 1

一人ひとりが担い手のまち

【市民生活】



1-1-1

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
施策1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## 市民協働意識の醸成

## 基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動するという考えを育むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。

市民、町内会や企業、NPOなどの団体や行政など公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつくられます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	39.7	60	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合(市民意識調査)

## 施策を実現する手段

○分野別計画：市民協働によるまちづくり推進指針

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり意見交換会などの開催		○	○	○	○	○	○	○
市民協働推進セミナーなどの開催		○	○	○	○	○	○	○
市の施策・事業などの紹介コーナー設置		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル4

市民発のアクションが実施される



市民協働推進セミナーや市民同士、市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちで作るという意識を育みます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策 1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## 1-1-2

# 市民参加の仕組みづくり

## 基本方針

市民協働のまちづくりを推進するために、多くの市民が活動の担い手として連携・協力し、取り組みやすい仕組みを整備します。

市民参加や協働によるまちづくりの進捗状況に応じ、まちづくり基本条例に基づいて、市民協働のまちづくりを推進します。

市の各種計画づくりには企画段階から市民からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、共に考え、作り上げる体制の構築を推進します。

## 施策を取り巻く環境

地域コミュニティや市民の連帯感の希薄化が進むなか、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

市民協働の指針と理念に沿って、すべての市民とともにめざすべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを作っていくことが重要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	-	46.4	60.0	市民協働の市政運営の施策に不満を持っていない市民の割合（市民意識調査）

## 施策を実現する手段

○分野別計画：市民協働によるまちづくり推進指針

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり基本条例の見直し						○		
市民参画の制度化		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）



市民協働がより活発になるための制度や条例の見直しを行います。

市の各種計画づくりへの市民の積極的な参画を促し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

1-1-3

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
施策 1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## まちづくり活動の支援

重点プロジェクト I 関連施策

## 基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野に力を発揮することによって地域の課題解決をめざします。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民や NPO などへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民や NPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

## 施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共の担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPO や市民活動団体、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズに対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まってきています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	-	52.8	50.0 以上 (45 から変更)	地域活動に参加している市民の割合(市民意識調査)
市内の NPO 法人組織数	団体	4	10	10(6から変更)	市内に拠点を置く NPO 組織数の増加
協働事業実施団体(新規)	団体	-	4	30	市民協働に取り組む団体の増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：市民協働によるまちづくり推進指針

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討		○	○					
市民協働モデル事業の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 4  
市民発のアクションが実施される

市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

## 1-1-4

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策 1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## コミュニティ活動の活性化

重点プロジェクト I 関連施策

## 基本方針

これまでも地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を支援し、誰もが参加しやすい環境を構築するとともに、主体的に行動できる次代の担い手を育成します。

町内会活動の支援や、市民と行政相互の連携を強化します。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むコミュニティ活動の活発なまちをめざします。

## 施策を取り巻く環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。しかし、価値観の多様化や核家族化の進行などにより、個人と地域とのつながりや地域共同体としての意識が薄れ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。よりよい地域をつくるには、市民が地域全体のことを考え、活動に参加・参画していくことが重要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
集会所を有している町内会数	町内会	34	40	42 (40 から変更)	集会所設置を支援し、町内会のコミュニティ活動を促進(町内会数 54 町内会)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
町内会活動の支援		○	○	○	○	○	○	○
集会所の維持・改修支援		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 4  
 市民発のアクションが実施される



行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、次代の担い手が町内会の行う活動に積極的に参加、参画する姿をめざします。

1-1-5

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
施策1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## 大学連携の推進と地域参加

重点プロジェクトI 関連施策

## 基本方針

大学との協働のまちづくりを推進し、個性豊かな「キャンパスシティ野々市」の確立を図ります。

市内にある大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、新たに包括連携協定を締結した市外の大学との具体的な連携事業についても促進します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

## 施策を取り巻く環境

大学連携の取り組みの実態として、本市のさまざまな審議会や委員会の委員、市民教養講座などの講師として協力をいただいています。また、共同研究や共同事業の実施により、大学と行政がともに地域の課題解決にあたることで、協働のまちづくりを促進しています。

平成27年度には、新たに2校と包括連携を協定し、協定締結校は4校となりました。4校はそれぞれ異なる分野を専門としており、多種多様な角度から大学との協働のまちづくりを進めるための環境が整いました。さらには石川中央都市圏での連携により、連携協定を締結していない大学との連携も可能となり、大学連携を核とした広域でのまちづくりを一層促進します。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	118	125 (100から変更)	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
各種統計データや行政情報の公表(新規)	回/年	0	0	1回以上	統計データ活用の促進

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
大学と行政が協力した事業の実施		○	○	○	○	○	○	○
大学生の地域活動への支援		○	○	○	○	○	○	○
統計データ活用方策の研究(新規)			○	○	○			
石川中央都市圏大学連携推進連絡会への参加(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル4

市民発のアクションが実施される



大学の持つ人的資源や知的資源を地域に還元できる仕組みを整えます。

大学が地域活動に参加しやすくなるよう、地域の受け入れ態勢の強化を図ります。

1-1-6

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
施策1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## ユビキタスネットワーク社会の実現

## 基本方針

ユビキタスネットワーク社会とは、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる社会のことをいいます。

情報通信技術を活用することによって、市民活動や地域コミュニティの活性化、産業の創出、地域医療や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の向上、地域情報発信による交流人口の増大など、さまざまな効果の発揮をめざします。

## 施策を取り巻く環境

市民の情報格差への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用できるのかについて検討が必要とされています。また、市民サービスを向上するための電子自治体の推進など、日々進歩する情報化社会への対応が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した市民活動団体数	団体	1	3	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、市民全体の情報活用能力を向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
情報交流館と連携した市民活動団体の支援		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）

地域の情報化のための情報活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画を促し、協働へのステップアップをめざします。

1-1-7

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
施策 1：市民協働のまちづくり

【市民生活】

## 市民協働の拠点作り

重点プロジェクト I 関連施策

## 基本方針

ヒト、モノが出会い、交流し、にぎわいを創出することを目的として新たな生涯学習施設を整備します。

芸術・文化に親しむ「文化交流拠点施設」である市立図書館、市民学習センターの複合施設と憩いの広場を整備するとともに、にぎわいの創出をめざした「地域中心交流拠点施設」である中央公民館、市民活動センター、民間商業施設の複合施設の整備を行います。

これらは野々市中央地区に点在していますが、それぞれの機能を生かしながら連携して活用することで、この地区全体を面としてとらえ、市民協働、市民活動の拠点とします。

地域に住む人、学生、大学、企業などの相互のつながりを増やし、それぞれの活動を高め合うことで相乗効果を生み出し、市民協働による地域の課題の解決や新しい価値の創出を促進します。

## 施策を取り巻く環境

現在の市立図書館は、蔵書数や情報の不足から、整備に対する声が長年寄せられていました。また、現在の中央公民館は、設備の老朽化やバリアフリーへの対応といった点で、利便性が充分とは言えない状況です。

現在の市立図書館や中央公民館が立地する野々市中央地区は、旧北国街道の街並みが続き、指定文化財などの歴史・文化資源もあり、地域住民の有志により街並みを後世へ伝えていこうとする活動が生まれています。

教育・文化施設の活用や施設間の機能連携により、多くの人が出会いふれあいを育む事業の実施により、にぎわい効果を全市域へ波及させることが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
新市立図書館蔵書数	冊	-	-	200,000	市民の問題が解決できる資料の提供と蔵書の充実
新市立図書館貸出登録者数	人	-	-	15,000	潜在的な利用者の呼び起こし
新市立図書館等利用者数	人/年	-	-	300,000	ヒト・モノの交流の促進
新中央公民館利用者数	人/年	-	-	6,000	ヒト・モノの交流の促進
地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業	件	-	-	3	地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業

## 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）  
第 6 次行政改革大綱（平成 29 年度～平成 33 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
新市立図書館等の効率的・効果的な事業運営の実施			○	○	○	○	○	○
新中央公民館等を核としたにぎわい創出を図る事業運営の実施					○	○	○	○
大学連携を核とした地域中心交流拠点施設の活用方策の研究と活用			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
協働する（パートナーシップ）



これらの施設の整備は、まさに「市民の皆様が活躍できる舞台」づくりと言えます。市民主体による活動をはじめとし、大学、企業、行政等の多様な主体による連携した取り組みを促進します。

1-2-1

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策2：ふるさと意識の醸成と愛着心の向上

【市民生活】

## 伝統行事の後継者育成

重点プロジェクトI 関連施策

### 基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働をめざす上では欠くことのできないものです。そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティの活性化と後継者の育成を図ります。

また、現在市が指定していない無形文化財についても、調査研究を進め、末永く継承していくために市指定無形文化財とすることをめざします。

### 施策を取り巻く環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各団体に受け継がれ、実施されています。しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体への支援	団体	24	23	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
郷土芸能伝承団体への支援		○	○	○	○	○	○	○
無形文化財の市指定へ向けての調査研究		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル4

市民発のアクションが実施される



市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策2：ふるさと意識の醸成と愛着心の向上

【市民生活】

## 1-2-2 「ふるさと野々市」に対する 愛着や誇りを高めた定住促進

### 基本方針

本市の賑わいの維持に向けて、全庁的な取り組みにより、定住人口の増加を推進します。  
 市民協働のまちづくりをさらに発展させ、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ねていくことで、本市に対する愛着や誇りを持つ市民を増加し、本市への定住志向を高めます。  
 また、人口の社会移動が多いといった特性を生かし、転入者の定住化に向けた取り組みを進めます。

### 施策を取り巻く環境

本市を「ふるさと」と感じ、終の住処として選ばれるためには、本市への愛着や誇りを醸成するとともに、「しごと」や「住居」をはじめとする生活環境の充実が必要です。利便性が高い本市の強みを生かし、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ね、地域のコミュニティを活性化させるなど、本市に対する関心を高める必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
アダプトプログラム登録団体数	団体	—	41	50	アダプトプログラム登録団体数の延べ 団体数

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
定住志向の向上			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



市民協働のまちづくりの範囲を拡大させ、地域に対する愛着や誇りの醸成に努めます。

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策2：ふるさと意識の醸成と愛着心の向上

【市民生活】

## 1-2-3 「ふるさと野々市」に対する 愛着や誇りを高めた移住促進

### 基本方針

本市の賑わいの維持に向けて、全庁的に移住策に取り組み、移住者増加を推進します。

本市がふるさとである方や、本市を新天地の生活の場として選んでくれようとしている方への移住の支援を推進します。

移住希望者には、暮らし、しごと、子育て、教育といった情報を提供することが必要です。これらの情報を即座に提供できる体制を検討します。

また、大学が立地する本市の強みを生かし、学生の地元就職や県外からの移住を促進します。

### 施策を取り巻く環境

人口減少時代に伴い、各地域で移住施策が行われています。他地域から本市を選んで移住してもらうためには、他地域とは異なる移住対策をとることや、移住希望者へのワンストップサービスができる体制をつくる必要があります。

県が運営する、いしかわ就職・定住総合サポートセンターとともに、移住支援を促進することが求められています。また、石川中央都市圏において、地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等、移住の促進に取り組むことが求められています。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
移住を促進する支援策を利用した移住者数	人	—	10	50	移住を促進する支援策を利用した移住者の5年間の延べ人数

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
移住者が求める情報発信ができる体制の検討			○					
圏域における移住交流イベント等に共同出展			○	○	○	○		
UJIターン促進に向けた支援策の拡充		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



いしかわ就職・定住総合サポートセンターの活用や、石川中央都市圏における大都市圏での移住交流イベント等に共同出展することで、本市の情報発信を行い、地域に対する愛着や誇りの醸成に努めます。

## 1-3-1

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策3：多文化共生と国際・国内交流の充実

【市民生活】

## 多文化共生の推進

## 基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ約1.6倍に増えており、今後も増加すると予想されます。従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境整備を図ります。また、石川中央都市圏での連絡会に参加し、情報交換や課題の共有を行い、国際交流の推進を促進します。

## 施策を取り巻く環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いと考えられます。また、外国人の定住化が進むなか、観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	3	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	184	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
交流サロンの設置		○	○	○	○	○	○	○
外国人住民向け日本語教室の開催		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル4  
市民発のアクションが実施される



多文化共生とは何か、また、多文化共生の地域づくりを進めるために何をすべきかを考える市民を育て、その考えをもとに、市民と共に多文化共生のまちづくりを進めます。

## 1-3-2

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策3：多文化共生と国際・国内交流の充実

【市民生活】

## 児童生徒の異文化体験

## 基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳小学と交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などの一つひとつが、異文化の理解へとつながります。また、訪問団受け入れの際のホストファミリー体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。これらの相互訪問を継続し、ホームステイなどの受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を図ります。

## 施策を取り巻く環境

グローバル化が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。国際化社会が身近なものとなったなか、異なる習慣や文化を理解し認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へとつながり、広い視野を持つことができるようになると考えられます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	2	2	児童生徒の異文化体験機会の継続
市内のホストファミリー経験世帯数	件	181	223	250	異文化体験への関心の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
ギズボーン市学生との交流		○	○	○	○	○	○	○
中国深圳小学との教育交流		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目的レベル4

市民発のアクションが実施される



ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳小学での学生訪問団による活動状況などをさらに広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

## 1-3-3

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策3：多文化共生と国際・国内交流の充実

【市民生活】

## 国際交流と国内交流の充実

重点プロジェクトI 関連施策

## 基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国や地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとづくりとまちづくりを進めます。姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流では、国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。また、本市の出身者で作る東京野々市会（首都圏在住者）、関西野々市会（関西圏在住者）をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信と強化を図ります。

## 施策を取り巻く環境

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。また、東京・関西野々市会のふたつの会がそれぞれ活動しています。このふたつの会を通じて、首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化します。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
国際友好親善協会の会員数	人	58	48	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	75	100	本市の魅力向上と本市にふるさと意識を持つ方々の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
ギズボーン市との相互交流		○	○	○	○	○	○	○
野々市会の会員拡充の取り組み		○	○	○	○	○	○	○
姉妹都市提携30周年記念事業(新規)			○	○	○	○		

## 市民協働への取り組み

目標レベル4  
 市民発のアクションが実施される



国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう国際交流事業に関する市民参加や市民参画を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。

政策1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策4：思いやりのまちづくり

【市民生活】

1-4-1

## 男女共同参画の意識づくり

### 基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、家事や子育て、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、仕事と生活の調和を図ることのできるまちを促進します。また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンスなどの暴力行為から市民を守るため、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現をめざします。

### 施策を取り巻く環境

変化の大きい社会情勢のなか、男女を問わず非正規労働者の増加などが懸念されています。ワークライフバランス（仕事と生活の調和）や、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。これまでの男女共同参画は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスは犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	29.7	50.0	政策方針決定過程への女性の参画拡大
本市の課長相当職以上の女性登用状況	%	26.1	13.3	34.0	役職比率についての男女差の是正

### 施策を実現する手段

○分野別計画：男女共同参画プラン（平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
男女共同参画推進員による市民向けの啓発活動と人材育成		○	○	○	○	○	○	○
ドメスティックバイオレンス対策		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策 4：思いやりのまちづくり

【市民生活】

## 1-4-2

## 人権意識の高揚

## 基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、地域、学校、事業所の場やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのあるまちづくりをめざします。法務局など関係機関との連携を強化し、人権擁護委員と共に人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

## 施策を取り巻く環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきました。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回/年	19	26	25	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加
人権の花運動(新規)	回/年	-	1	1	思いやりの心を育む機会の提供

## 施策を実現する手段

○分野別計画：男女共同参画プラン（平成 24 年度～平成 33 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
人権擁護委員による相談の実施		○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員による人権啓発活動		○	○	○	○	○	○	○
人権教育・啓発行動計画の策定								

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1

知る・興味を持つ



目標レベル 3

協働する（パートナーシップ）



日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重し合うまちをめざします。

## 1-4-3

政策 1：一人ひとりが担い手のまち  
 施策 4：平和意識の向上

【市民生活】

## 平和意識の向上

## 基本方針

本市は、昭和 59 年 3 月、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、全市民が一体となり世論を喚起することをうたった平和都市宣言を決議しました。戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、未来に続く世界と市民の平和への意識高揚を図ります。広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を図ります。

## 施策を取り巻く環境

私たちは、世界で唯一核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。しかしながら、戦後 70 年以上が経過して戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化しつつあり、次代を担う青少年を中心に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを伝えていく必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ 機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	5	7	市民の平和意識向上のための機会増 加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
平和の旅の実施		○	○	○	○	○	○	○
原爆パネル展の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



本市のすべての市民が、世界から戦争をなくそうという強い意志を持った市民となるよう、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上を育みます。

政策 2

**生涯健康 心のかよう福祉のまち**

**【福祉・保健・医療】**



2-1-1

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 1：地域福祉社会の創造

【福祉・保健・医療】

共に支え合う地域福祉社会づくり

重点プロジェクトⅠ 関連施策

基本方針

市民や社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を明確にしながら連携し、地域で助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地縁コミュニティ、高齢者のコミュニティなど、地域の人々が定期的集まる場の立ち上げを支援します。また、誰でも・いつでも・どんなことでも相談できる拠点づくりや、地域の人々同士のつながりの強化に取り組みます。地域での課題を共有するために、要援護者や支援者などの情報が書き込まれた“地域支えあいマップ”を、市民と行政が共に力を合わせて作成し、地域の課題の解決を図るために活用を促します。

施策を取り巻く環境

市民の誰もが、身近な地域に根ざして支え助け合い、そして自立した生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

そのためにも地域福祉に対する啓発活動を進め、市民の理解と協力を得て、市民が主体的に参加、参画することが必要です。

成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
地域ボランティアの人数	人	1,400	1916	2,000 (1,600 から変更)	社会福祉協議会へのボランティア登録者数の増加
地域支えあいマップ作成数	町内会	2	18	54	全町内会でのマップ作成

施策を実現する手段

○分野別計画：地域福祉計画（平成 25 年度～平成 29 年度）  
 地域福祉活動計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定		○	○				○	○
次期福祉ニーズ調査・地域座談会の実施		○	○				○	
社会福祉協議会との連携		○	○	○	○	○	○	○

市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



市民が主体となった地域福祉活動への支援を行い、多様なニーズを把握することで、地域福祉計画に対する理解を促し、地域ボランティア活動などへの参加や参画、また自主運営を支援していきます。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】

施策 1：地域福祉社会の創造

2-1-2

## みんなで支え合う社会保障制度の推進

## 基本方針

社会保障制度は、生涯を通じて安定した生活を送るために、大切な役割を担っています。

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受ける人、生活保護を受けている人以外が対象の医療保険制度です。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入する医療保険制度です。

また、介護保険制度は、高齢社会を迎え、介護を個人だけの問題とせず社会全体で支える制度です。将来にわたってこれらの制度を維持するために、保険料の納付や医療費の適正化を図り、それぞれの制度を理解していただくための啓発活動に努めます。

## 施策を取り巻く環境

疾病の早期発見、早期治療を奨励し、自発的な健康づくりと健康の保持と増進に寄与するとともに、医療費通知により、被保険者の健康に対する認識と保険診療の受け方についての理解を深めることにより、医療費の適正化を図ることが必要です。

これから到来が予想される超高齢社会においては、介護保険の施設利用者や在宅サービスの利用者も拡大し、介護サービスの給付が大きく伸びることが予想されます。

要介護となる一番の原因である生活習慣病の予防を図りながら、介護予防を実施することが必要とされます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
一人当たり国民健康保険医療費	千円/年	339	379	394	医療費の適正化を維持
65歳以上の介護保険認定率	%/年	15.0	14.1	18.0	介護予防を実施することで、推計値18.5%を下回る
介護保険一人当たり給付費	千円/年	250	246	300以下	介護予防を実施することで、推計値300千円を下回る

## 施策を実現する手段

○分野別計画：介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
医療費の通知		○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険制度の周知		○	○	○	○	○	○	○
ジェネリック医薬品差額通知(新規)		○	○	○	○	○	○	○
介護保険制度の周知		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）

個人だけではなく、家族や地域で健康づくりを推進する考えを浸透させるとともに、自らの健康管理と自発的な健康づくりを支援します。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
施策 2：健康づくりの推進

【福祉・保健・医療】

## 2-2-1

## こころとからだの健康づくり

## 基本方針

いつまでも健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣だけでなく、こころの健康にも関心を持ち、生活リズムを整え、十分な休養をとり、心身の状態を良好に保つことが大切です。

健康とは心身共に良好な状態をいい、健康を阻害するものとして生活習慣病や生活機能の低下、その他の疾患が考えられます。健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対して意識を持つことが必要なことから、その意識づくりや改善のための支援を推進します。

## 施策を取り巻く環境

食の欧米化やクルマ社会の影響から、生活習慣病や体力・筋力の低下が健康問題として起こっています。糖尿病や高血圧などは脳卒中や心臓病の原因になり、これらは死亡原因や介護が必要になる原因の上位を占めます。また、体力・筋力の低下は転倒・骨折や膝痛・腰痛などを引き起こし、寝たきりになってしまう場合も少なくありません。さらに、ストレスの多い現代では“うつ”などのこころの病気のほか、経済問題や仕事のトラブルなどでこころの問題を抱えるケースが増えています。

心身共に健康に暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣病の予防や体力と筋力づくり、こころの健康づくりが大切です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
特定健康診査の受診率	%	44	8月頃判明	65	健康に関心を持ち、健康診査を受ける人の割合の増加
特定保健指導の実施率	%	38	8月頃判明	45	生活習慣病改善の必要な方への支援の増加
介護保険新規申請者の平均年齢	歳	81.3	79.0	82.0 以上	健康づくりの推進により、介護保険適用の年齢上昇

## 施策を実現する手段

○分野別計画：健康増進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）  
食育推進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）  
特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
予防接種の実施		○	○	○	○	○	○	○
各種健康診査の実施		○	○	○	○	○	○	○
介護予防の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
知る・興味を持つ目標レベル 3  
協働する（パートナーシップ）

市民が健康を意識した生活を送ることを支援するため、予防接種、各種健康診査の実施と情報提供を行うとともに、食育※の推進によって、自らの体と生活を守る意識を育みます。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
施策 2：健康づくりの推進

【福祉・保健・医療】

## 2-2-2

## 良質な地域医療の提供

## 基本方針

市民が安心して暮らせる初期医療体制の整備を推進するため、かかりつけ医などの市民に身近な初期医療機関、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする二次医療機関、そして、高度・特殊・専門的な医療であり、重篤な患者への医療を行う三次医療機関の機能やその役割に応じた適正な受診について、市民への普及啓発を推進します。

また、人口増加に対応しながら初期医療機関のサービス水準を維持するとともに、本市の公立病院であり二次医療機関の公立松任石川中央病院と初期医療機関との連携促進と、かかりつけ医を持つことについて、市民への啓発活動を推進します。

さらに、石川中央都市圏での連携により小児科の広域運営を推進し、地域医療の充実を促進します。

## 施策を取り巻く環境

休日や夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実へのニーズが高まっているなか、休日や夜間における救急医療体制の確保と市民に対する救急医療知識の普及が必要です。

近隣市町の医療機関を含め、初期医療機関（かかりつけ医）は多く、充実しています。二次・三次医療機関における真に高度な医療が必要な患者の診療を確保するため、日常的な病気の場合における、かかりつけ医の利用促進が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
人口 10 万対医療施設	施設	153	149	153	初期医療機関(歯科診療所含む)の施設数の維持
公立松任石川中央病院への紹介患者 市民数	人/年	1,590	8 月頃判 明	2,000	初期医療機関等から紹介された年間 患者数の増加
公立松任石川中央病院からの逆紹介 患者市民数	人/年	1,452	8 月頃判 明	2,000	初期医療機関等へ紹介した年間患者 数の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
病院連携の推進		○	○	○	○	○	○	○
休日在宅当番医制の推進		○	○	○	○	○	○	○
PET がん検診※費の助成		○	○	○	○	○	○	○
小児科初期救急(新規)				○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
知る・興味を持つ目標レベル 3  
協働する(パートナーシップ)

病気にかからないように、自らの健康を自らが守る意識の醸成とともに、当番医の情報提供や救急医療知識の普及活動を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 3：高齢者と障害のある方の福祉の推進

【福祉・保健・医療】

## 2-3-1

## 高齢者への生活支援

## 基本方針

これから到来が予想される超高齢社会では、高齢期を元気に過ごすための介護予防の充実が求められます。高齢者を対象とした施策の充実とともに、自立した生活の支援など高齢者がいきいきと生活することのできる体制づくりを進めます。一方、介護が必要となった場合、在宅生活を送る高齢者の増加が見込まれることから、在宅での介護を支援する仕組みがより重要になります。地域における医療ケア体制をさらに充実させるとともに、在宅で介護を受ける方へのサービスを推進するなど、高齢期を安心して迎えることができるまちづくりを進めます。

## 施策を取り巻く環境

団塊の世代（※）が高齢期に入り、老年人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する傾向にあります。年齢を経ても、できる限り住み慣れた地域や自分の家での生活を継続していくことは誰もが望むことです。在宅での生活を継続するためには、医療と介護サービスの連携、そして行政の福祉サービス、地域での民生委員を中心とした見守りや近隣の方々への支援などの包括的な地域ケア体制づくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
在宅福祉サービス利用率（紙おむつ）（新規）	%	-	47.0	50.0	サービス利用率の増加
介護認定者の在宅率	%	77.5	85.6	80%以上	安心して高齢期の生活ができる市民の増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：高齢者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
在宅福祉サービスの実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



民生委員や近所に住む市民たちが高齢者の生活を見守り、地域ぐるみで高齢者を支えていけるよう支援します。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 3：高齢者と障害のある方の福祉の推進

【福祉・保健・医療】

2-3-2

## 安心して暮らせる高齢社会

重点プロジェクトⅠ 関連施策

### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターなどを活用し、保健・医療・福祉サービスなど、さまざまな面から総合的な支援を推進します。

また、地域のつながりを強めて、「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援などにより権利擁護を推進します。

### 施策を取り巻く環境

これからの超高齢社会の到来とともに、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」を構築します。また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増えることが予想され、孤独死や閉じこもりが課題となることから、登録制度を活用した民生委員の見守りや、安否確認を充実する必要があります。さまざまな課題を抱える高齢者や、介護を必要とする家族も増えてくると予測され、身近に相談できる体制づくりも重要となります。

厚生労働省の 2015 年 1 月の発表によると、全国の認知症患者数は 2012 年時点で約 462 万人、65 歳以上の 7 人に 1 人と推測されています。認知症は、誰もが当事者になるおそれのある病気です。認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域の理解や高齢者の権利を守る制度の活用と支援を推進します。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
認知症サポーター数	人	1,600	3,305	5,000	サポーター数の増加(人口 10%)
地区包括支援センター相談件数	件	232	177	350	安心して在宅で生活できる高齢者の増加

### 施策を実現する手段

○分野別計画：介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
一人暮らし高齢者などの登録制度		○	○	○	○	○	○	○
認知症高齢者施策の実施(新規)			○	○	○	○	○	○
高齢者の権利擁護		○	○	○	○	○	○	○
地域包括ケアシステム構築への取り組み(新規)			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



高齢期の方々が安心して暮らすことができるように、相談窓口の紹介や各種講座への積極的な参加を促し、地域全体で高齢者を見守る体制を支援します。

## 2-3-3

政策2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策3：高齢者と障害のある方の福祉の推進

【福祉・保健・医療】

## いきいきとした高齢期の実現

重点プロジェクトⅢ 関連施策

## 基本方針

団塊の世代が高齢期に入り、元気な高齢者が増加することから、自らの経験と知識を生かした社会貢献ができる環境づくりを推進します。

地域のなかで、登下校時の児童を見守るボランティア活動や、支援が必要な高齢者を元気な高齢者が支える地域コミュニティの形成をめざします。そして、老人会活動への参加、参画や、閉じこもりがちな高齢者が、気軽に近くの集会所に集うことのできる地域サロンなどの自主活動を支援します。

また、老人福祉センター椿荘の活用とともに、市内に3カ所あるスポーツクラブが、高齢者の方の健康づくり、仲間づくりのために利用されるよう促します。

## 施策を取り巻く環境

高齢化が急速に進むことが予測されるなか、支援を必要とする高齢者が増えるとともに、第一線を退いた豊かな知識や技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になってきます。この人的資源や知的資源を地域で生かしていくための方策や、生きがいのある充実した生活を送るための参加、参画、自己実現のための方策の充実などが求められます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
65歳以上のスポーツクラブ会員	人/年	750	477	600	スポーツクラブを通じた健康づくり、仲間づくりの推進
老人会会員数	人/年	1,250	1,070	1,350	活動的な高齢者数の増加
地域サロンの数	箇所	15	20	30	地域でのつながりで、閉じこもりや体力低下を防止

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
敬老会・寿大学などの実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル4  
 市民発のアクションが実施される



ボランティア活動への参加や老人会への加入などにより、自らの能力を地域に生かすことができることに、喜びを見出すことのできるよう、積極的な支援を行います。

## 2-3-4

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 3：高齢者と障害のある方の福祉の推進

【福祉・保健・医療】

## 障害のある方の生活支援

## 基本方針

障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。

また、障害のある方からの相談に適切に対応するとともに、地域活動支援センターでも相談体制を充実するなど、障害のある方が福祉サービスを適切に受けることができるよう、さまざまな体制の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。

ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。

障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
相談支援などの利用者数	人/年	845	1,642	2,000 (1,000 から変更)	相談などによる支援を増加し、安心して生活できる環境整備
サービス利用計画の作成数	人/年	-	378	400(280 から変更)	適切な福祉サービスを受け安心して暮らす市民数の増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：障害者基本計画（平成 20 年度～平成 29 年度）  
 障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自立支援協議会の開催		○	○	○	○	○	○	○
相談支援事業などの周知、利用促進		○	○	○	○	○	○	○
障害福祉計画の策定(第5期・第6期)			○			○		
障害者基本計画アンケート調査の実施			○					
次期障害者基本計画の策定			○					

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮らせるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場の提供や情報提供を行うなどの支援を行います。

また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】

施策 4：子育て支援の推進

## 2-4-1

## 子どもを産み育てやすい環境づくり

## 基本方針

妊娠や出産、育児に関する精神的負担の軽減を中心として、子どもを産み育てやすいまちづくりを整え、少子化の進行に歯止めをかけることを推進します。

育児負担を軽減するため、妊産婦をはじめ、子育て家庭への相談体制を充実するとともに、医療機関や専門職と連携し、母体の健康や子どもの正常な発育発達の支援を推進します。

また、出産、育児休業の取得からスムーズに職場復帰ができるよう、事業者、企業に働きかけ、子どもを産み育てやすい職場環境の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

全国的に少子化が進むなかであって、本市では、ゆるやかな出生数の伸びが見られます。

核家族化や転出入世帯の増加が進むなかで、育児不安や育児疲れを訴える保護者が増加しつつあります。

心身共に健やかに生まれ育つためには、医療機関や専門職のサポートを活用したり、地域や職場からの協力を得ていくことが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
出生数	人/年	602	679	680	子どもを育てやすいまちとすることで、出生数を増加
合計特殊出生率	人	1.65	1.69	1.70(2.00 から変更)	子どもを育てやすいまちとすることで、合計特殊出生率を増加
妊産婦、乳幼児健康診査の受診率	%	81	92	85	妊産婦、乳幼児健康診査の受診率増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
母子の健康づくりの推進		○	○	○	○	○	○	○
子ども医療費の助成		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
知る・興味を持つ目標レベル 4  
市民発のアクションが実施される

育児不安や育児疲れを少しでも軽減するために、地域で地域の子どもたちを育てるという意識を育むため、さまざまな機会と手段を通じて啓発活動を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
施策 4：子育て支援の推進

【福祉・保健・医療】

## 2-4-2

## 子育て支援体制づくり

## 基本方針

子育てをしているすべての人が、安心して子育てできるよう、子育て支援センターの整備や、多様な保育サービスなどの充実を図ります。

また、子育てが家庭の大きな負担とならないよう、ショートステイや病後児保育などの充実を図ります。

さらに、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、子育てに関する人的資源、知的資源を活用した子育て支援体制の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

核家族化の進行や、ライフスタイルの変化に伴う価値観や、保護者の就労形態の多様化などにより、身近に相談相手がないなどの理由から、子育て家庭の負担感、孤立感が大きくなってきています。地域における子育てネットワークや、相談、支援体制の充実を図る必要があります。また、身体に障害のある子どもや知的障害のある子どもなど、その障害の程度に応じ、生涯を見据えた支援の方策を検討する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
子育て支援センター施設数	箇所	7	7	8	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場を増加
子育て支援センター利用者数	人/年	32,458	33,664	40,000	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場の利用者を増加
ファミリーサポート登録者数	人	163	172	200	子育ての援助を行う市民の登録者数を増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
子育てネットワークの整備		○	○	○	○	○	○	○
子育て支援センターの整備		○	○	○	○	○	○	○
ファミリーサポート事業※の推進		○	○	○	○	○	○	○
発達支援センターの設置・運営(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
協働する（パートナーシップ）

保育園への送迎など、子育ての援助をして欲しい市民へ、援助を行いたい市民を紹介するファミリーサポート事業などを通じて、地域で地域の子どもたちを育てることを支援します。

## 2-4-3

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 4：子育て支援の推進

【福祉・保健・医療】

## 子どもの人権の尊重

## 基本方針

子どもの人権を尊重し、子どもの自立を促す地域づくりを進めるとともに、本市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、保育園、幼稚園から高校までの教職員が家庭、地域と連携して生徒指導と家庭教育支援の取り組みを推進します。

また、複数の児童相談窓口を設置するとともに、児童相談所などの関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見とその支援体制の整備を推進します。

## 施策を取り巻く環境

都市化の進展や核家族化の進行などを原因とした家庭や地域における子育て機能の低下が、子どもを取り巻く環境を変化させています。

非行など問題行動の増加、不登校、いじめに加え、児童虐待などの発生が深刻な社会問題となっています。子どもが一人の人間としての人権を有し、尊重される存在であることを認識し、健やかに育まれる環境づくりが緊急の課題となっています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
児童相談窓口の設置数	箇所	2	2	9	子育て支援センター窓口で相談を実施し、相談体制を充実

## 施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
児童相談の実施		○	○	○	○	○	○	○
乳児全戸訪問の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
 知る・興味を持つ



目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成により、いじめや児童虐待などを許さない市民意識を作り出す支援を行います。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】

施策 4：子育て支援の推進

## 2-4-4

## 子育てを楽しみ喜べる社会づくり

## 基本方針

男性の子育てへの参加促進に向けて、男女共同参画意識の醸成と、子育てにおける男性の役割などについて啓発活動を推進します。

また、男女が共にいきいきと楽しく子育てをしながら働き続けられるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを推進するとともに、ワークライフバランスの実現を支える保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てをしながら働くことのできる基盤づくりが必要です。保育施設の老朽化に伴う建替えや施設整備などについては、保育児童数の推移を見守りながら、計画的に進める必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
保育児童数	人	1,690	1,997	2,100 (1,850 から変更)	保育サービス充実による児童数の増加
児童館利用者数(新規)	人	-	102,060	105,000	児童の健全な遊びと健康増進施設の利用者増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
保育施設の計画的な整備と改修		○	○	○	○	○	○	○
児童館の計画的な整備と改修		○	○	○	○	○	○	○
放課後児童クラブの計画的な整備と改修		○	○	○	○	○	○	○
児童館民営化の準備・実施(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 2

意見を言う



目標レベル 4

市民発のアクションが実施される



利用者のニーズを踏まえながら、保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスを充実します。

政策 2：生涯健康 心のかよう福祉のまち  
 施策 4：子育て支援の推進

【福祉・保健・医療】

## 2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての 切れ目のない支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない、「野々市版ネウボラ」による支援体制の構築を促進します。

子育て支援センター菅原の老朽化等に伴い、支援センターの機能を充分生かしつつ、子育て世代の包括的なサービスを行う施設の整備を行います。また、子育て世代の女性とともにワークショップを行い、結婚・妊娠・出産・子育てへの不安を減らすアクションを検討し、実践を図ります。

### 施策を取り巻く環境

子を産み、育てる環境を充実するためには、結婚から出産までの様々な課題に対して総合的に取り組むことが必要です。ワンストップで包括的なサービスを行える拠点づくりや、既存のサービスの切れ目を補うサービス設計が求められています。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
子育て世代包括支援センター(子育て支援センター)利用者数	人/年	-	11,059	14,000	包括的な子育てサービス提供の推進
放課後子ども教室参加人数	人/年	-	153	160	放課後の子どもたちの居場所作りの推進
利用人数	人/年	-	-	60	生活保護世帯子どもの学習教室の利用人数(延べ人数)

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
子育て世代包括支援センターの検討		○	○	○	○	○	○	○
放課後子ども教室の実施		○	○	○	○	○	○	○
生活保護世帯子どもの学習支援事業		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル 2  
意見を言う



目標レベル 4

市民発のアクションが実施される



既存のサービスの切れ目を補うために、子育て世代の女性とともにワークショップを行い、結婚・妊娠・出産・子育てへの不安を減らすアクションを設計します。

政策 3

**安心とぬくもりを感じるまち**

**【安全安心】**



政策3：安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

施策1：防災対策の充実

## 3-1-1

## 地域防災力の強化

重点プロジェクトI 関連施策

## 基本方針

本市域は大規模な被害を及ぼす災害の少ない地域ですが、災害はいつ発生するか分かりません。国土強靱化地域計画や復興計画の策定を検討し、人命を守り、経済社会を迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えたまちづくりを平時から構築するとともに、万が一の災害発生時には迅速な復興・復旧を図ります。

自主防災組織の活動支援や設立促進を進めるとともに、市民、町内会、各種団体、行政など関係機関の連携と「自分のまちは自分で守る」という理念を広め、地域の絆を生かした地域の安全の向上を図ります。また、災害時要援護者支援体制の整備、避難場所の確認や家庭で常備すべきものなど日頃の心構えについて啓発を行います。防災行政無線などを活用し、災害情報を的確・迅速に伝達します。

近隣市町などとの災害協定や石川中央都市圏での連携に基づき、災害時の応援体制の強化を促進します。

## 施策を取り巻く環境

大規模な被害を及ぼす自然災害に備えるためには、行政による消防力や防災力の強化と並行して、自主防災組織の設立や育成など、市民が主体となった地域防災力の強化が不可欠です。市民が主体となった地域防災力と行政による防災力が合わさることにより、私たちの住むこの地域を守ることができます。

危機管理に関する各種研修や訓練を実施し、危機管理意識と、危機管理能力の向上が必要です。また、災害発生時の各種応急復旧活動を行うため、民間事業者や金沢工業大学、県内の自治体、愛知県東浦町とも災害時応援等協定を締結しています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
自主防災組織の数	団体	26	47	54	全町内会で結成し、地域防災力を向上
地域防災リーダー数	人	20	66	80	自主防災組織における防災士数を増加
災害時応援等協定の締結数	団体	19	39	40(30から変更)	行政による防災力を強化
業務継続計画見直しの回数(新規)	回/年	0	-	1	組織改編又は業務内容の変更等に伴うもの。
地域の安全向上事業の個別事業の取組(新規)	件	0	-	6	他分野での地域防災力の向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（平成27年度改訂）

国民保護計画（平成27年度改訂）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自主防災組織設立の促進		○	○	○	○	○	○	○
地域防災リーダー育成・活動支援		○	○	○	○	○	○	○
業務継続計画(BCP)の策定・見直し(新規)			○	○	○	○	○	○
地域の絆を生かした地域の安全向上事業(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3

協働する(パートナーシップ)

万が一発生した災害の際に、自分と家族を助けられるのは、約7割が自分自身(自助)、約2割が近所に住む人たち(共助)、そして約1割が救急や自衛隊など(公助)であると言われています。

自主防災組織の活動を支援するとともに、災害の発生時における、自助と共助の重要性を承知し、備える市民の意識醸成を促します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

施策1：防災対策の充実

## 3-1-2

## 避難所や住宅の耐震化促進

## 基本方針

災害時に拠点避難所として使用される小中学校や避難所となる公共施設は、市民の生命を守るために非常に重要な施設です。

避難所となる小中学校の耐震化工事はおおむね完了しましたが、その他施設の耐震化について、計画的な耐震化工事を進め、建物倒壊による被害の軽減を図り、地震などの大規模災害に強いまちづくりを推進します。また、住宅の耐震診断、耐震補強に必要な費用の一部を助成するなど、地震発生時に倒壊建物がなく、市民が安心して快適に住み続けられるまちをめざします。

## 施策を取り巻く環境

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震による被害とともに、大きな津波による未曾有の被害を受け、全世界を震撼させる大災害となりました。平成28年4月の熊本地震では、地震活動の活発な状態が継続したことにより地震は増減を繰り返し、避難生活の長期化を余儀なくされ、早急な生活の再建が求められています。

地震による家屋倒壊は、多くの死傷者を発生させるとともに、道路を遮断するため、救助活動に支障を来し、被害を拡大させるおそれがあります。また、避難所が倒壊することのないよう、耐震診断を進めるとともに、耐震化工事を促進する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化に対する助成(新規)	件数	-	4	30	耐震改修等への助成による耐震化率の向上
避難所となる公共施設の耐震化率	%	90	94	100	耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震化率増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：耐震改修促進計画（平成19年度～平成27年度）※改定を予定

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
既存建築物の耐震改修工事費などへの補助		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）

万が一の災害発生時に、その被害を最小限に抑え、また、速やかな復興活動へと移行するため、災害の発生に備え、自らが原因となった建物の倒壊などが起こらないよう、耐震診断や建物の補強を促します。

## 3-1-3

政策3：安心とぬくもりを感じるまち  
 施策1：防災対策の充実

【安全安心】

## ライフライン等の強化

## 基本方針

災害時の救援、復興を適切に実行するために不可欠な水道、下水道の供給施設の耐震化を推進するとともに、道路の防災性能を向上させるため、電気、通信事業者など関係機関との連携強化を図ります。また、災害時における瓦礫等の処理問題や、冬期間の排雪の強化を図ります。

また、円滑な消火活動を支えるための消防水利の充実と適正配置を推進します。

## 施策を取り巻く環境

近年増加している、地震災害や風水害などから市民の生命と暮らしを守るためには、災害時にライフライン等を確保する必要があることから、関係機関や団体等との連携による迅速な対応が求められています。また、都市化の進行により、瓦礫などの処理や積雪時における排雪に困難をきたす可能性があることから、災害時に多目的な利用が可能な災害時多目的広場の確保が必要となっています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
下水道幹線管路の耐震化率	km	—	4.2	8.6	下水道幹線管路の耐震化延長
配水本管の耐震化	km	—	5.1	26	200ミリ以上の配水本管の耐震化延長
災害時多目的広場数	箇所	—	0	1	災害時多目的広場として単独利用可能な場所の確保

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（平成27年度改訂）

下水道総合地震対策計画（H26～30）

上水道配水本管耐震化計画（H24～39）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
下水道幹線管路の耐震化			○	○				
配水本管の耐震化			○	○	○	○	○	○
災害時多目的広場の確保			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）

都市インフラの関係者と連携し、災害時の情報共有や復旧に関しての備えを強化し、除雪など市民の自助活動の意識を育みます。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち  
 施策2：消防と救急体制の充実

【安全安心】

## 3-2-1

## 地域消防の強化

## 基本方針

万が一発生した火災や水害などに的確に対応し、市民の生命と財産を守るため、地域を守る消防団員が活躍しています。

町内会や事業所へ積極的な消防団活動の情報提供や広報活動を行い、消防団員の安定確保を図ります。また、定期的な消防訓練や防災訓練、救急救命講習会を実施するとともに、水防活動などの迅速化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

震災や風水害などにより、同時に多数の負傷者が発生した場合には、平常時のような救急体制を期待することは難しいことから、市民による自主的な救護活動が極めて重要になります。このような場合に備え、救急救命講習会などの応急手当講座の積極的な開催を推進します。

## 施策を取り巻く環境

近年の社会環境の変化などから、消防団員の確保が難しい状況になっています。また、火災や水害などの災害発生時に、地域を守る消防団員の就業構造の変化に伴い、昼と夜における地域防災力に格差が生じています。近年では、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、このことを原因として地域防災力の低下が懸念され、災害時に相互に助け合うための地域コミュニティの形成が求められます。さらに、管理河川等に水位計を設置しデータを蓄積、分析することで自主避難などの指標となる警戒水位などの設定や他団体との情報ネットワークを確立する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
警戒水位設定のための水位計の設置箇所	箇所	0	0	6 (5から修正)	水害による被害軽減策の強化
消防団員の数	人	105	112	130	地域防災力の強化
救急救命講習会の開催回数	回/年	80	59	100	地域防災力強化のため町内会、事業所、学校での講習回数増加
監視箇所数(新規)	箇所	-	5	8	道路監視カメラ設置による早期の災害対応
安全施設設置箇所(新規)	箇所	-	-	3	横断地下道出入口にバリケードや情報板の設置箇所増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（平成27年度改訂）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
河川情報の整備		○	○	○	○	○	○	○
非常備消防の施設・資機材の整備		○	○	○	○	○	○	○
地域防災計画の見直し		○	○	○	○	○	○	○
土木防災システムの拡充(新規)		○	○	○	○	○	○	○
地下道の安全度の向上(新規)		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



火災や水害などの発生時に、地域を守る消防団員への加入を促します。また、自分の身を自分で守るために、必要な情報を自ら入手し、早めの避難行動に繋がるように意識向上を促します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

施策2：消防と救急体制の充実

## 3-2-2

## 避難場所、防災用備蓄の充実

## 基本方針

万が一の災害発生時には、小中学校などが地域の拠点避難所となり、一時的な生活の場所となります。拠点避難所となる小中学校などには、物資配給の拠点として活用する防災備蓄倉庫の設置を図るとともに、食料、救出資機材、毛布など備蓄物資の充実を図ります。

また、定期的に避難場所やそれぞれの家庭で用意すべき防災用品などの周知強化を図り、災害による被害を最小限に抑えるとともに、迅速に復旧、復興活動に移ることができるまちをめざします。

## 施策を取り巻く環境

本市では、自然災害などに対応するため、小中学校や地区集会所など市内72カ所の施設を災害時の避難場所に指定しています。また、災害時要援護者である高齢者や障害のある方などの避難場所として、市内の福祉関係施設を福祉避難場所として指定しています。

大規模な災害の発生時には、全市的な避難場所の確保と食料などの緊急物資の供給が必要となることから、地域防災計画に定める食料品や日用品などの備蓄品の確保が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
福祉避難所数	箇所	4	6	6	災害時要援護者を収容する避難所の増加
災害備蓄食料の備蓄率	%	85	100	100	地域防災計画に定める備蓄量に対する備蓄率の増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（平成27年度改訂）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
災害備蓄品の整備		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）

避難所の場所や家庭で用意すべき防災用品などについて、広報紙や防災ハンドブック、ホームページやコミュニティラジオなどから情報を発信し、周知を図ります。

## 3-3-1

政策3：安心とぬくもりを感じるまち  
 施策3：交通安全対策の強化

【安全安心】

## 交通安全対策の強化

## 基本方針

モータリゼーションの発達や、老年人口の増加、ライフスタイルの多種多様化などにより、道路交通事情を取り巻く環境は悪化する傾向にあります。

交通事故の防止を図るため、標識や道路照明、歩道など安全施設の整備を充実し、危険交差点の改良や既設通学路等の安全確保とともに、交通安全教育の充実、交通マナー向上対策の強化、交通安全ボランティアの育成と支援など啓発活動を推進します。

## 施策を取り巻く環境

都市化の進展により交通量が増加し、通過交通の多い国道での事故をはじめ、生活道路での子どもや高齢者が被害者となる事故の割合が高くなっていることから、子どもや高齢者の交通安全対策と併せ、道路交通環境の改善を重点的に取り組まなければなりません。

また、交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や交通マナーの低下が原因であることから、市民一人ひとりの意識向上が大切です。

交通事故が発生しにくい環境をつくるために、地域が一体となって、交通安全ボランティアによる交通安全教室の実施や自転車運転のマナーアップのための街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図っています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
標識・照明の設置率	%	100	100	110	交通安全のための標識等の設置率増加(新市街地分)
歩道改良の延長(新規)	km	-	1.8	3.6	歩道有効幅員拡幅の整備路線延長による安全性の確保

## 施策を実現する手段

○分野別計画：交通安全計画（第9次）（平成23年度～平成27年度）  
 ※最新版に更新

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
幼児、児童の交通安全教室の実施		○	○	○	○	○	○	○
高齢者の交通安全意識高揚の推進		○	○	○	○	○	○	○
ボランティアによる街頭活動の強化		○	○	○	○	○	○	○
人にやさしい道づくりの推進			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



自動車や自転車の安全運転とマナー向上を実践する市民の意識向上を図るため、積極的な広報、啓発活動を行います。また、交通安全のためのボランティア組織の育成と活動支援により、市民による交通安全対策を支援します。

政策3：安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

施策4：防犯対策の強化

## 3-4-1

## 防犯対策の強化

## 基本方針

経済環境の変化に伴い、犯罪形態が多様化するなか、犯罪のない、安全なまちをつくるため、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進します。

さらに、防犯ボランティア団体の連携強化と活動の活性化を促し、自主防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置を促進するなど、犯罪が発生しにくい環境を整備し、地域の安全は地域で守るという意識を基本として、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

## 施策を取り巻く環境

都市化の進展に伴い、地域の連帯意識が希薄化し、犯罪の広域化、スピード化と相まって、特に車上狙いや自転車盗などの街頭犯罪が多発傾向にあります。

地域の安全と安心を実現するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって犯罪抑止に取り組むことが必要です。

本市では、防犯協会や金沢工業大学イーグル・セーフティ・プロジェクトチームなどによる自主防犯パトロール、児童や生徒の登下校を見守る見守り隊などの防犯ボランティアによる地域活動が活発に行われています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
防犯灯の設置数	灯	4,000	4,478	4,800	町内会が管理する防犯灯数の増加による犯罪抑止
地域ボランティア活動の実施数	回	33	63	70 (36 から変更)	市民の防犯意識向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
街頭犯罪抑止対策の推進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）



防犯ボランティア組織の結成と活動の活性化を支援し、市民と地域、行政が一体となって犯罪を抑止するための取り組みを推進します。

## 3-5-1

政策3：安心とぬくもりを感じるまち  
 施策5：消費者の利益の保護

【安全安心】

## 消費者の安全安心の確保

## 基本方針

複雑・巧妙化する消費者トラブルから市民を守り、安心して生活できるまちをめざします。

市民が安心して相談できるよう、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、市民が自覚を持って行動できる自立した消費者となるための消費者教育を推進し、相談・啓発・教育と、消費者行政の充実を継続的に図ります。

## 施策を取り巻く環境

インターネットの普及などにより通信サービスに関連した消費者トラブルが増加しており、若年者から高齢者までがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、訪問販売や電話勧誘販売などによる被害もあり、誰もが安心して気軽に相談できる体制を整える必要があります。

今後ますます複雑・巧妙化する消費者トラブルに対応できるよう、相談員の資質向上、相談体制の充実を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
消費生活相談会の開催数	回/年	0	19	20	移動相談室の開催による消費者の安全確保

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消費生活相談員の養成		○	○	○	○	○	○	○
消費生活相談の対応		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
 知る・興味を持つ



目標レベル3  
 連携する（パートナーシップ）



複雑・巧妙化する消費者トラブルを未然に防ぐため、市民が自覚を持って行動できる自立した消費者となるための啓発・消費者教育を推進します。

## 3-5-2

政策3：安心とぬくもりを感じるまち  
 施策5：消費者の利益の保護

【安全安心】

## 消費者教育の充実

## 基本方針

インターネットや電話を利用した悪質商法や、多重債務、食品の表示偽装などの事件・事故が発生するなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化、多様化し、いつの間にかトラブルに巻き込まれてしまうといった事例も見受けられます。

このようなトラブルから消費者である市民を守るために、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努め、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会と場所を通じて、消費生活に関する教育の充実を図ります。また、消費者に必要なとされる情報を、迅速に、的確に届けることができるよう、情報の収集と発信体制の整備を推進します。

## 施策を取り巻く環境

消費者が日常の暮らしのなかで使用する商品や利用するサービスは、その構造、品質、内容などにおいて、事業者によって安全性が確保されていることが基本的な条件ですが、現実には商品やサービスによる消費者被害が多数発生しています。

一方、全国的に発生している多重債務問題や消費者事故などの被害を未然に防ぐためには、消費者である市民が、消費者として身に付けておくべき情報を正確に得ることが必要です。また、行政では、消費者に必要な情報を正確に届けることができるよう、情報の収集と発信の体制を整えることが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
消費生活研修会の開催回数	回/年	10	23	30	地区老人会、町内会など各種団体での研修会を通じた消費者の意識向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消費生活研修会の開催		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



消費生活に対する学習機会の提供や、情報提供、啓発活動により、消費者である市民の意識向上を図ります。また、市民が消費者教育への協力や啓発活動へ参加、参画できる環境を整えます。

政策 4

環境について考える人が住むまち

【環境】



## 4-1-1

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策1：環境負荷の少ない社会の構築

【環境】

## 環境の保全の推進

## 基本方針

私たちの日常生活や事業活動は、さまざまな面から環境に負荷を与えており、今日の多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

健全で恵み豊かな自然環境が保全されるとともに、それらを通じてすべての市民が幸せを実感できる生活と、次の世代へ継承できる環境の保全を推進します。

環境の保全に関して、総合的で長期的な視点から、計画的に本市の社会的、自然的条件に応じた環境保全のため、本市が持つ資源や特長を生かした地域づくりに努めます。

## 施策を取り巻く環境

私たちの生活や活動に伴って排出されている、温室効果ガス(※)によって引き起こされている地球温暖化をはじめとする環境負荷は、さまざまな形で私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

今日の環境問題の中には、このまま放置すれば、将来、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている問題もあります。特に、地球温暖化問題に対する取り組み、循環型社会の構築、良好な大気環境や健全な水環境の確保、生物多様性の保全の分野について、着実に前進を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
環境基本条例制定の達成度	%	0	0	100	条例制定の達成割合
環境基本計画策定の達成度(新規)	%	0	0	100	計画策定の達成割合

## 施策を実現する手段

○分野別計画：環境基本計画（平成33年度策定予定）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境基本条例の制定			○	○				
環境基本計画の策定と実施					○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
 知る・興味を持つ



目標レベル3  
 連携する(パートナーシップ)



一つひとつの力は小さくても、多くが集まれば大きな力になるはずです。電気をこまめに消す、水を出したままにしないなど、身近なことからはじめ、日常生活での環境への負荷を低減するための取り組みを支援します。

## 4-1-2

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策1：環境負荷の少ない社会の構築

【環境】

## 地球温暖化対策の推進

## 基本方針

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大きな問題です。その解決には、市民、事業者、国、県、近隣市町と本市が連携して、温室効果ガスの排出抑制などに取り組まなければなりません。

温室効果ガス排出抑制などに取り組むにあたり、まず本市自身が率先的な取り組みにより市民や事業者の模範となるよう努めます。

また、市民や事業者の協力を得て、公共交通機関や自転車の利用促進などのライフスタイルの見直しを進め、暮らしや産業活動、輸送、エネルギーの低炭素社会の実現を推進します。さらに、市民や事業者によるグリーンカーテン、太陽光などの新エネルギーによる地球温暖化対策の普及を積極的に推進します。

## 施策を取り巻く環境

国では、温室効果ガスの排出抑制、吸収の量の目標を設定し、国内における地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的实施とともに、クールビズ（※）やウォームビズ（※）などの国民運動を展開するほか、国際的協調のもとで、さらなる取り組みが求められています。

また、地方公共団体には、自らの温室効果ガス排出量の削減や市民、事業者に対する支援のほか、地域の条件に応じて、創意工夫により温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、新エネルギーの導入、緑化運動の推進などの取り組みが期待されています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
地球温暖化対策実行計画の達成度	-	100	101	90	市の事務・事業により排出される温室効果ガス量の削減(対平成20年度)

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地球温暖化対策実行計画（平成22年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
主要な事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減		○	○	○	○	○	○	○
市民、事業者による地球温暖化対策への啓発		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
 知る・興味を持つ



目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



私たちの住む地球を守るため、市民や事業者が二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを抑える取り組みを日常から行うよう呼びかけ、支援していきます。

## 4-1-3

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策1：環境負荷の少ない社会の構築

【環境】

## 自然環境の保全

## 基本方針

私たちは、多様な生き物たちの恵みにより“いのち”と“くらし”が支えられていることを理解しなければなりません。

国や県、近隣市町などと連携し、自然と人間との共生をめざし、生物多様性の保全や持続可能な地域の構築に努めます。また、市民の里地・里山・里海の保全に対する関心を高め、自然とのふれあいを通して、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

## 施策を取り巻く環境

生物の多様性は、開発などによる生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山などの劣化、外来種などによる生態系のかく乱などにより、危機に直面しています。

また、地球温暖化などの気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれが懸念されています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
環境ボランティアの人数	人	0	116	100 (20 から変更)	自然環境保全に関心のある市民の増加
環境ボランティアによる活動	回/年	0	12	12	自然環境保全の啓発などを行う催し物等の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自然環境の保護に携わるボランティアなどの育成		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）



私たちの生活や事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を承知し、人間だけではなく、鳥や花、木や昆虫、動物たちも、私たちと共に生きていることに配慮した生活や事業活動を支援していきます。

政策 4：環境について考える人が住むまち  
 施策 1：環境負荷の少ない社会の構築

【環境】

4-1-4

## ごみ減量、資源リサイクルの推進

### 基本方針

私たちの生活は、さまざまな資源の利用によって成り立っています。

限りある資源を有効に活用し、豊かな本市の姿を次世代に引き継ぐためには、私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量や、資源のリサイクルを推進する必要があります。

本市では、市民や事業者の協力により、ごみになるものはいらないと断る（Refuse：リフューズ）、ごみをできるだけ減らす（Reduce：リデュース）、再利用する（Reuse：リユース）、再生利用を心がける（Recycle：リサイクル）、修理して使う（Repair：リペア）という 5 つの R を推進します。

また、再生資源など環境への負荷の少ない環境物品などの購入を推進し、地域における循環型社会を構築し、環境への負荷が低減されるよう努めます。

### 施策を取り巻く環境

資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にするには、循環型社会を形成することにより、地域を持続することが可能な生産形態、消費形態を作り上げなければなりません。

今、私たちが暮らす環境は、自然の循環サイクルから外れており、自然による自浄力だけでは回復することが難しくなっています。すべての市民が力を合わせて、汚さない努力をすることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
家庭系ごみの排出量	g	592	546	517	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量低減
事業系ごみの排出量	g	7,093	7317	6,189	1 事業所 1 日あたりのごみ排出量低減
リサイクル率	%	13	10	15	空き缶、空き瓶等のリサイクル率向上による環境負荷の低減

### 施策を実現する手段

○分野別計画：一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年度～平成 33 年度）  
 容器包装廃棄物にかかる分別収集計画（第 8 期）  
 （平成 28 年度～平成 32 年度）※最新版に更新

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
家庭系ごみの減量		○	○	○	○	○	○	○
事業系ごみの減量		○	○	○	○	○	○	○
ごみのリサイクル推進		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



ごみの減量と資源のリサイクルの促進のため、市民や事業者が着実に 5 つの R を実施するよう呼びかけます。

## 4-1-5

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策1：環境負荷の少ない社会の構築

【環境】

## 廃棄物の適正処理

### 基本方針

循環型社会を形成するためには、家庭から排出される一般ごみや燃えないごみなどの廃棄物を、指定された日に分別して排出するなど、適正な処理方法を行うことが重要です。

廃棄物を適正に処理するために、市民と事業者、行政が一体となって普及啓発活動に努めます。

また、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化などの観点から、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再利用の促進などの充実を図るとともに、ごみ処理有料化の導入について検討します。

### 施策を取り巻く環境

人口や事業所数の増加に伴う廃棄物の適正な処理と、廃棄物処理施設や最終処分場などの整備が課題となっています。

また、近年では、燃えないごみなどの集積場から廃棄物を持ち去る行為が見受けられ、このことに対して適切な措置を講ずる必要があります。

さらに、地震や水害などの災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物についても、迅速で適正に処理できるよう体制を整える必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
家庭ごみ集積場数	箇所	1,600	1623	2,000	家庭ごみを出しやすい環境を整備し、不法投棄を抑制

### 施策を実現する手段

○分野別計画：一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成33年度）  
 容器包装廃棄物にかかる分別収集計画（第8期）  
 （平成28年度～平成32年度）※最新版に更新  
 地域防災計画（平成27年度改訂）  
 災害廃棄物処理計画（平成28年度策定予定）※策定時に更新

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
白山野々市広域事務組合や隣接市との連携		○	○	○	○	○	○	○
一般廃棄物処理業者に対する指導		○	○	○	○	○	○	○
市民、町内会などに対する支援と啓発活動		○	○	○	○	○	○	○
家庭系ごみ処理の有料化についての検討			○	○	○	○	○	

### 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



ごみの適正な排出に努めるとともに、市民協働によって不法な投棄や、廃棄物の持ち去りなどの早期発見や速やかな除去を行うことができるよう、体制の整備支援と啓発活動を行います。

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策2：生活環境の保全

【環境】

4-2-1

## 快適な生活環境の確保

### 基本方針

良好な水環境、大気環境、土壌環境を守り、また、日常生活に起因する公害や苦情のないまちをめざします。

本市に生活する市民や事業所の増加に伴って、日常生活や事業活動上でトラブルが発生する場合が見受けられますが、市民の相互理解や、地域コミュニティの形成により、自主的に解決することができ、快適な生活環境を確保できるよう、啓発活動を推進します。

### 施策を取り巻く環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のほか、近年増加傾向にある、日照や通風の阻害、光害、電波障害などや日常生活に起因する公害など、公害の種類は多様化しています。

事業活動などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生が懸念され、また、空き地の適正な管理、ペットのふんの適切な処理を怠るなど日常生活にかかわるマナーが守られないことにより、生活環境に被害が生ずるおそれがあります。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
空き地の除草受託面積	m <sup>2</sup>	12,000	5,927	5,000 (10,000から変更)	市民の自主的な解決により受託面積の減少

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公害防止のための指導		○	○	○	○	○	○	○
環境分析調査の実施		○	○	○	○	○	○	○
空き地の除草		○	○	○	○	○	○	○
美化推進活動に対する支援		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル1  
 知る・興味を持つ



目標レベル3  
 連携する（パートナーシップ）



特に、日常生活に起因する公害について、市民同士がお互いを気遣い、地域で生活しているという意識醸成のための支援を行います。

政策4：環境について考える人が住むまち

【環境】

施策2：生活環境の保全

## 4-2-2

## 持続的な地下水の保全と利用の調和

## 基本方針

地下水は、地域特有の地質や自然、人為的な水循環の巧みな組み合わせによって成り立っている貴重な資源です。

豊富であると考えがちな地下水も、決して無限にあるものではなく、また、地下水は地域で共有する貴重な資源であることを認識し、“持続的な地下水の保全と利用の調和”を基本理念として、その保全対策を地域全体で取り組むことを進めます。また、地盤沈下の原因ともなる地下水の水位、揚水量、かん養量などの推移を注視し、近隣市町との連携を保ちながら、地下水の採取規制のあり方を検討します。

## 施策を取り巻く環境

都市化の進展などに伴い、農地などが雨水の浸透しにくい宅地や道路等に変わってきており、地下水がかん養される条件は次第に厳しさを増していることから、かん養の保全に努め、大きな保水力を持つ水田などの機能を、できる限り保全することが必要になります。

また、本市域は手取川扇状地に位置しており、主に砂や石が堆積する浸透性が高い地域です。地表に流れ出した有害物質などが容易に帯水層へ到着し、地下水を汚染させる可能性があることを踏まえ、地下水の水量や水質などの保全が求められます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
計画に基づく環境分析調査(新規)	回/年	-	1	1	地下水保全のための取り組み

## 施策を実現する手段

○分野別計画：地下水保全計画（平成28年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地下水保全計画の見直し・策定						○	○	○
計画に基づく地下水保全の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）

節水を心がけ、限りある貴重な水資源の保護と保全のための意識醸成を図ります。

政策4：環境について考える人が住むまち  
施策2：生活環境の保全

【環境】

## 4-2-3

## 墓地の確保

## 基本方針

健全な公衆衛生の確保の観点から、公営墓地の適切な管理に努めるとともに、墓地、納骨堂の設置者に対して、適正な管理の指導を推進します。

既存墓地の拡張について検討を行うとともに、新たな公営墓地公園の整備に向け、関係機関との調整を進めます。新たな公営墓地公園は、新市街地整備地区で設置することとし、幅広い年齢層の参拝者を想定し、近距離にあって一定規模の駐車場を持った、緑地等で囲まれた公園となるよう計画を進めます。

## 施策を取り巻く環境

本市が、住みたい、住み続けたいと考えてもらえる定住化志向の高いまちとなるためには、生涯にわたって、また、世代を超えて住み続けることのできる環境が必要です。

本市内には、墓地が少なく、また、行政区域が小さく、市街化が進んだ本市の現状では、まとまった墓地の用地を確保することは非常に困難な課題です。

墓地の拡張や新たな墓地の設置のためには、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民の理解を十分に得る必要がありますが、“ふるさと野々市”として、安心して住み続けるまちを実現するためには、墓地が必要不可欠であり、定住化を促進するために重点的に検討する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
墓地区画数(概算)	区画	2,000	2,000	5,000	定住化志向の向上(宗教法人が設置する墓地を除く)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公営墓地の適正管理や共同墓地などの適正管理指導		○	○	○	○	○	○	○
共同墓地などの拡張に対する支援		○	○	○	○	○	○	○
墓地公園の整備(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う目標レベル3  
連携する(パートナーシップ)

定住化促進を目的とする公営墓地公園等を設置することについて検討を行うにあたり、市民からの意見を伺い、最良な墓地公園等の設置を行います。

## 4-3-1

政策4：環境について考える人が住むまち  
 施策3：環境保全のために行動するひとづくり

【環境】

## 環境教育の充実

## 基本方針

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題に対する市民の意識は、徐々に高まっています。

地球環境問題を正しく理解し、一人ひとりが行動するまちをめざして、環境教育の推進に努めます。また、家庭や学校、地域、職場など、さまざまな機会を通じて環境教育の実施の働きかけや支援を行い、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

## 施策を取り巻く環境

環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を送る消費者として、環境に対する意識やライフスタイルを変えていく必要があります。また、環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識などを市民が得るための教育や学習の機会を充実する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
環境教育への参加	人	100	1,647	1,600 以上 (500 から変更)	町内会が実施するごみ減量等の研修会などによる環境保全意識の高揚
環境保全体験事業への参加	人	-	28	100	田んぼの生き物調査や水、森などの大切さを学ぶことによる環境保全意識の高揚

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境保全活動に対する支援		○	○	○	○	○	○	○
環境教育などに関する情報提供		○	○	○	○	○	○	○
市民への啓発活動		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル3

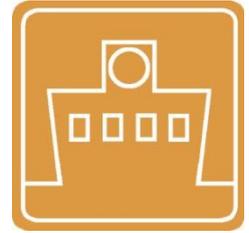
連携する（パートナーシップ）



行政が行う環境保全に対する啓発活動や、環境教育の実施についての働きかけにより、市民の環境意識を高めるための支援を行います。

政策 5

**みんながキャンパスライフを楽しむまち**  
**【生涯学習・教育】**



## 5-1-1

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策1：知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

【生涯学習・教育】

## 確かな学力をはぐくむ教育の推進

## 基本方針

すべての子どもたちに、学力の重要な3つの要素である「基礎的基本的な知識技能を身に付けさせる」こと「知識と技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む」こと、そして「学習に取り組む意欲を養う」ことをめざします。

学校研究の推進や教職員研修の充実を通じて授業力の向上を図るとともに、小中学校での英語教育の充実に向けた外国語指導助手の配置、情報教育の推進のための情報機器の配備など、授業の充実を図るための人的、物的な教育環境の充実に努めます。

また、幼稚園教育の振興と、経済的な理由によって就学が困難な子どもたちの保護者に対して支援します。

## 施策を取り巻く環境

今日の変化が激しい社会に踏み出す子どもたちには、確かな学力が求められます。

平成23年度、平成24年度から実施された学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、教育内容の充実が図られ、授業時数も増加しています。これらに対応するため、本市では、教育内容の見直しや教員の資質向上、指導の充実を図ることが必要です。

また、保護者の経済的な理由により就園や就学が制限されることのないように、十分な配慮が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
「授業が分かりやすい」と答える児童(小6)の割合	%	81.2	81.4	85.0	授業の質の向上
「授業が分かりやすい」と答える生徒(中3)の割合	%	60.6	71.9	70.0	授業の質の向上
教育センターの研修講座の参加人数	人/年	-	635	500	教員の資質向上と指導の充実

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校研究の推進		○	○	○	○	○	○	○
情報教育機器の保守と整備		○	○	○	○	○	○	○
特別支援教育※の推進		○	○	○	○	○	○	○
小学校と中学校が連携した生徒指導の充実		○	○	○	○	○	○	○
授業公開や研究協議などでの校種間交流の推進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）



学校は、教育活動の状況を積極的に保護者に発信し、相互の理解を深め、家庭、地域と共に確かな学力の育成に努めます。

## 5-1-2

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策1：知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

【生涯学習・教育】

## 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

## 基本方針

すべての子どもたちに、自らを律しつつ、他人と共に協調し、人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むことをめざします。

学校では、道徳教育全体計画を作成し、道徳の時間を要として、さまざまな行事なども含めた学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。また、創造力を伸ばし、豊かな感性を育むためには、読書の習慣は大変重要です。子どもたちが生涯にわたって読書に親しむ基盤を作るため、学校では朝読書や読み聞かせなどの読書活動を推進するとともに、学校図書館の充実を図ります。

さらに、豊かな人間性を育むためには、人とのかかわりが大切です。学校では、保護者や地域との連携を通じて、家庭や地域での体験活動などを積極的に推進します。

## 施策を取り巻く環境

現代社会では、少子高齢化、高度情報化、経済のグローバル化などが進み、物質的に豊かである一方で、他人を思いやる心の希薄化、規範意識や公共心の低下などが問題となっています。このようななか、より良く生きるための基盤となる豊かな人間性を育むために、学校だけではなく、家庭や地域など、社会全体で積極的に取り組む必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
学校図書館小学校児童一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	66	86	90 (80 から変更)	読書習慣の定着
学校図書館中学校生徒一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	8	19	20	読書習慣の定着
「とても人の役に立つ人間になりたい」と答える児童(小 6)の割合(新規)	%	55	68.3	75	豊かな人間性を持った児童生徒の育成
「とても人の役に立つ人間になりたい」と答える生徒(中 3)の割合(新規)	%	65.7	62.9	78	豊かな人間性を持った児童生徒の育成

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）

（平成 24 年度～平成 33 年度）

子ども読書活動推進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
道徳教育全体計画に即した教育活動の展開		○	○	○	○	○	○	○
児童生徒の地域活動への参加促進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 2  
意見を言う目標レベル 3  
連携する(パートナーシップ)

家庭、地域、学校がよりよい連携を深め、地域美化清掃活動など、さまざまな活動に大人と子どもが共に参加することを促します。

## 5-1-3

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策1：知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

【生涯学習・教育】

## 健やかな体をはぐくむ教育の推進

## 基本方針

すべての子どもたちに、運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するとともに、健康や安全、食の大切さについての理解を深め、健康や体力の増進を図ります。

学校では、体育科の授業を通じて発達段階に応じた体系的な指導を行うとともに、体育的な行事や中学校部活動の充実、食育の推進を図ります。

## 施策を取り巻く環境

高度情報化社会の飛躍的な進展により、野外で遊ぶよりもゲーム機やパソコンを使って屋内で遊ぶ子どもが増え、このことが基本的な生活習慣の乱れにつながっています。

子どもたちには、仲間と一緒に遊んだり、スポーツをすることの楽しさを体験させ、自分に合った運動を、生涯にわたって親しむ資質や能力を身に付けさせることが求められています。また、子どもから大人まで、食生活の乱れが指摘されており、その改善を図るためにも、積極的に食育に取り組み、家族の団らんを深め、健やかな体を育むことが大切です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
全国体力・運動能力調査の結果(小5)	%	50.1	51.7	53.0	児童生徒の体力向上(全国平均50.0%)
全国体力・運動能力調査の結果(中2)	%	49.1	51.6	52.0	児童生徒の体力向上(全国平均50.0%)
朝食を食べる児童(小6)の割合	%	94.0	93.8	95.0	食育の推進による食生活の改善
朝食を食べる生徒(中3)の割合	%	85.6	93.9	90.0	食育の推進による食生活の改善

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）  
 食育推進計画（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
児童生徒の体力向上の推進		○	○	○	○	○	○	○
部活動振興の支援		○	○	○	○	○	○	○
食育の授業の充実と啓発の推進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



地域のスポーツ指導者による活動を促進し、地域ぐるみで子どもたちの健康増進と体力向上に努めます。学校やPTAが中心となって、食の大切さを啓発し、家庭での食育の推進を図ります。

## 5-2-1

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

【生涯学習・教育】

## 地域に根ざした学校づくり

重点プロジェクトI 関連施策

## 基本方針

地域に根ざした学校づくりを推進するため、保護者や市民へ学校のさまざまな情報を積極的に発信することにより、家庭や地域の学校に対する理解を深めます。

郷土資料としての社会科副読本の充実を図り、それを活用して郷土の自然、歴史、人物、文化、産業について学び、郷土や地域社会に対する誇りと愛着を育てます。また、優れた知識や技術を持つ地域の人材を“まちの先生”として学校へ迎え入れることにより、保護者や市民の学校運営への参画を促すとともに教育活動の質の向上に努めます。

さらに、市内や近隣の大学と連携し、それぞれの大学の特色を生かしながら子どもの夢と感性を育む体験学習や地域教育を促進します。

## 施策を取り巻く環境

郷土や地域を愛し、道徳意識や社会性を身に付ける子どもたちを育てるためには、地域の方々との交流や、歴史や文化的施設を積極的に活用した自然体験学習、社会体験学習、職場体験などを行うことが大切です。また、学校評議員制度や学校評価制度を活用し、家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開することが大切です。

国では、学校運営協議会の設置や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を通して、地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革を進めようとしています。本市は、学校の教育活動を支援する市民の輪を広げ、地域と一体となって子供たちを育む取組を充実させていく一方で、国の動向を見ながら連携・協働の在り方について検討を行います。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域の方々と連携した授業の展開	回/年	7	55	56 (14から変更)	本市に対する誇りと愛着心の向上
授業で市内施設を活用した数	箇所	55	58	80	ふるさと教育の充実

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地域をテーマにした学習の推進		○	○	○	○	○	○	○
職場体験活動の実施			○	○	○	○	○	
コミュニティ・スクール導入の研究・検討（新規）		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



学校公開や、地域の方々と連携する授業などの機会を通じて、保護者や地域の方々に学校が行う活動に協力していただくことで、地域に根ざした学校づくりを推進します。

## 5-2-2

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

【生涯学習・教育】

## 時代の変化に適合した学校環境づくり

## 基本方針

学校は、児童や生徒が1日の大半を過ごす場所であり、安全で快適な空間として勉強に励むことのできるよう、環境整備を推進します。小中学校施設の計画的な大規模改造や、設備、備品の充実を図るとともに、普通教室、特別教室などの冷房化を行うなどにより、教育環境の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

計画的な小中学校の工事や修繕を行うことにより、児童や生徒に1年を通じて快適で安全な学校環境を提供し、保護者が安心して児童や生徒を学校へ送り出すことができる学校施設を整備する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
小中学校の大規模改造実施率	%	57	85	100	快適な環境の学校の増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
小中学校大規模改造工事の実施			○	○	○	○	○	

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）



児童や生徒が安全で安心して勉強に励むことのできる快適な学習環境を整えます。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

【生涯学習・教育】

## 5-2-3

## 青少年の健全育成

## 基本方針

青少年を健全に育成することは、地域の発展にとって不可欠であり、すべての市民の願いです。

家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、地域全体で社会的に自立した青少年の育成を図ります。また、少年育成センター活動の充実を図るとともに、青少年健全育成団体などと連携を図りながら、地域の教育力を高めていくことを促進します。

## 施策を取り巻く環境

都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、青少年の非行や問題行動が懸念されるなか、家庭、地域、学校、行政が連携して、地域全体で青少年を育てていくことが求められています。

少年育成センターが行う各種の巡視活動を通じて、家庭や地域と連携し、非行防止や環境浄化活動を行っています。また、ボランティア探検隊“飛鳥”など青少年ボランティア団体を育成し、青少年が自らの力で積極的に社会的活動を行う気運を盛り上げる必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
巡視活動を行う人数	延べ人数	625	840	800 以上 (687 から変更)	青少年の問題行動の抑止
青少年ボランティア団体の加入者数	人	31	18	46	社会活動への気運の高揚

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成 24 年度～平成 33 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境浄化のための街頭巡視活動の実施		○	○	○	○	○	○	○
ボランティア活動の補助、機会の提供		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



ののいちっ子を育てる市民会議などにより、地域全体で健全な青少年を育てるという気運を醸成します。

## 5-2-4

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策2：家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

【生涯学習・教育】

## 学び合う、支え合う地域社会づくり

## 基本方針

核家族化や少子化、地域の人々とのつながりの希薄化など、保護者と子どもを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、支え合う地域社会をめざし、家庭、地域、学校の連携を強化しながら地域全体で子どもたちの成長を支援します。

家庭の教育力を高め、保護者と子どもの豊かな育ちを支援するため、子育て中の保護者に対して、さまざまな機会を通じて学習機会を提供するなど、家庭教育に対する意識の高揚と、地域教育力の充実を図ります。

## 施策を取り巻く環境

核家族化や少子化、就業形態の変化などにより、家庭や地域でのしつけがおろそかになるなど教育力の低下が進むなか、どのように家庭での教育力を高めるかは重要な課題です。

本市は、家庭教育サポーターを養成し、保育園で保護者が気軽に相談できる環境を整えており、支援活動は定着しつつあります。

各発達段階に応じた保護者への適切な支援や情報提供、さまざまな機会を活用した講座を実施するなど、家庭や地域の教育力を高める必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
家庭教育学級の参加人数	人	600	865	800 以上 (720 から変更)	家庭教育力を向上
家庭教育サポーター人数	人	23	26	34	家庭教育力を向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成 24 年度～平成 33 年度）

子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
家庭教育の推進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



町内会や PTA、子ども会活動などを通じて、家庭はもとより地域全体で健全な青少年を育てるという機運を醸成します。

市の持つ情報を提供するなど市民団体と連携し、web を活用した情報発信を推進します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策3：生涯学習社会の充実

【生涯学習・教育】

5-3-1

## 社会教育の充実

重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

社会教育で大切なことは、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学習できることです。

各地区の公民館では、社会教育の拠点として地域に根ざした教育活動を行うことにより、生きがいを持って充実した生活を送り、生涯にわたって自主的な学習活動を続けることができる環境を整えます。

図書館は、市民の生涯学習活動を支えるとともに、地域社会の課題解決を助ける情報を提供する施設です。公共図書館は、地域の実情に合わせ、工夫を凝らしたサービスを行っています。石川中央都市圏の連携により、広域的にサービスを受けられるよう体制を整え、図書館利用の利便性を高めることで利用を促進し、生涯学習の機会の充実を促進します。

### 施策を取り巻く環境

地域のつながりが薄れつつあるなか、地域の活性化を図るためには、高齢者や青少年の地域活動への参画が課題となります。また、大学や企業と連携し多様な学習機会を提供するなど、施策が形骸化しないよう進める必要があります。そのためには、学習ニーズの的確な把握と情報提供、社会教育施設の充実など、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。本市の伝統や文化に根ざした創造的で活力ある社会教育を展開するとともに、大学や企業、地域と連携した支援体制のネットワークを強化し、市民が自主的、継続的な学習機会を得ることができ、学んだ成果を地域に還元できる学習社会を築くことを推進します。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
講座の参加者数	人/年	858	1525	1,750 (1,029 から 変更)	市民大学校、寿大学校・大学院等への参加者増加により、社会教育を充実
自主サークル数	団体/年	99	98	108	地区公民館、女性センター等で活動するサークル数増加により、社会教育を充実
施設利用者数	人/年	131,513	125,573	140,000	図書館、地区公民館等の利用者数増加により、社会教育を充実
図書館ボランティア登録者数(新規)	人	-	58	100	新図書館の運営への市民参加を促す
新市立図書館貸出冊数(新規)	冊/年	-	-	500,000	潜在的な利用者の呼び起こし

### 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）

（平成24年度～平成33年度）

子ども読書活動推進計画（第二次）（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
読書の普及活動		○	○	○	○	○	○	○
地区公民館・自主サークルの活動支援		○	○	○	○	○	○	○
市民大学校・寿大学校・大学院の運営		○	○	○	○	○	○	○
図書館ボランティアの育成と活動支援(新規)			○	○	○	○	○	○
図書館サービスの相互利用の検討・実施(新規)			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル4

市民発のアクションが実施される

社会教育施設の運営審議会やボランティア活動などを通じて、市民が社会教育を行うための事業の企画、運営に積極的に参画することができるように努めます。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策3：生涯学習社会の充実

【生涯学習・教育】

## 5-3-2

## 生涯スポーツの普及と振興

## 基本方針

生涯にわたって健康でいきいきと生活するためには、適度な運動を継続することが効果的です。  
 市民の誰もが気軽に参加でき、生涯のそれぞれの年齢層に応じた身近に楽しめる各種のスポーツ教室や、スポーツ大会などを通じて、スポーツ活動の普及をめざします。  
 また、地域やスポーツ関係団体との連携強化に努め、年齢や個人に合ったスポーツ活動を推進します。

## 施策を取り巻く環境

近年では、ライフスタイルの変化などに伴い、健康増進に対する関心が高まっています。  
 個人、年齢層、地域に応じたスポーツの普及を図り、生涯にわたって行うことのできる生涯スポーツ活動の振興を通じた健康増進への寄与が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
さわやかスポーツフェスティバル参加人数	人/年	2,189	1,551	3,200	生涯スポーツの普及
ニュースポーツ大会参加人数	人/年	107	143	200	生涯スポーツの振興

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
さわやかスポーツフェスティバルの実施		○	○	○	○	○	○	○
ニュースポーツ大会の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
 意見を言う



目標レベル3  
 連携する（パートナーシップ）



スポーツ関係団体や民間のスポーツクラブ、体育指導委員連絡協議会の行う活動と連携を図り、市民の自主的な生涯スポーツ活動への参加と参画を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策4：文化・スポーツ活動の充実

【生涯学習・教育】

## 5-4-1

## 市民文化・市民芸術の活性化

## 基本方針

文化会館フォルテと情報交流館カメラアを活用し、多彩で個性豊かな、野々市らしさが溢れる市民文化と市民芸術の創造をめざします。

感性が豊かな児童や生徒に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、生涯を通じて芸術文化に親しみやすい気風、風土の醸成に努めます。

また、市民参加型の催し物を企画するとともに、市民が主体となって企画し、運営する催し物に対して活動を支援します。市民が利用しやすい文化施設の環境を充実させ、各協会やサークルなど市民の文化芸術の活性化を促します。

さらに、優れた才能を持つ人材の発掘と発信にも力点を置き、文化芸術が盛んな活気あるまちづくりを進めます。

## 施策を取り巻く環境

心の豊かさを求めるという価値観が高まるなか、文化芸術の鑑賞や活動に対する関心が高まっています。芸術文化は、創造力豊かなひとづくりと活気あるまちづくりには欠かせないものです。市民が身近で気軽に芸術文化活動に参加できる機会の拡充が求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
美術展出品数	点	111	158	150	協会・市民による作品出品数増加による市民文化・芸術の振興
椿まつり入場者数	人/年	6,000	6,671	7,000	市花木「椿」を題材とした芸術文化の発信による市民文化・芸術の振興
情報文化振興財団の自主事業数	回/年	19	35	30	芸術文化に親しむ機会の提供の拡充と市民協働による内容の充実

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
美術展の開催		○	○	○	○	○	○	○
椿まつりの開催		○	○	○	○	○	○	○
情報文化振興財団の自主事業への支援と指導		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル4  
市民発のアクションが実施される



市民が自主的に企画し、運営する催し物に対して支援を行い、市民文化と市民芸術の創造を促します。

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策4：文化・スポーツ活動の充実

【生涯学習・教育】

## 5-4-2

## スポーツ団体の育成

## 基本方針

スポーツ少年団の団員や、体育協会の会員の増加を図り、活動拠点となる体育施設等の有効的な利用を図るとともに、学校体育施設を最大限に開放し、利用促進に努めます。

また、新たなスポーツ人口の増加を図るため、地域のネットワークを活用し、企業やスポーツクラブ、高校や大学との連携を深め、優秀な選手の発掘に努めます。

このほか、競技力の向上と指導者の育成にも力点を置き、スポーツが盛んな活気あるまちづくりを進めます。

## 施策を取り巻く環境

スポーツ団体の活動を支援するとともに、スポーツ人口の拡大、優秀な選手の発掘や競技力向上のために欠かすことができない指導者を継続的に養成することが求められています。

また、活動の拠点となる既存施設の整備とともに、新たな施設の必要性やあり方について検討が必要です。

## 成果指標

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
 （平成24年度～平成33年度）

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
スポーツ少年団の団員数	人	528	614	800	団員増加による活性化とスポーツ人口の拡大
スポーツ少年団の指導者数	人	104	147	160	指導者増加による活性化と競技力の向上
体育協会員の会員数	人	1,210	1252	1,800	会員増加による協会の活性化と競技力の向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
スポーツ指導員の育成		○	○	○	○	○	○	○
体育協会への選手発掘・育成の助成		○	○	○	○	○	○	○
石川県民体育大会への選手出場の啓発		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



体育協会やスポーツ少年団、認定クラブ、民間スポーツクラブ、高校、大学のスポーツ活動と行政の連携を図り、市民の自主的な競技スポーツ活動への参加と参画を促します。

## 5-5-1

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策5：文化の継承と創造と担い手の育成

【生涯学習・教育】

## 文化財と文化資産の活用

## 基本方針

歴史と文化に恵まれた本市には、古くは約3,900年前の縄文時代から現在に至るまで、連綿と続く人々の営みの証が記されています。

なかでも、御経塚遺跡は縄文時代後期から晩期の北陸を代表する集落跡で、出土品4,219点が重要文化財に指定されています。この貴重な文化資産の価値を広く市内外にアピールし、文化財愛護の精神と、ふるさとに対する愛情を育むために、催し物やインターネット上に開設するデジタル資料館などを活用し、年間を通して本市の貴重な文化財の存在を発信します。

また、豊富に存在する有形・無形の文化財を、市民が身近に感じるよう、普及啓発を図ります。

## 施策を取り巻く環境

文化力に優れたまちをつくるためには、市民が野々市の持つ歴史的な魅力や個性を理解し、文化財愛護の精神を高揚させることが必要です。

文化財の普及と啓発を促すために文化財に関する企画展などを行っていますが、年間を通して市民参加型の催し物の企画立案や、広報活動を推進する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
文化財普及啓発活動への参加者人数	人/年	900	2,439	3,000 (1,000から変更)	参加者の増加による文化財への愛護精神などの高揚
文化財施設の利用者数	人/年	4,400	8,853	10,000 (5,000から変更)	利用者増加による文化財への愛護精神などの高揚
デジタル資料館へのアクセス数	人/年	-	4,392	5,000 (1,500から変更)	貴重な文化財の存在の周知

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
文化財の普及啓発活動		○	○	○	○	○	○	○
文化財企画展の実施		○	○	○	○	○	○	○
デジタル資料館の運営		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



市民が自主的に企画し、運営する文化財普及に関する催し物に対して支援を行います。市民による文化財保全活動への意識醸成を促します。

## 5-5-2

政策5：みんながキャンパスライフを楽しむまち  
 施策5：文化の継承と創造と担い手の育成

【生涯学習・教育】

## ののいちの歴史再発見

## 基本方針

本市には、御経塚遺跡と末松廃寺跡の2つの貴重な国指定史跡が存在しています。

末松廃寺跡については、詳細な発掘調査を実施し、新たなガイダンス施設の建設も視野に入れて魅力ある再整備を図ります。また、重要文化財喜多家住宅に残る文化的価値の高い酒造施設の追加指定をめざします。また、市内に多く存在する文化財について、説明板の整備や冊子“ののいち歴史探訪”の活用を通して、市民にその魅力の再発見を促します。

歴史遺産による野々市ブランドを確立し、市内外に誇ることでできるまちづくりをめざします。

## 施策を取り巻く環境

国指定史跡末松廃寺跡のさらなる調査により、新たな発見を求め、その成果に基づく遺跡の再整備が必要です。また、国指定史跡御経塚遺跡についても、再整備計画の検討が必要です。

喜多家住宅については重要文化財追加指定に向けた調査を実施するとともに、大切な文化財を後世に残していくための保存措置を行います。

本市に存在する文化財を広く周知するため、“観光ボランティアガイド”などの活用により、さらに周知を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
末松廃寺跡発掘調査の進捗率	%		66	100	発掘調査の実施
末松廃寺跡の再整備率	%	0	40	100	史跡公園の再整備によるまちの魅力向上
文化財説明板の設置(新規)	基	7	29	56	市内の文化財に設置や更新することによる、まちの魅力向上
喜多家住宅追加指定、保存修理率(新規)	%	-	16	100	重要文化財追加指定・保存修理することによる文化財の活用

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
発掘調査の実施		○	○	○	○	○	○	○
史跡公園の再整備			○	○	○	○	○	○
文化財説明板の設置(新規)			○	○				
喜多家住宅追加指定・保存修理(新規)		○	○	○	○	○		

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する(パートナーシップ)

本市が行う啓発活動、文化財の保護や普及活動とともに、市民の力によって文化財の周知を図るために、そのガイドを行うための組織づくりと研究を行います。

政策 6

**野々市産の活気あふれるまち**

**【商工業の活性化】**



## 6-1-1

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
施策1：商工業の活性化

【産業振興】

## 地域資源を生かした産業の活性化

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

ヒト、モノ、情報、知識、技術といった地域固有の特色ある資源を掘り起こし、活用することにより、地域経済の担い手である中小企業の事業活動を促進し、地域産業の活性化を図ります。

石川県産業創出支援機構や中小企業基盤整備機構などの支援機関をはじめ、大学などの研究機関との連携や異業種交流などにより、地域の産物を生かした商品開発、特産品の販路拡大など、農商工の連携と活性化を推進します。

## 施策を取り巻く環境

本市においては、都市基盤整備の進展により、大型店をはじめ、新たな商業施設の進出が進む一方で、既存の商店や企業、従業員数は減少傾向にあります。

このような現状を踏まえ、大学が立地する本市の強みを生かした産学官や農商工の連携による地域産業の活性化が求められています。

また、地域の特色ある資源の掘り起こしと大学などの研究機関や産業間の連携をコーディネートする体制づくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
年間商品販売額	億円	2,662	1,810	2,760	額増加による地場産業の活性化 (経済センサス)
特産品数	品	11	12	20	地域資源活用の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
商工業の振興		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）

市内にある団体や大学などと連携し、新たな地域資源の発掘・活用を推進します。

## 6-1-2

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
施策1：商工業の活性化

【産業振興】

## 経営体質や基盤の強化

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、県や商工会などと連携しながら企業の経営改善を支援します。

経営の安定化、近代化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、国や県の融資制度や支援機関などに関する情報提供に努めます。

また、次世代リーダーの育成や事業承継を契機に、新分野に挑戦する等の第二創業者に対する支援を行うとともに、企業の新規分野への進出を推進します。

## 施策を取り巻く環境

経済変動が激しいなか、魅力ある商店・商店街を育成し地域経済の活性化を図ることが必要ですが、後継者の確保が難しいといった商店経営の問題や空き店舗の増加、商店街活動の低迷などの課題があります。

また、制度融資をはじめとした中小企業への金融支援、経営改善への支援の拡充、中小企業が新製品や新技術開発に取り組みやすい環境を整えることが求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市融資(設備投資)制度利用件数	件	4	9	12	経営体質・基盤の強化
新製品・販路開拓補助金交付件数	件	3	4	10	経営体質・基盤の強化

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
商工業融資制度による支援		○	○	○	○	○	○	○
新製品開発・販路開拓の支援		○	○	○	○	○	○	○
若手経営者・管理者の養成		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル4  
市民発のアクションが実施される



中小企業の経営の安定を促すため、融資制度による支援を行うとともに、企業の自助努力による経営手法の刷新や人材育成を促します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策1：商工業の活性化

【産業振興】

## 6-1-3 交流人口の拡大に伴う 商工業の活性化

重点プロジェクトⅡ 関連施策

### 基本方針

平成27年3月の北陸新幹線開業以来、全国から北陸に注目が集まり、交流人口が拡大しています。石川県へも多くの来訪者が期待できるなか、さまざまな分野においてビジネスチャンスが生まれます。

地場製品のブランド化と販路拡大など市場創出に取り組むとともに、商品やサービスの開発と発掘を通して、各事業所や個店が意識高揚を図りながら活力を持つことのできる活動を支援します。また、首都圏などで活躍する野々市ゆかりの方から開発、企業誘致などで助言を求めることにより、地元商工業の活性化をめざします。

### 施策を取り巻く環境

市民が地域に愛着を持ち、来訪者が魅力を感じることでできる特色あるまちづくりにつながる商業、サービス業の振興を進めていく必要があります。

また、他県や他市町の方々に、本市に興味を持ってもらうことができるよう、広報活動を強化する必要があります。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
野々市認定ブランド商品数	点	-	0	10	地域資源増加によるまちの魅力向上

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
野々市ブランド商品の創出支援		○	○	○	○	○	○	○
首都圏等での交流会の開催		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル4  
 市民発のアクションが実施される



市観光物産協会をはじめとした各種団体や市民との協働によって、野々市ブランドとなる商品開発や地域資源の掘り起しを行うとともに、商品の販売やPRを通じて、本市の魅力を発信します。

## 6-1-4

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策1：商工業の活性化

【産業振興】

## 次世代産業の育成

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

ベンチャーを含む革新的な企業の移転を促すとともに、次代を担う産業の創出に必要な、高い付加価値を生み出す可能性を秘めた、知的産業の企業誘致をめざします。

このような企業の集積を実現することで、関連する産業が根付き、次代を担う産業の創出を誘発するような、好循環の環境づくりに努めます。

## 施策を取り巻く環境

産業を取り巻く環境の変化に対応するためには、本市の産業の発展の方向性を研究する必要があります。連携協定を締結した大学を含め、県内には、高い価値を創出できる人材を育成する高等教育機関が集積しています。高等教育機関の有する知識、技術、人的資源を生かし、当市の推進すべき産業の方向性を研究することで、産業を取り巻く環境の変化に対応していきます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
i-BIRD卒業企業の市内事業所誘致	件	-	0	1	次世代産業が創出しやすい環境づくり
産学連携事業支援件数	件	-	0	3	地域産業の支援
企業誘致件数	件	-	0	1	経済活性化と雇用の増大

## 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
企業立地促進事業			○	○	○	○	○	○
産学連携への支援			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



大学、企業などと連携し、次世代産業の創出を推進します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策1：商工業の活性化

【産業振興】

## 6-1-5 起業や創業希望者への支援と 産学連携の支援

重点プロジェクトⅡ 関連施策

### 基本方針

起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化と定住の促進を図ります。

若手の起業家や創業希望者に対し、事業を軌道に乗せるまでに必要となる様々な人的・技術的・経済的支援を図ります。

### 施策を取り巻く環境

石川中央都市圏内には高等教育機関が集積しており、これらとの連携協定により、産学連携による事業創出には恵まれた環境にあります。大学と事業者の連携を促し、事業者が新たに事業を立ち上げやすくすることで、地域発の産業が生まれる環境を構築していくことが求められています。

次代を担う産業の創出を確実なものにしていくためには、ベンチャーを含む革新的な起業家が、当市で事業を行っていくことが重要です。また、本市は大学生が多いという特性があるものの、卒業後の就職先は主に、当市にはない製造業や専門サービス業となっています。大学卒業生の雇用の受け皿となりやすい分野の起業の促進を図ることが必要です。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
i-BIRD入居企業のうち当市支援企業数	件	-	10	12	市内での起業を促進

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
インキュベーション施設入居者への支援			○	○	○	○	○	○
起業や創業希望者への支援			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル4  
 市民発のアクションが実施される



大学と中小企業を積極的にマッチングし、地域発の産業創出を支援します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
施策2：農業の活性化

【産業振興】

6-2-1 魅力ある農産物の生産と  
地産地消の推進

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

農作物の生産振興と産地化の促進や新たな特産物の生産、広報活動を推進し、地域農業の活性化を図ります。また、食の安全安心に対する消費者の関心が高まるなか、地場農産物の利用拡大、安定した生産力の確保のため、作付け面積の拡大を進めます。

これらを推進するために、学校給食への地場農産物の使用回数の増加や、農産物販売を行う生産者団体への支援強化、イベント参加による広報活動などを行い、地域生産、地域消費を推進します。

## 施策を取り巻く環境

生産者の高齢化、担い手不足や農地の減少など農業生産を取り巻く環境の変化に伴い、特産品のキウイフルーツをはじめとする農産物の生産が減少しています。新たな地域振興作物の生産や加工品による付加価値を高めた新たな特産品を奨励し、生産者が意欲的に取り組める環境整備が必要です。

また、近年の、食の安全に対する関心の高まりを背景として、地場農産物の地産地消や都市近郊型農業の推進に向けた取り組みの充実が求められています。生産者が効率的で安定的な農産物の供給体制を整えるとともに、高品質な農産物の生産や販売に取り組むことができる環境と仕組みを整えることが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
地域特産物作付け面積	a	20	30	35 (30 から変更)	特産物ヤーコン作付け面積増加による地域農業の活性化
生産者団体による直売回数	回/年	63	65	66	地産地消の推進
イベント参加による周知回数	回/年	0	4	3	地産地消の推進
特産物等のブランド化(新規)	件	-	-	1	市が認定するブランド品

## 施策を実現する手段

○分野別計画：野々市農業振興地域整備計画（平成14年度～）

野々市地区農村振興基本計画（平成15年度～）※新計画に更新

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地域特産加工品の普及促進		○	○	○	○	○	○	○
特産物の振興		○	○	○	○	○	○	○
経営所得安定対策制度の推進		○	○					
農業振興への対策		○	○	○	○	○	○	○
農業フェスティバルへの助成		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル4

市民発のアクションが実施される



地域振興に寄与する農作物の生産を促し、その農作物に付加価値を加え、野々市ブランド農作物として、野々市の持つ魅力の広報活動を図ります。

また、地場農産物を通じた生産者と市民の交流や学校給食の献立として使用するなどを通じ、地域生産、地域消費の考え方を浸透します。

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
施策2：農業の活性化

【産業振興】

6-2-2

## 各種関係団体との連携による農業振興

## 基本方針

農業と異業種との連携など、新たな分野への挑戦に取り組む農業者、農業法人に対し、新商品開発などに必要な人的・技術的・経済的支援を行います。また、高等教育機関と連携し、高機能生農産物の開発・育成・市場化を進めるとともに、ブランド化のための認定・認証制度整備の検討を行います。

農業者への農用地利用集積の推進や、市民農園の利用拡充などにより、優良農地の保全を行うとともに、農道や水路などの適正な維持管理に努め、よりよい耕作環境を守り、農業生産の基盤強化を図ります。また、地域の方々や学校などと連携し、食や環境のことを考える農業体験や、農業とのふれあいイベントなどを通じて、将来を担う子どもたちに食の大切さや農業への関心を高めることを進めます。

## 施策を取り巻く環境

農業を取り巻く環境は、都市化の進展や産業構造の変化とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家人口、農地面積が減少し、農地の遊休化が懸念されています。また、担い手への農用地利用集積による農業生産の効率化が求められています。農業者の高齢化や農作物価格の低迷から生じる新しい就農者の不足などの課題への取り組みに対しては、農業を振興する関係団体との連携強化が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
各関係団体との振興会議の回数	回	0	3	4	農業振興に関する会議により農業の充実
農用地の利用集積面積率	%	29.2	29	30	農用地の利用増加による農業振興
認定農業者の人数※	人	6	12	13 (8から変更)	市が認定した農業者増加による農業振興
市民(体験)農園の面積	ha	1.6	1.8	1.7	新たな担い手の育成による農業への理解向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：野々市農業振興地域整備計画（平成14年度～）

野々市地区農村振興基本計画（平成15年度～）※新計画に更新

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
営農活性化の推進		○	○	○	○	○	○	○
中核農家※の育成		○	○	○	○	○	○	○
農業経営基盤の強化促進		○	○	○	○	○	○	○
農業基盤の活性化		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3

協働する（パートナーシップ）



農業協同組合をはじめとする関係団体と連携し、6次産業化と特産品のブランドの育成を支援します。また、これからの本市の農業を担っていく農業者の育成を支援します。

また、農業体験や、農業を振興する団体との連携強化、振興会議などを通じ、市民の農業への知識と参画意欲を高め促し、農業の担い手不足を解消します。

政策 6：野々市産の活気あふれるまち  
施策 4：勤労者福祉の充実

【産業振興】

6-3-1

## 就労環境の推進と余暇活動の支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

## 基本方針

勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることのできる環境をつくるため、国や県と連携した就業機会の拡充と雇用の確保、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

若年者や中高年齢者、障害のある方の雇用支援、勤労者の住宅取得支援、生活資金融資利子補給などの各種助成制度の活用を促し、安定的に働くことのできる環境整備のための支援を推進します。また、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動への参加の機会づくりに取り組むとともに、勤労者福祉団体の育成に努めます。

## 施策を取り巻く環境

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念されるとともに、景気の低迷による雇用情勢の悪化が課題となっています。

市民が安心して安定した生活を送るため、若年者や中高年齢者、障害のある方など、誰もが働きやすい環境づくりと就業機会の拡大が必要です。

また、人生の各段階に応じて多様な生き方・働き方が選択・実現できる社会が望まれています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	39.7	60	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合（市民意識調査）
有効求人倍率※	倍	0.57	1.9	1	求人の増加による雇用の確保
雇用増進奨励金の交付件数	件/年	15	11	20	雇用の増加
勤労者住宅取得支援の新規承認件数（新規）	件/年	19	14	20	安心して生活する市民の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
雇用増進奨励金の交付		○	○	○	○	○	○	○
勤労者支援のための各種助成		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
協働する（パートナーシップ）



ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、就業機会の拡充と、雇用の確保に努めます。元気で働くことのできる環境づくりのために、文化やスポーツに関する勤労者の余暇活動への参加を促します。

## 6-3-2

政策 6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策 4：勤労者福祉の充実

【産業振興】

## 新たな働き方と女性の活躍の支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

## 基本方針

女性や学生、中高齢者の方などが自分のライフスタイルに応じて、個性と能力を發揮しながら安心して働けるような環境づくりをめざします。

自分のライフスタイルを生かした働き方、性別や年齢にとらわれずに経験やノウハウを生かした働き方の支援として、就業形態が柔軟な事業者と求職者をつなぐ取組みを進めます。

ハローワーク、県など関係機関と連携し、テレワークや在宅勤務など勤務場所や勤務時間を固定しない柔軟な就業形態の導入を推進します。

## 施策を取り巻く環境

就業形態の多様化に伴い、社会が求める労働力のあり方も変化し、テレワークや在宅勤務など勤務場所や勤務時間を固定しない柔軟な就業形態が新たな働き方として注目を集めている。

働く意思や能力を持ちながらも、出産や子育て、介護などの理由で、働くことができない現実に直面する人が多く存在しており、こうした方々がライフスタイルを生かした自分らしい働き方を見つけて実現する仕組みづくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
新しい働き方応援事業の啓発回数	回/年	0	0	1	学生や女性に対し、自分らしく働くことを応援する相談会やセミナーの開催

## 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
新しい働き方応援事業の実施					○	○	○	○
学生や女性に向けた起業・創業支援制度の検討と実施			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



ハローワークや企業などと連携し、市民が多様な働き方の選択肢を多く持てる環境づくりに努めます。

政策 6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策 4：勤労者福祉の充実

【産業振興】

## 6-3-3 広域連携の視点を踏まえた 大学生等の雇用確保

重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

少子高齢化の進行に伴い、全国的に生産年齢人口の減少が懸念されています。

本市を含む石川中央都市圏内の人口減少の抑制、人口構造の適正化を図ることを目的として、卒業後の県外転出が目立つ県外出身者を中心に、学生の県内定着を促します。

### 施策を取り巻く環境

石川県のような地方の学生の就職状況は、首都圏や大都市の企業の採用状況の影響を大きく受けるため、安定した県内定着が課題となっています。

県内 8 大学とすべての自治体は「石川県における学生定着の取組の推進に関する協定」を締結しました。大学の卒業生が地域で習得した能力を生かすことができるよう、県内の高等教育機関、企業、自治体が連携して県内企業への就業を支援します。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
学卒者県内就職率	%	-	36.5	46.5	地域に愛着をもって定着する学生の増加

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
石川県における学生定着の取組(COC+)		○	○	○	○			

### 市民協働への取り組み

目標レベル 3  
 協働する（パートナーシップ）



地縁づくりの機会として、県外出身学生や地元住民がともに参加できるまつりや地域イベントの開催を促進します。

高等教育機関と連携し、地元企業に対し、学生や大学の取り組みを広く発信することで、地域で学んだ学生の採用を促します。

## 6-4-1

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策3：観光資源の発掘

【産業振興】

## ののいちの魅力創造と発信

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

市民、大学、各種団体、企業、行政が連携し、まち全体で新たな魅力を生み出すため、本市の自然や歴史、文化に触れながら、本市特産品による郷土料理や創作料理を味わい、見て、体験して、感じられる仕組みを整えます。

また、観光物産協会などと連携し、本市における魅力ある地域資源の再発見や、今ある地域資源をより魅力的なものにする取り組みを推進するとともに、市内はもちろん、市外にも本市の魅力を発信できる仕組みをつくり、広域的なPRを図ります。

## 施策を取り巻く環境

観光物産協会や観光ボランティアガイドとの協働により、地域資源に磨きをかけるとともに、加賀地域連携推進会議（オール加賀会議）や石川中央都市圏など、他市町と連携した広域的な取り組みを進めていく必要があります。また、市のオリジナルキャラクター“のっティ”の効果的な活用や、SNSでの情報発信、本市を出身地とする各界著名人の力をお借りしたPRの強化も必要です。

また、地域ブランドアドバイザーなど専門家の意見を取り入れ、本市の住みよさについて、今後、どのように本市のブランド化に繋げていくかといった調査研究が必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
観光ボランティアガイド活動件数	件	—	16	20	本市の魅力向上
地場の野菜などを使用した定食を民間団体や企業などと共同開発(新規)	品	—	—	3	本市の魅力発信
観光物産協会展示コーナーで紹介したテーマ数(新規)	件	—	—	4	本市の魅力発信
野々市市PRキャッチコピーの作成(新規)	件	—	—	1	市のイメージアップ
のっティ着ぐるみの出演回数(新規)	回	なし	67	100	賑わい創出 情報発信力の強化

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
観光ボランティアガイド団体への支援		○	○	○	○	○	○	○
観光、地域資源の宣伝活動			○	○	○	○	○	○
野々市市のブランド力向上(新規)			○	○	○	○	○	○
市の公式キャラクターを活用した市のPR(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



観光ルートの整備や観光ボランティアガイドの育成、ガイド団体への支援とともに、本市の魅力づくりのための活動への参加や参画を促します。

## 6-4-2

政策6：野々市産の活気あふれるまち  
 施策3：観光資源の発掘

【産業振興】

## にぎわいの創出と交流人口の拡大

重点プロジェクトⅡ 関連施策

## 基本方針

多くの市民が集い、にぎわう“野々市じょんからまつり”や“花と緑 ののいち 椿まつり”の内容の充実と広報を一層強化することで、にぎわいの創出と交流人口の拡大に努めます。

また、こうした既存イベントの充実とともに、新たなにぎわいを積極的に創造し、本市の魅力を市内外へ発信する機会を創出することで、市民の地域への誇りと愛着を高めると同時に、産業の活性化や交流人口の一層の拡大を図ります。

## 施策を取り巻く環境

市民参加型のまつりとして親しまれている“野々市じょんからまつり”は、本市の観光の中心として、さらなる内容の充実が求められています。

地域の連帯感の強化や活性化に向けて、おどりの講習会を継続するとともに、市が携わる事業以外にも、市民自らがそれぞれの地域行事の復活や新たな催し物の実施などに取り組むことが求められています。

市の一大行事や地域の行事など、人が集う場を、本市の魅力の発信の場として活用していくことで、賑わいの創出、交流人口の拡大、野々市ブランドの確立に相乗効果がもたらされます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
観光物産協会など関係団体の拠点施設の整備(新規)	箇所	なし	-	1	市の魅力の発信
観光物産協会主催事業数(新規)	回	なし	-	10	賑わい創出
野々市じょんからまつり来場者数	人/年	30,000	30,000	32,000	本市のにぎわい向上
椿まつり来場者数(新規)	人/年	-	6,671	7,000	本市のにぎわい向上

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地域中心交流拠点施設(にぎわい交流ゾーン)に設置される民間商業施設の活用(新規)					○	○	○	○
野々市じょんからまつり、椿まつりの内容の充実と広報の強化(新規)		○	○	○	○	○	○	○
野々市じょんからおどりの普及活動		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する(パートナーシップ)



観光物産協会やののいち里まち倶楽部の拠点を整備することで、各団体が活動しやすい環境づくりとともに、市の魅力を発信するパートナーとして、団体の育成を推進します。

政策 7

**くらし充実 快適がゆきとどくまち**

**【都市基盤】**



政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

【都市基盤】

7-1-1

## 良好な市街地環境の創出

重点プロジェクトⅢ 関連施策

### 基本方針

快適な市街地を確保するため、居住・就業・憩い・にぎわいなどの各機能がバランス良く配置されるよう、計画的な土地利用を推進し、あわせて「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」(※)の構築を進めます。都市近郊型農地などの自然と都市的環境が調和した、計画的な基盤整備を推進します。

本市の顔である旧北国街道を中心に、地域のにぎわいを創出するため、新たな市立図書館の整備、中央公民館の建て替えを行い、このにぎわい効果が市内全域へ波及するよう促します。

高齢者や障害のある方が安全快適に日常生活が送れるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。

### 施策を取り巻く環境

本市の人口は増加傾向にあります。旧市街地の空洞化や高齢化、工場の市外移転といった課題が発生しています。

低炭素社会に向けて、集約型都市構造への転換が求められるなか、良好な居住環境の維持、改善や産業基盤の創造のために、各地区の特性に応じたまちづくりを進める必要があります。

平成26年3月に野々市中央地区土地利用構想を策定し、石川県立養護学校跡地と旧役場周辺の土地利用についての方針を定めました。この構想に基づき、事業を進めていきます。石川県立養護学校跡地には新市立図書館・市民学習センター・憩いの広場を整備し、市民の学びと文化・芸術・創造、情報発信、市民協働のシンボルとします。旧役場周辺においては、新中央公民館・市民活動センター・民間商業施設を整備し、ヒト・モノ・コトの交流によるにぎわい創出の場とします。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地区計画数(新規)	件数	-	6	8	地域特性に応じた市街地環境の創出
市道歩道のバリアフリー化の延長	km	27	32	37	バリアフリー法に基づく段差の解消や点字ブロックの設置

### 施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）  
 野々市中央地区土地利用構想（平成26年3月策定）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
土地区画整理事業の実施		○	○	○	○	○	○	○
県立大学周辺の整備		○	○	○	○	○	○	○
人にやさしいみちづくりの推進			○	○	○	○	○	
野々市中央地区整備事業(にぎわい交流ゾーン)(新規)		○	○	○				
立地適正化計画の策定		○	○	○				

### 市民協働への取り組み

目標レベル2  
 意見を言う



目標レベル3  
 協働する(パートナーシップ)

それぞれの地域に生活する市民による、まちづくり検討委員会などでの意見を踏まえて、地域の意見を行政が共有し、住みやすい地域を創造するための体制を整えます。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

【都市基盤】

7-1-2

## 居住水準の向上と定住都市の実現

### 基本方針

居住水準の向上と定住都市の実現をめざし、一定規模以上の開発行為については、道路、公園などの公共施設や排水設備など必要な施設の整備を適正に誘導し、良好な宅地水準の確保に努めます。

また、建築物に係る審査・指導業務や地区計画などを通して、安全で豊かさを実感できる質の高い居住環境の確保に努めます。

市営住宅は、適正な戸数を確保するとともに、定期的な点検と修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えた整備を進めます。

### 施策を取り巻く環境

本市は県内他自治体と比較すると持ち家の割合が低く、市外からの転入者が平均4～5年間市内で居住した後、市外へ転出していくケースが多い傾向にあります。

本市への定住志向を向上させるためには、市民に本市への愛着を持ってもらうことのできる取り組みが必要です。

また、少子高齢化の進展や家族構成、ライフスタイルが多様化するなか、住宅の質の向上と安全で住みやすい居住環境を確保することが求められています。

本市は、土地区画整理事業などによる急激な人口増加により都市化の現象が著しい反面、小規模な開発が拡散していることから、住宅の造成や建築物の指導を強化し、無秩序な都市化が行われることを規制し、良好な環境を備えた開発を行うことが求められます。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
市営住宅の戸数	戸	30	40	40	子育て世代などの居住推進などによる定住化の促進
地区計画や各種協定の導入地区	地区	7	6	9	良好な居住環境が確保された地区の増加

### 施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）

公営住宅等長寿命化計画（平成21年度～平成30年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市営住宅の長寿命化		○	○	○				
地区計画などによる環境形成		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ



目標レベル3  
協働する（パートナーシップ）



市民の居住ニーズが多様化、高度化するなか、豊かな住環境は市民と行政が共に力を合わせて作り上げるという考えとともに、市民が、本市と自らの生活する地域に愛着を持ち、後世に良好な環境を残すという考えを醸成することが必要です。

## 7-1-3

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

【都市基盤】

## 魅力ある街並みづくりの推進

## 基本方針

ゆとりと潤いを感じることでできる生活環境を創出するため、市内に点在する自然環境や歴史、文化などの地域資源を生かし、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

特に、歴史的な街並みの保全を図るため、くらしのみちゾーン（旧北国街道）の整備を継続的に進めるとともに、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。

都市の魅力を高めていくうえで、歴史的な街並みを保全すべき地区や、文化教育施設を中心とした“市の顔”となる地域においては、道路整備に伴う無電柱化などを行い景観の向上を図ります。また、道路に親しみを感じ、より愛着を持つことができるように、道路に愛称をつけ、広く市民に浸透するよう努めます。

## 施策を取り巻く環境

景観に対する市民の意識は高まっており、豊かな心で住み続けられるよう、市民、企業、行政が連携し、より良好な景観を作り、守り、育てることが求められています。

特に、旧北国街道沿いでは、ライフスタイルの変化などにより伝統的様式の建造物などが減少しており、歴史的な趣きのある街並みや建造物を保全する必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
無電柱化地区数	箇所	8	8	10	幹線道路沿線の無電柱化による景観の向上
道路愛称の設置数(新規)	路線	6	6	9	道路愛称による、市や道路への愛着の向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
主要な道路に愛称を命名(新規)			○	○	○	○	○	○
無電柱化の推進		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
 知る・興味を持つ

目標レベル4  
 市民発のアクションが実施される

まちや道路に愛着を持ち、市民が親しみを持って生活できる気運を育みます。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策1：魅力ある街並み形成と住環境整備

【都市基盤】

7-1-4

## 憩いと安心に満ちた緑の空間づくり

### 基本方針

地域の特性や状況に応じて、計画的に公園や緑地を整備するとともに、道路や水辺空間などの緑化や、家庭、企業など民有地の緑化を推進し、水や緑の安らぎや憩いなどの効用を活用した快適で心地よい緑のネットワークの創出を図ります。

また、公園のベンチや遊具などの施設の安全性向上とユニバーサルデザインの導入を促進することにより、多様化する市民ニーズへの対応を図るとともに、市民と行政が共に力を合わせ、身近な公園づくりと里親制度による公園の管理を推進します。

### 施策を取り巻く環境

公園や緑地は、憩いや安らぎの場のほか、災害発生時の避難場所としての機能を有し、多様化する社会的な要請にも的確に答えていくことが求められています。

進展する少子高齢化社会では、公園に対する各世代からのニーズが多様化しており、施設の充実や安全性の向上、公園用途の再構築などが求められています。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
市民一人当たりの公園・緑地面積	m <sup>2</sup> /人	6	6	8	憩いや安らぎのある緑地の増加
リニューアルされた公園数	箇所	1	3	5	市民ニーズに応じ、公園施設や遊具を改修し、快適な公園を増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	18	18	21	市民の手による公園の管理の増加

### 施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）  
 緑の基本計画（平成11年度～平成27年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市公園の整備			○	○	○	○	○	
既設公園のリニューアル		○	○	○	○	○	○	○
市民参加による身近な公園づくり		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）



市民の手による身近な公園づくり、また、里親制度を活用した公園づくりを支援し、市民に必要とされる公園の姿を検討します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策2：交通の円滑化と公共交通網の充実

【都市基盤】

7-2-1

## 便利で快適な道路網の整備

### 基本方針

市民の安全な生活環境を整え、また、交通量の増大による交通渋滞の緩和など交通の円滑化を図るため、便利で快適な道路網の整備を推進します。

都市間の円滑な移動を支える地域高規格道路“金沢外環状道路”の早期完成や国道8号、157号をはじめとする広域幹線道路、市内の円滑な交通流動を促す都市計画道路などによる道路網の整備促進や機能強化を図ります。また、道路の幅が狭い生活道路の改善をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、ひとにやさしい道路環境をめざし、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを推進します。

### 施策を取り巻く環境

これまでは増加する自動車需要に対応した道路整備を中心に進めてきましたが、都市の成長を見極めながら適正な道路網の整備と、歩行者の安全性や環境などに配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

生活に密着した生活道路は、良好な居住環境を確保するうえで重要な役割を果たしています。しかし、道路の幅が狭い“狭あい道路”は、防災や救急、消防、日照、通風などの障害となることから、狭あいな生活道路の整備にあたっては、交通などに支障のある箇所を的確に把握し、それぞれの状況に応じた道路の整備が必要です。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
都市計画道路整備延長	km	43	45.3	46	市内の円滑な交通流動を図るための増加
狭あい道路の整備箇所数	箇所	—	29	50	密集住宅市街地の狭あい道路の解消
道路附属施設・橋梁の修繕箇所数 (新規)	箇所	—	34	144	点検結果に基づいた予防的な修繕による延命化

### 施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）  
 橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度～）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市計画街路の整備		○	○	○	○	○	○	○
狭あい道路の整備		○	○	○	○	○	○	○
道路附属施設・橋梁の長寿命化(変更)		○	○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ



目標レベル3  
協働する(パートナーシップ)



まちに愛着を感じてもらえることができるように、道路や街路樹などを地域で管理することなどへの支援を行います。

## 7-2-2

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策2：交通の円滑化と公共交通網の充実

【都市基盤】

## 雪対策の充実

## 基本方針

冬季の市民生活や産業活動に支障を来たすことがないよう、国や県との連携により、機械除雪体制の強化や消融雪施設の延伸などを進め、近年の課題である除雪業者、オペレーター、除雪機械の確保が困難な状況にある中、継続的な除雪体制を確保し、雪に強いまちづくりを推進します。

また、アダプトプログラムなどにより市民との協力体制による生活道路の除雪や歩道除雪体制の強化を推進するとともに、降雪期間の交通渋滞や交通事故を防ぐため、公共交通の利用を促します。

## 施策を取り巻く環境

北陸地方に生活する私たちにとって、冬季の降雪は克服すべき課題です。降雪によって日常の通勤や通学が妨げられることのないよう、市民生活を支える道路空間の確保は欠かすことができません。

行政による除雪対策だけでは、市内すべての要請に対応することは困難なため、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。また、除雪体制の強化を図るためには、本市が保有する除雪機械の充実を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
消雪装置設置済の路線延長	km	49	50	52	降雪が道路の妨げにならない路線の増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	5	13	15 (10から変更)	市民の手による除雪体制の強化
除雪ステーションの設置数(新規)	箇所	-	0	2	除雪機械リース等による除雪体制の強化

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
消雪装置の整備		○	○	○	○	○	○	○
アダプトプログラムへの参画促進		○	○	○	○	○	○	○
除雪ステーションの整備(新規)			○	○	○	○	○	

## 市民協働への取り組み

目標レベル4

市民発のアクションが実施される



道路の里親制度であるアダプトプログラムの促進により、市民や企業の方による除雪活動を促します。また、それぞれの自宅前などにおいても、積極的に除雪活動を行う市民の意識醸成を促します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策2：交通の円滑化と公共交通網の充実

【都市基盤】

7-2-3

## 地域公共交通の利便性向上

### 基本方針

二酸化炭素排出量の抑制による地球環境の保全や、交通渋滞の緩和などのため、地域に根づいたバスや鉄道などの公共交通の利用を、石川中央都市圏での連携によって促進します。

JR 北陸本線や北陸鉄道石川線の輸送サービスの確保を交通事業者へ働きかけ、利用者の利便性維持を図るとともに、路線バスなどの公共交通機関相互の連携強化による活性化を促します。

また、コミュニティバス“のっティ”は、まちづくり、健康、福祉、環境などの総合的な観点と、利用者の視点に立ち、地域の生活を支える身近な公共交通として、安全で効率的な運営を図ります。

### 施策を取り巻く環境

コミュニティバス“のっティ”は、市民の身近な足として、平成15年9月の運行開始から好評をいただき、平成28年1月には乗車200万人を突破しました。バスに採用したキャラクターも年齢を問わず広く市民に愛され、今では本市のイメージキャラクターとして定着し、市内外に知られています。

一方、公共交通を取り巻く情勢は、クルマ社会の進展とともに衰退傾向にあり、公共交通機関の利用者が減少し、公共交通のサービスが低下するといった悪循環に陥っています。高齢社会の到来や地球環境問題の深刻化などに対応するためにも、コミュニティバス“のっティ”をはじめとする、地域の公共交通を守り育てていくことが強く求められています。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
コミュニティバス利用者数	万人/年	15	20	20 (16から変更)	公共交通の利用者数(コミュニティバス)
JR 北陸本線平均利用者数	人/日	2,618	3,164	3,100 (2,880から変更)	公共交通の利用者数(JR野々市駅)
北陸鉄道石川線平均利用者数	人/日	591	662	650	公共交通の利用者数(北陸鉄道石川線市内3駅合計)

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
都市交通の円滑化対策		○	○	○	○	○	○	○
広域的な交通ネットワークの強化に向けた支援(新規)			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル3

協働する(パートナーシップ)



公共交通事業者の自助努力のもと、市民のための地域公共交通であるバスや電車、鉄道に有益さを感じることができるよう、その積極的な利用を促します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策3：雨水排水対策の充実

【都市基盤】

## 7-3-1

# 雨水排水対策の充実

## 基本方針

短時間に多量の降雨があった場合、都市化が進む本市では、アスファルトやコンクリートで覆われ雨水を地面が吸収することができず、瞬時に水路に流れ込むことによる都市型水害の発生が懸念されます。

都市型水害の減災を図るため、規制の強化や雨水の排水機能を充実するための河川の整備や雨水幹線、道路側溝の整備、また、雨水の地下への浸透を促し、河川などへの負担の軽減を図ります。

河川や雨水幹線などの整備とともに、公共施設や事業所、一般家庭においても、雨水の貯留、浸透施設の設置を促し、雨水流出量を抑制することで都市型水害の発生防止を図ります。

## 施策を取り巻く環境

市街地の拡大により、短時間に雨水が河川に流出することは、都市型水害の原因につながることから、計画的、効率的な河川や雨水幹線などの整備を図る必要があります。また、河川への雨水の流出量を抑制するために、雨水貯留や浸透施設の設置を進めるとともに、これらの設置を促すための、開発事業者の協力や理解が不可欠です。本市が管理する河川への水位計の設置や、関係団体との情報ネットワークを確立することにより、万が一、都市型の水害が発生した場合の被害軽減を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
雨水幹線の整備面積	ha	196	208	225	都市型水害の発生抑制
雨水排水量の抑制	%	0	-5	-5 維持	雨水流出量の抑制

## 施策を実現する手段

○分野別計画：犀川左岸地区総合的治水対策計画（平成26年度～）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
雨水幹線の整備			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ



目標レベル3  
連携する(パートナーシップ)



雨水排水対策施設の設置や大規模な企業、一般家庭での雨水排水対策を補助するための制度を創設することにより、貯留浸透施設の設置協力を促します。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち

【都市基盤】

施策4：循環する水資源の適正利用

## 7-4-1

## 安全で安定した水の供給

## 基本方針

水は日常生活に欠かすことができないものです。

安心して利用できる安全で良質な水を、安定して供給する体制を保持し続けるため、水源と給水の水質や水源井戸の監視の徹底を図るとともに、老朽化する上水道施設の更新や、安全・安心・安定した水の供給を図ります。

## 施策を取り巻く環境

本市の上水道は、自己水源（深井戸）と石川県営水道用水を水源としており、現在、約82%を自己水源として供給しています。

昭和39年から施設整備を進め、段階的に給水区域の拡張を行い上水道の普及に努めてきましたが、今後も安全で安心な水を安定的に供給するため、上水道施設の更新を進めなければなりません。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
老朽化施設の更新(新規)	箇所	0	1	4	老朽化した自己水源井の更新

## 施策を実現する手段

○分野別計画：水道ビジョン（平成22年度～平成31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
老朽化施設の更新		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル3

連携する（パートナーシップ）



地球環境保全を考え、実践する市民をめざし、節水などを通じた環境保全の意識を醸成します。

## 7-4-2

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策4：循環する水資源の適正利用

【都市基盤】

## 衛生的で快適な下水道の整備

## 基本方針

下水道の供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、普及促進を図るため戸別訪問を実施し、快適な住環境の創出を図ります。

また、下水道施設の経年劣化に伴い、管路の長寿命化を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的に下水道管調査を実施し、必要な改築と修繕を推進します。

## 施策を取り巻く環境

供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、下水道への理解を得るために戸別訪問による普及促進に努める必要があります。

また、下水道の未整備地区の整備とあわせ、今後老朽化してくる下水道管路の定期的な施設点検による長寿命化に努める必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
処理区域面積	ha	990	1,089	1,159 (1,087 から変更)	下水道処理区域の拡大による快適な住環境の整備
下水道普及率	%	90	95	98 (96 から変更)	普及率増加による快適な住環境の整備

## 施策を実現する手段

○分野別計画：流域関連公共下水道事業計画（～32年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
水洗化向上対策の実施		○	○	○	○	○	○	○
汚水管の布設工事の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル3

連携する（パートナーシップ）



公共下水道への理解と早期の接続を促すために普及活動を行い、快適な住環境を整えます。

政策7：くらし充実 快適がゆきとどくまち  
 施策4：循環する水資源の適正利用

【都市基盤】

7-4-3

## 水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化

### 基本方針

将来にわたり、安心して使用することのできる水を安定的に供給するとともに、河川や水路などの公共用水域の水質改善や生活環境の向上に寄与するため、上下水道事業の整備推進に努めます。

効率的でより健全な事業経営や使用料の適正化を図るため、経営基盤の強化を図ります。

さらには、事業基盤を強化するとともに、石川中央都市圏などでの連携事業について検討、導入を進めます。

### 施策を取り巻く環境

近年の節水意識の高まりや、節水器具の普及などにより、これまでの普及拡大中心の事業運営から、健全な水資源の循環をめざした持続可能な経営への移行が求められています。

また、被災時において石川中央都市圏の4市2町で連携してライフラインの復旧作業に当たるため、災害時応急活動訓練を実施するなど、災害時における相互連携体制をより強固なものとしていくことが求められます。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
石川中央都市圏での連携事業の検討・推進	件/年	-	0	1	連携による水道事業と上下水道事業の基盤の強化

### 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
石川中央都市圏での連携事業の検討・推進			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み

目標レベル1

知る・興味を持つ



目標レベル3

連携する(パートナーシップ)



これからの上下水道事業における会計方式の統一により、効率的な事業運営を進めるとともに、適正な使用料金の算定や財政状況などについて、需要者に広く情報を提供することで理解を求め、信頼ある事業運営に努めます。

政策 8

**住み続けたい！をみんなの声でつくるまち**

**【行財政運営】**



政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

【行財政運営】

施策 1：開かれた市政の推進

## 8-1-1

## 広域行政サービスの拡充

## 基本方針

消防や公立病院、廃棄物処理、斎場、下水道処理の運営など、本市の行政区域だけではなく、広域的に取り組んでいる行政サービスについて、引き続き近隣市町と協力して運営を進めます。

また、住民間の交流や行政間の交流を深め、スケールメリットを生かした、生活、文化圏の実態に基づいて、石川中央都市圏の魅力向上を図ります。さらに、近隣市町との連携の促進により、新たに取り組むべき広域的な行政サービスについて積極的に検討します。

## 施策を取り巻く環境

本市は、隣接する金沢市、白山市やかほく市、津幡町、内灘町と共に、石川中央都市圏を同一の生活圏として、共に協力しながら広域的な行政サービスを提供しています。また、石川中央都市圏以外の市や町とも、一部事務組合として共に協力をしながら、行政サービスを提供しています。

平成 28 年 3 月には、石川中央都市圏で「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を締結し、4 市 2 町の連携体制が一層強固なものとなりました。市民ニーズの拡大により、広域的に取り組むべき課題について、近隣市町との連携のもと解決に取り組み、圏域の住みやすさの一層の向上を促進します。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
一部事務組合への職員派遣数	人	1	1	1	広域的な事務を行うための人的支援の維持
石川中央都市圏ビジョンの個別事業（新規）	事業	-	0	61	圏域に生活する住民に対する広域的な行政サービスの拡充

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
広域行政窓口サービス		○	○	○	○	○	○	○
災害時における相互応援		○	○	○	○	○	○	○
石川中央都市圏ビジョンの推進（新規）		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1

知る・興味を持つ



目標レベル 3

連携する（パートナーシップ）



諸証明の発行、公共施設や図書館の相互利用など、広域的に取り組んでいる行政サービスについての情報提供とともに、石川中央都市圏や石川県民として同じ地域に生活する住民としての意識の醸成を促します。

## 8-1-2

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 1：開かれた市政の推進

【行財政運営】

## 窓口サービスの向上

## 基本方針

窓口利用者の利便性の向上と、窓口の混雑の軽減を図るとともに、公的な身分証明書としても利用できるマイナンバーカードの普及を図ります。

また、年末や年度末、年度始めの閉庁日における臨時窓口の開設や、大学新入生への大学出張窓口の開設により、窓口を訪れる市民の利便性向上に努めます。

さまざまな申請書の簡素化や電子化、ファクスにより住民票などを取り寄せることができる広域行政窓口サービスの充実を促進するとともに、マイナンバーカードの普及に伴うこれからの窓口サービスのあり方について検討し、市民が申請手続きを行う際の負担軽減を図ります。

## 施策を取り巻く環境

マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳カードは平成 27 年 12 月で発行が終了し、平成 28 年 1 月からマイナンバーカードの発行が始まりました。マイナンバー制度は、行政手続きの簡素化を推進し、住民サービスのより一層の向上を目指すものです。マイナンバーカードの普及のためには、カードに付加価値を付けるなど、多目的に利用できるよう検討が必要です。また、カードの普及に伴い、市役所の窓口での手続きも大きく変わっていくと思われま。

広域行政窓口サービスについては、かほく市以南の 10 市町で証明書の発行を行っており、安定した利用を維持しています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
マイナンバーカードの発行枚数(新規)	枚	-	1,621	5,500	窓口の混雑解消による市民満足度向上
広域窓口サービスの利用件数	件	2300	3,234	4,000	申請手続きの軽減

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
マイナンバーカードを利用した市民サービスの検討・実施(新規)		○	○	○	○	○	○	○
臨時窓口・出張窓口の実施		○	○	○	○	○	○	
窓口改革の検討(新規)		○	○					
窓口改革の実施(新規)				○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 2  
意見を言う



目標レベル 3  
連携する(パートナーシップ)



市民にとって便利な窓口とはどのような窓口なのかについて検討するにあたり、市民と行政が共に知恵を出し合いながら窓口のあり方を考えます。

# 8-1-3

## 親しみのある広報広聴活動

### 基本方針

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビやコミュニティラジオによる広報番組の充実を図り、市民の意見を反映した親しみのある情報提供に努めます。広報紙やインターネットなどをはじめとする情報媒体を活用して、市民への積極的な情報提供に努め、市民向けメール配信サービスの内容を充実することなどにより、市政への関心の高揚を図ります。親しみの持てる情報を発信することにより、本市と地域に対する愛着や誇りの醸成に努めます。さらに、高齢者や障害者、外国人に配慮したホームページの整備を目指すとともに、多様化する web 閲覧媒体に適した情報発信を進めます。広聴活動では、市政ふれあいミーティングや市政バスの実施、市ホームページの“ご意見ご提案”など、さまざまな機会を通じて市民の声の収集に努め、市政に反映させます。さまざまな機会、方法で意見を収集することにより、幅広い層の市民が要望すること、行政の課題を把握し、多くの市民にとって住みよいまちをめざします。

### 施策を取り巻く環境

市民と行政の豊かな関係づくりのために、広報広聴活動は重要であり、情報化社会の急激な発展による市民の情報収集、発信方法の多様化に対応する必要があります。広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティラジオ、フェイスブック、メール配信サービスが持つそれぞれの特長を生かしながら、市民のライフスタイルの違いに応じた広報活動を進めます。放送と通信のデジタル化によって、高度化する情報通信技術を活用した多様な情報発信のあり方を検討していきます。市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを進めるためには、市民からの建設的な意見を行政に提案できる場を多く持たなければならないことから、市民提案箱や市民アンケートの実施、インターネットなどを通じた広聴活動の充実を図る必要があります。また、国際化が進む中、外国人も必要な情報を取り入れ意見を提案することのできる環境が必要で、市ホームページの多言語化が求められています。

### 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市公式ホームページのアクセス数	万件/年	159	183	200	市政への関心度の向上
市政ふれあいミーティング開催数	回/年	12	12	12	市民と市長の直接対話による市政への関心度の維持
外国語ページへのアクセス数(新規)	件/年	-	556	600	市政に関心のある外国人住民の増加
市公式フェイスブックページへの「いいね！」数(新規)	件	-	947	1,500	市政に関心のある市民の増加

### 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
広報紙の発行・ホームページの運営		○	○	○	○	○	○	○
広報番組の制作・放送		○	○	○	○	○	○	○
市政ふれあいミーティング・市政バスの実施		○	○	○	○	○	○	○
誰にとっても使いやすいホームページの整備(新規)			○	○	○	○	○	○
SNSを活用した情報発信(新規)			○	○	○	○	○	○

### 市民協働への取り組み



市民への市政情報提供、市民からのご意見をお聞きすることを通じて、広報広聴活動への市民参加と参画を促し、市民協働による広報広聴活動を促進します。

政策 8：住みたい！をみんなの声でつくるまち

施策 1：開かれた市政の推進

【行財政運営】

## 8-1-4

## 積極的な情報提供

## 基本方針

市民と共に市政を運営するためには、積極的な市政情報の提供や、市民からのご意見をお聞きすることが、市民協働のまちづくりをめざすにあたって重要な視点となります。市が設置する審議会や委員会などへ市民の積極的な参画を促し、施策や事業の企画段階から市民の意見を反映できるように努めます。また、パブリックコメントの実施により、計画や事業の形成過程における公正性や透明性を確保するとともに、情報公開制度を引き続き運用し、市民の知る権利の確保と行政の説明責任を果たすことを推進します。

## 施策を取り巻く環境

まちづくりへの市民参画促進と、市民満足度の最大化を目的とした市政運営を行うためには、積極的に行政情報を提供するという行政としての姿勢を示す必要があります。行政情報を随時発信できるホームページを活用するとともに、報道機関への情報提供を強化する必要があります。行政のこうした姿が、市政の透明性を高めるとともに、市民と行政の連携強化につながっていきます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市民向けメール配信サービス発信回数	件/年	100	467	500 (120 から変更)	市政に関する情報を入手したいと考える市民の増加
報道発表件数	件/年	212	257	300	報道機関への市政情報提供による広報活動の向上
パブリックコメントへの意見数(新規)	件	59	6	60	市の政策への市民による自発的なかわりの増加と広聴活動の向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～31年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市民向けメール配信サービス		○	○	○	○	○	○	○
報道機関への情報提供		○	○	○	○	○	○	○
情報公開制度の運用		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 2  
意見を言う目標レベル 3  
連携する（パートナーシップ）

行政から市民への積極的な情報提供によって、市政のあり方を共に考え、共に運営していくという考え方を促進し、市民協働のまちを作ります。

## 8-1-5

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 1：開かれた市政の推進

【行財政運営】

## コンプライアンスの徹底

## 基本方針

法令の順守、組織倫理の徹底、社会規則に則ることなど、コンプライアンスを徹底することが、市民の信頼を得るための要であると位置づけ、庁内体制の整備を図ります。

組織を健全に運営していくため、職員一人ひとりの倫理観の向上を図り、市民の信託に応えられる公正で質の高い行政サービスの提供を推進します。

## 施策を取り巻く環境

コンプライアンスとは、一般的には法律や規則を守ることを指します。

しかし、市職員として、単に法令さえ守っていればよいということではなく、法令の目的を理解したうえで、市民や地域からの要請にどのように応えるか、また、どのように行動するのが重要であり、広くは誠実な対応や対象者の期待に応えることを意味します。

社会状況の変化が大きいなか、市政運営にあたっては一層の透明性の向上を図るとともに、公正な職務対応が求められます。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
コンプライアンスの推進体制	%	0	0	100	法を遵守する職員の教育と研修などを通じた体制の整備率
庁内、外部からの公益通報件数	件	0	0	0	コンプライアンスに対する通報件数の維持

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
庁内公益通報窓口の運用		○	○	○	○	○	○	○
職員倫理条例の熟知と遵守の徹底		○	○	○	○	○	○	○
懲戒指針の厳格で公正な運用		○	○	○	○	○	○	○
職員向けのコンプライアンス研修の実施		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
知る・興味を持つ



目標レベル 3  
連携する（パートナーシップ）



市職員の言動や業務遂行状況を注視し、また、不正を絶対に行わないなど庁内での気運を徹底します。市民に説明できる公正な行政サービスを遂行します。

## 8-1-6

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 1：開かれた市政の推進

【行財政運営】

## 時代に応じた行政機構づくり

## 基本方針

時代の要請に応えた施策展開と実行力のある柔軟な業務執行体制を確立するため、事務事業や事務分掌の見直しと、行政主体ではなく市民にとって分かりやすい、市民目線による組織づくりを行います。また、庁内分権の推進と本市の最高意思決定機関（庁議）での決定を迅速化し、時流に沿い、新たな課題にも即応できる行政機構づくりを推進します。

## 施策を取り巻く環境

多様化、複雑化が進む行政課題に的確に対応するためには、組織の縦割り構造の弊害を解消し、部署間の連携を強化した実効性の伴う横断的な行政機構づくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
1年以内に縦割り行政の弊害を感じたことのある職員の割合	%	—	38.4	10	職員から見た効率的な行政機構の完成度
迅速で適切な行政サービスを受けていると感じる市民の割合	%	—	61.6	65 (50から変更)	市民から見た効率的な行政機構の完成度(市民意識調査)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
組織機構再編成の検討と評価		○	○	○	○	○	○	○
組織機構の見直し(随時検討)		○	○	○	○	○	○	○
職員の計画的な配置による定員適正化		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する(パートナーシップ)



多様化、複雑化する市政へのニーズを的確に把握し、そのニーズにあわせて柔軟に組織機構を見直します。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

【行財政運営】

施策 2：人材育成の推進

## 8-2-1

## 人材育成を目的とした人事システム

## 基本方針

組織力の向上に向けて、時代に即した行政組織機構に適正な人員配置を行います。また、職員の仕事への熱意の向上、その能力を最大限に発揮できる適材適所の人員配置に努めます。

採用後 10 年程度の若手職員の育成にあたっては、計画的な人事異動を行い、異なる分野の業務を経験させることで、幅広い視野と能力を養成し、適正を見極めることを推進します。

## 施策を取り巻く環境

組織が有効に機能するためには、優秀な人材の育成は欠かせません。

地方分権や行政改革が進むなか、すべての市職員の職務に対する自発的な行動を促すとともに、組織として職員が持つ潜在能力を引き出すための仕組みづくりが必要です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
若手職員の 3 職場経験者の割合	%	82	85.7	100	採用後の 10 年間で 3 つ以上の職場を経験した若手職員の割合増加

## 施策を実現する手段

○分野別計画：人材育成基本方針（平成 24 年度～）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
職員の希望調査の実施と人事反映		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1

知る・興味を持つ



目標レベル 3

連携する（パートナーシップ）



多様化する市政へのニーズを的確に把握し、市民が真に必要としている行政サービスを的確に提供できる職員の育成により、市民協働のまちづくりの一端を担います。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 2：人材育成の推進

【行財政運営】

## 8-2-2

## 優秀な人材の確保と育成

## 基本方針

新たに市職員を採用するにあたっては、あらゆる分野に対応ができる将来性を期待できる人材に加え、より高い専門知識を持ち即戦力と成り得る人材の確保を図ります。

人材育成のための研修体系を総合的に整備し、職員が自身の可能性と能力を最大限に発揮することができるよう、多様な研修を受講することができる体制の整備を推進します。また、本市の特性に見合った適正な人事評価制度の確立をめざし、評価結果を客観的、具体的に人材育成につなげるため、評価者研修の定期的な実施により、適正な評価を行う体制づくりを推進します。

## 施策を取り巻く環境

地方分権の進展により業務は拡大、専門化する傾向にあり、職員には、高度な専門的能力とあらゆる分野における政策形成能力が求められているため、これらが高めるための積極的な研修参加や自己研鑽が必要です。

市政の運営を担う能力を持つ職員の育成と、その職員を評価する適正な人事評価制度の確立を行うことは最も重要な課題です。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
専門資格取得者の割合	%	4	12.8	25	資格取得者数の割合の増加による職員の資質向上
研修計画による自己啓発研修参加職員の割合(変更)	%	1.9	4.3	15	職員の資質向上
評価者研修の定期的な実施	回/年	1	1	1	適正な評価による職員の熱意向上

## 施策を実現する手段

○分野別計画：人材育成基本方針（平成 24 年度～）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
専門資格取得者などの採用		○	○	○	○	○	○	○
本市の特性に見合った独自研修の実施		○	○	○	○	○	○	○
研修計画による自己啓発機会の促進		○	○	○	○	○	○	○
人事評価制度の適正な運用(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
 知る・興味を持つ



目標レベル 3  
 連携する(パートナーシップ)



経験者の採用や、専門資格を取得している人材を確保し、即戦力として速やかに市民ニーズへの対応を行い、市民と共に市政を運営する組織をつくります。職員が、本市に必要な考え方などを身に付ける機会を充実し、職員の自己啓発を促すことにより、市民が真に必要なとしている行政サービスを的確に把握できる職員を育成します。

## 8-3-1

政策8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 財源の確保

## 基本方針

税は、社会の運営に必要となる費用を、その地域の市民から広く負担をしていただくものです。市民の納税意識の高揚、徴収体制の強化を図り、悪質な滞納者には滞納処分など法的措置を行うなどにより、収納率の向上をめざします。

また、徹底した経費の縮減を行うとともに、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し、市有財産の積極的な活用、事業の残地などの残地処分、ふるさと納税の活用など、新たな収入確保策の検討、導入を行い負担の公平性を確保するとともに、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

## 施策を取り巻く環境

人口が増加していることにより納税義務者も増加し、自主財源の中心である市税は、ゆるやかに伸びてはいるが、経常的経費の増加などにより財政構造は硬直化しつつあります。

また、地方交付税については、制度の見直しにより縮小が進み、市の財政状況は財政調整基金の取り崩しが迫られるなど厳しい状況にあることから、安定した自主財源の確保には、納税環境の改善により市税の収納率の向上を図ることが必要です。

さらに、事業の残地などについては、用地の処分を含め有効活用を行います。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市税の徴収率(現年度課税分)	%	97.9	98.75	99.1%以上	近隣市の平均値以上
適正な使用料、手数料の調査検討	%	0	100	100	見直しが必要と見込まれる使用料、手数料を調査、検討による適正な行政運営
事業残地等の有効活用、処分率	%	0	100	100	事業残地等の有効活用と処分の総面積(1,135㎡)
ガバメントクラウドファンディング実施事業数(新規)	事業	-	-	2	ガバメントクラウドファンディングにより実施した事業数
ふるさと納税件数(新規)	件	-	11	20	市に愛着をもつ人の増加
企業版ふるさと納税件数(新規)	件	-	-	3	市に愛着をもつ企業の増加

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市税徴収率の向上、滞納処分の強化		○	○	○	○	○	○	○
徴収体制の強化		○	○	○	○	○	○	○
使用料・手数料の見直し		○	○	○	○	○	○	○
事業残地等の有効活用と処分		○	○	○	○	○	○	○
ガバメントクラウドファンディングによる事業の推進(新規)			○	○	○	○	○	○
ふるさと納税の募集内容の見直し(新規)			○	○	○	○	○	○
企業版ふるさと納税の取り組み(新規)			○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル3  
 協働する（パートナーシップ）

地方分権が進展し、自分たちのまちは自分たちで作るという考えのもと、自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保を、市民の協力を得ながら行います。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 8-3-2

## 安定した財政運営の推進

## 基本方針

新たな視点による財政分析と中長期的視野に立った財政見通しの作成、公表により、健全で持続可能な安定した財政運営を推進します。また、市民への情報提供に努め、透明度の高い財政運営を推進します。

市民と行政の協働や、協調、役割分担による効率的、効果的な行政経営により、本市の独自性を生かした施策を戦略的に推進します。

## 施策を取り巻く環境

人口減少と少子高齢化により日本経済が縮小し、市税の伸びの鈍化や地方交付税の削減などにより、市財政が硬直化する傾向にあります。一方、地方分権の進展により、国や県から市への権限委譲が進み、本市の行政としての責任はこれまで以上に増加しています。

このようななか、めざすべき将来都市像を実現し、山積する地域課題を着実に克服するためには、政策的にも財政的にも自立した行政経営を行っていく必要があります。公平な課税や収納率の向上を進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市民に対して中長期的な財源見通しを示し、市民との信頼関係に基づく健全で持続可能な財政運営を進めていくことが求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
実質公債費比率	%	8.2	5.4	15.0 以内	公債費による財政負担の程度を表す比率 18%以上で地方債の発行に一定の制限がかかる
将来負担比率	%	34.1	16.0	130.0 以内	自治体が将来負担する借金などの 1 年間の収入に対する比率 (350%になると黄信号)
経常収支比率	%	87.4	86.0	98.0 以内	財政構造の弾力性を判断するための比率 (高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す)

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
新たな視点による決算分析		○	○	○	○	○	○	○
中長期財政見通しの作成		○	○	○	○	○	○	○
地方債残高の抑制		○	○	○	○	○	○	○

## 市民協働への取り組み

目標レベル 1  
知る・興味を持つ



目標レベル 3  
連携する (パートナーシップ)



本市が行う財政運営の推進状況を市民が確認することができるように、積極的な情報提供に努めます。市民が本市の置かれている状況を認知し、市民や団体、企業、行政がそれぞれの役割を担い、市政を運営する市民協働のまちを作ります。

## 8-3-3

政策8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 行政情報化の充実

## 基本方針

さまざまな行政手続きや施設を利用する際の手続きの電子化とともに、庁内の事務処理の電子化を推進し、事務の迅速化と効率化を図り、業務の見直しを図ります。

また、社会保障・税番号制度に関係した電子申請の導入など、市民サービスの向上を図ります。

市職員の情報セキュリティ対策については、パソコンやインターネットなどを活用した研修により、情報セキュリティ意識や情報活用能力の向上に努めます。また、インターネットを経由した情報セキュリティ脅威に対応するため、石川県と協力し高度な情報セキュリティ対策を推進します。

## 施策を取り巻く環境

情報システムの構築や運用、行政サービスの電子化を推進するには、多額の経費が必要とされることから、その費用対効果を見極め、効果のある情報システムを構築する必要があります。また、大切な個人情報の流出や漏洩など、重大なセキュリティ事故が発生することを未然に防ぐため、厳重な情報セキュリティ対策と職員の情報活用能力の向上を図る必要があります。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
申請書類の電子化件数	件	1	1	10	申請書類の電子化による市民の利便性向上
情報セキュリティに対する理解度が中級以上の職員の割合	%	—	75	80	情報セキュリティに対する職員の理解度向上による適切な情報保護

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
情報セキュリティの診断と職員研修の実施		○	○	○	○	○	○	○
職員向け情報セキュリティ理解度調査の実施			○	○	○	○	○	

## 市民協働への取り組み

目標レベル1  
知る・興味を持つ



目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）



行政内部の情報化を進めるためには、その費用対効果について十分な効果が発揮されることを見極める必要があります。効果的な情報技術の活用方策を、行政改革の推進と連携して、市民からの意見を伺いながら進めます。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

施策 3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 8-3-4

## 教育委員会施策の推進と評価

## 基本方針

本市の教育委員会は、市長から独立して設置される合議制の執行機関として、教育長と5名の教育委員で組織されています。

知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成をめざすとともに、一人ひとりが、お互いの個性や人間性を尊重しながら、生涯にわたって自らの人間形成に励み、平和で豊かな地域社会づくりに貢献できる市民の育成をめざします。

また、教育委員会の基本計画である“教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）”を推進し、施策や事務事業の点検と評価を行い、その成果や課題を踏まえて、市民に求められる教育行政を推進します。

## 施策を取り巻く環境

学校教育、生涯学習、スポーツや文化芸術の振興など、教育委員会が行う施策に対する市民ニーズは増加する傾向にあります。

市民から求められる施策を実行するため、ニーズを的確に把握し、教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を通じて、効果的な教育行政を進めることが求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
教育ユニバーサルプランの達成度	%	0	27	100	プランの達成割合

## 施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）  
（平成24年度～平成33年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
教育ユニバーサルプランの施行		○	○	○	○	○	○	
教育委員会の事務事業の点検と評価		○	○	○	○	○	○	○
教育ユニバーサルプランの中間評価			○					

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）



教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を実施し、市民からのご意見、ご提言をいただきながら、市民本位の施策と事務事業を展開します。

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 8-3-5

## 行政改革の推進

## 基本方針

行政改革大綱（第6次）に示す目標の達成に向けて、全庁体制をもって行財政改革に取り組み、戦略性のある明確な施策実施の目的と高いコスト意識を持ち、成果を重視した効率的な行財政システムを確立します。

職員が改革意識を持って自己変革に努める職場風土を育成するとともに、運営効率や公共性の観点から、民間での対応が望ましい分野については、行政責任の確保を踏まえたうえで、民間への委託を検討します。

行財政改革の推進を通じて、市民満足度の最大化をめざすため、「効率的な行政システムの設備と財政の健全化」を実践する行政の経営だけでなく、地域全体を「公共」ととらえ、市民との協働によるまちづくりに取り組み、歳出の効率化をはじめ、公共サービスの向上を実現する公共の経営の推進を図ります。

## 施策を取り巻く環境

人口減少や少子高齢化、ICT（情報通信技術）の発展やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及などの社会情勢の変化により、行政ニーズは多様化し、地方行政をとりまく環境は一層厳しくなっています。多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応し、今後も継続して質の高い市民サービスを提供するには、行政改革をより一層推進する必要があります。

行政改革大綱（第5次）における「市民との協働による質の高い効果的な行政サービスの実現」という考え方を引き継ぎながらも、総合計画の考え方のひとつである公共の経営を実践し、行政ニーズに対する市民満足度の最大化を図ることが求められています。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
行政改革大綱実施計画（第5次）の達成度	%	0	10月頃判明	100	行政改革大綱実施計画（第5次）の達成割合
行政改革大綱実施計画（第6次）の達成度（新規）	%	-	-	100	行政改革大綱実施計画（第6次）の達成割合

## 施策を実現する手段

○分野別計画：行政改革大綱（第5次）（平成23年度～平成27年度）

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
行政改革大綱（第7次以降）の策定（新規）							○	
行政改革大綱（第6次）の進行管理			○	○	○	○	○	

## 市民協働への取り組み

目標レベル2  
意見を言う



目標レベル3  
連携する（パートナーシップ）



行政改革に真摯に取り組み、地域全体を「公共」ととらえ、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組む公共の経営を推進します。またパブリックコメントを通じて、ご意見やご提案をいただくことにより、開かれた行財政の運営を行います。

## 8-3-6

政策 8：住み続けたい！をみんなの声でつくるまち  
 施策 3：安定した行財政運営の推進

【行財政運営】

## 総合計画の進行管理

## 基本方針

本市の最上位計画であるこの総合計画に示す 32 施策の達成度や進行状況を把握することにより、施策の適正な進行管理を図り、8つの政策と将来都市像“人の和で 椿十徳 生きるまち”の実現をめざします。また、施策の達成度などを把握し管理するにあたっては、行政評価を活用し、将来都市像と政策・施策を達成するために必要とされる事業であるかどうかについて、評価と検証による明確化を図ります。総合計画に基づき、市民の活力がみなぎり、魅力にあふれ、住んでみたい、住み続けたいと考えてもらうことのできるまちづくりを推進します。

## 施策を取り巻く環境

総合計画は、本市のまちづくり全体に及ぶ最も大切な計画であり、市政運営の基本となる、まちづくりの指針となるものです。総合計画には、本市がめざす将来都市像が描かれており、野々市らしさの追求と、市民満足度の最大化をめざし、将来都市像を達成しなければなりません。

## 成果指標

指標名	単位	基本構想 策定時	H27 実績 値	目標値	指標の説明
市政に対する市民満足度	%	94	91	96	市政に満足する市民の割合（市民意識調査）

## 施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
行政評価の実施		○	○	○	○	○	○	○
事業実施計画の策定		○	○	○	○	○	○	○
市民意識調査の実施						○		
基本計画の総括			○					
総合計画に関する職員研修		○	○	○	○	○	○	○
次期総合計画の策定						○	○	

## 市民協働への取り組み

目標レベル 2  
意見を言う



目標レベル 3  
連携する（パートナーシップ）



市民、各種団体、企業と行政が共にその役割を認識し、力を合わせてまちを作るという考え方を育み、全員で住み心地一番のまちをめざします。